

2016年度調査研究活動実績報告書

県民の会 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

(1) 津波避難ビルとマンション防災について

(2) 地区防災計画について (政務活動費充当)

(3) 災害への備え、被災地の復興と事前復興のあり方について (政務活動費充当)

(4) 防災・減災対策の啓発・防災学習について (政務活動費充当)

(5) 地域における活動と要配慮課題の調査について

2 こどもの貧困対策・児童虐待予防についての調査研究

3 高齢者の孤立対策、多様なまちづくりと貧困化の調査研究

4 「地方創生」、移住定住などの調査研究

5 新エネルギー、脱原発政策についての調査研究

6 教育の課題についての調査研究

(1) 人権教育について

(2) 食育について

(3) 防災教育について (政務活動費充当)

7 平和行政、緊急事態条項と憲法の関係についての調査研究

8 その他 (政務活動費充当)

詳細は次ページ以降

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

(1) 津波避難ビルとマンション防災について

4月29日「HOTARUプロジェクト津波避難誘導灯への協力拡大が増設加速化へ」

マスコミでも報道された「HOTARUプロジェクト津波避難誘導灯」設置完了に伴う現地説明が、下知地区のパチンコタマイ立体駐車場（津波避難ビル）で行われ、地元の東雲町自主防災会や町内会の皆さんが取材を受けました。

シンガー・ソングライターの浜田省吾さんらが設立した民間基金「J・S・Foundation」と高知市内のデューク、四国舞台テレビ照明2社が、高知市に津波避難誘導灯（2千万円相当）を寄贈されて、実現したもので市内の避難ビルに70基が完成しました。



これは、2011.3.11以後、J・S・Foundationが、ソーラー街路灯プロジェクトとして、災害時の緊急避難場所となっていた小学校、中学校、公民館や通学路、仮設住宅周辺、港湾などにソーラー街路灯を設置し、明日の灯りを灯してきた「ホタルプロジェクト」を高知では事前防災・減災の視点から取り組まれたものです。

津波浸水が想定される地域においては、避難場所や避難路などの避難空間が確保されても、発災後の停電時においても常に点灯し誘導し続けてくれる避難場所の誘導灯として、命を守る灯火として導き、平時には犯罪を抑制する防犯灯などの効果も期待できるソーラー街路灯を設置して頂くことは極めて有効な取り組みだと言えます。

私の住むマンションでも、避難入り口の階段付近に設置して頂いており、昭和小校区では8カ所に設置されています。

今回の報道などを通じて、協力企業などが増えて、避難誘導灯の設置の加速化が図られたらと思うところです。

それにしても、これからは、この避難誘導灯を使った夜間の避難訓練が実施されることが設置して頂いた住民の役割となってきます。

1月29日「マンションでも一人ひとりが『防災を自分ごと』にして備えること」



サーパス知寄町I防災講演会では、「マンションでこそ強みを発揮する巨大災害への『知識』の備え～生活再建・賃借紛争から要援護者の個人情報まで～」と題して、マンション防災力を高めるために岡本正弁護士からお話を頂きました。

東日本や熊本の被災地の法律相談事例からみえてくる瓦礫の向こう側から聞こえてくる声を受け止めることで、「災害が自分ごとになり」そして、「防災を自分ごと」にし、防災・減災のための「知識の備え」の必要性を強調されました。

その中でも、災害後は情報が届かないメカニズムになってしまい、自ら知ろうとすることが困難であるからこそ、命が助かった後、これからどう生き抜いていくのか最低でも知っておく「生活

再建の知識」備えることに、多くの参加者が共感したようです。

マンションでは、一人でも知つておくことで、情報を共有する方法は、いろいろ工夫できるので、情報の共有化をすることで、少しでも「防災を自分ごと」にしていくよう努めていきたいと思ったところです。

また、最後の 30 分間の質疑応答では、マンションにおける権災証明のことや支援の仕組み、個人情報の提供先として管理組合や自主防災会が対象になるのかなどについて情報交換もできました。

質疑を通じて感じたのは、今の災害関連法が、被災マンション法が改正されたりはしているものの、多くの法律が戸建て住宅・世帯を前提とした法律で、被災マンションをカバーしきれないものも多く、そこを変えていくことも求められているのではないかと感じたところです。

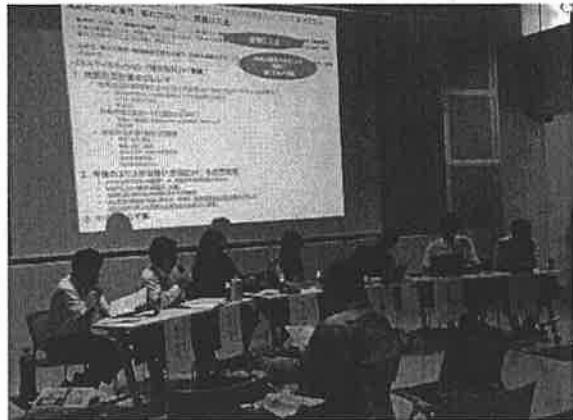
(2) 地区防災計画について

(政務活動費充当)

9月6日「『地区防災計画』ジレンマに陥らないための行政と住民の関係性を追求して」

地区防災計画学会の【連続公開シンポジウム4】「熊本地震を踏まえた地域防災力強化の在り方 in 東京」が、東京大学生産技術研究所開催されたので、参加してきました。

「コミュニティ防災の現場からみる地区防災計画制度の可能性と課題」ということで、これまでの二年間の実践の中で、課題として明らかになりつつある、制度として位置づける意義、市民として、行政として、上手な使いこなし方について、コミュニティ防災を実践する研究者から話題提供が行われた上で、フロアーとの質疑も行われました。



基調講演は、加藤孝明東京大学生産技術研究所准教授が「地区防災計画のジレンマ～住民の立場から VS 地域防災計画策定の立場から」、そして、内閣府（普及啓発担当）「地区防災計画制度の普及の現状～特に地域防災計画での位置づけ方に焦点をあてて～」、石川永子横浜市立大学国際総合科学部国際都市学系まちづくりコース准教授から「地域防災支援活動・大学教育からみた地区防災計画制度～横浜市での活動を通して～」、伊村則子武藏野大学工学部建築デザイン学科教授「地域での防災啓発支援の実践からみた地区防災計画制度～西東京市の事例を通して～」、三浦伸也防災科学技術研究所・社会防災システム研究部門 主幹研究員からは「文部科学省地域防災対策支援プロジェクトを通して考える地区防災計画制度の可能性と課題」について、最後に吉川忠寛防災都市計画研究所代表取締役から「地区防災計画策定実務からみた地区防災計画制度～計画の「質」と「量」をいかに両立させるか？～」と題して、話題提供を頂きました。

会場参加型のパネルディスカッションでは、高知市役所防災対策部地域防災推進課山中係長も参加して、行政と地域の主体の支援と関わり方などについて発言もされました。全体で討論する中で出された意見をまとめると次のようなものでした。

「地区防災計画のジレンマ」

1 地域防災計画の中にオーソライズする方法？メリット・デメリット

「市民の視点から」「行政の視点から」「その他企業の立場から」考えられるメリット・デメリットについて。

・計画の質と量をいかに両立させるか？実効性をどう維持確保するか

- ・地区防災計画「制度」の課題

時間・労力・費用／権限・責任・補償／公助・「共助・自助」の役割分担／具体的な事業計画／役所側の体制づくり

- ・地域防災計画への掲載方法

オーソライズする意義　自立的に動けるような支援　権限・責任・補償／費用・支援

- ・公と共に役割分担

お互いの力量の範囲内での支援、突出したモデル事例ではなく、誰でもが取り組めそうなモデル事例を育てる。

2 今後より上手な使い方のヒント、その方向性

- ・ハードルを下げる

- ・防災「も」という発想

- ・地区防災計画の特徴を生かす

- ・地域の努力と支援のバランス

- ・公と共にガバナンスのつながり・緩やかなカバー連携

3 主体としての地域と行政の支援のあり方の中で、気をつけなければならないのは「主体性を損なわない・継続性を損なわない」ことに留意する必要がある。

以上を踏まえてまとめられた鍵屋一（跡見女子学園大学観光コミュニティ学部教授）先生は「応急対策は地域と行政は対話を深め会うことで矛盾しないだろう。しかし、予防と復興については、財政面も含めて優先順位が求められる。水平化を図るためにには、リーダーの人材、支援力の問題がある。眠っている地域をどうするかという問題はあるが、わくわく感をどうつくるか。そのためにも経験の共有が必要ではないか。」と締めくくられました。

このような議論をさらに掘り下げ、共有していくことで、制度のデメリットを超えるメリットが可視化されていくことになると思われます。

11月20日「熊本地震を踏まえた地域防災力強化のあり方イン大阪－地区防災計画と事業継続継続計画とICTプログラム」



連続公開シンポジウム「熊本地震を踏まえた地域防災力強化のあり方イン大阪－地区防災計画と事業継続計画とICTプログラム」シンポジウムは、地区防災計画学会長の室崎先生

がおっしゃった「ますます地区防災計画の必要性と可能性が大きくなっている」ことの実感できる内容でした。

黒潮町の実践事例を報告された副会長の京都大学矢守先生がパネルディスカッションでコメントされた「BCPが企業内に内向きのものであってはいけないし、地区防災計画も地域だけのものであってもいけない。行政も含めて、これらを単体でなくどう関連づけシンクロさせていくのか」ということも、すでに取組中の高知市下知地区だけでなく、これから地区防災計画に取り組む上で、もっと意識する必要性を感じたところです。

(3) 災害への備え、被災地の復興と事前復興のあり方などについて

(政務活動費充当)

4月16日「住まい、つながり、生活再建と災害復興、熊本地震にも生かせるように」

高知県地震火災対策検討会委員でもあられた神戸大学都市安全研究センター長北後明彦教授のご案内メールを頂いている神戸大学RCUSSオープンゼミナールの今回のテーマが災害復興だったこともあり、行ってきました。



最初のプログラムは「社会調査によって復興を「見える化」する～兵庫県生活復興調査を端緒とする復興過程の解明」とのテーマで木村玲欧兵庫県立大学環境人間学部／大学院環境人間学研究科准教授から、阪神・淡路大震災の復興過程を無作為抽出調査を継続的に行うことで明らかになった復興過程と、新潟県中越地震・中越沖地震などで検証した復興過程の一般化の試みについて紹介されました。

熊本地震の今を想定しながら聞く中で、木村先生の被災者には避難理由が「ライフラインの使用不可」「ケアが必要な家族の存在」「情報・物資支援の要求」「建物の安全性への不安」「余震恐怖」の5つのタイプに分類されることから、5つの支援のパターンが必要になるということは、まさに今熊本ではそのことが求められているのだろうと考えたところです。

また、「復興の構成要素」の大きなものは「すまい」と「つながり」ということを考えたとき「住まいに関する情報がいつ必要とされるのか」なども極めて重要だし、「生活復興感を下げ留める要因」として「震災後の転居回数が多く、まちのイベント参加の度合いが低く、住んでいるまちの住民相互の付き合いの程度が低いと生活復興感を下げ留める要因」となっていることなどは、下知の事前復興計画の策定の上で、随分参考になりました。

次に、岩波書店「住まいを再生する」の編著者でもある平山洋介神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授の「住まいと生活再建ー人生の立て直しに向けて」について、釜石市の被災者を対象とし、その住宅事情に関するアンケート調査を実施してきた結果をもとに、住宅復興の論点を示して頂きました。

平山教授の「開発復興」の問題点を指摘した上での、「住宅再生の政策支援」のあり方について、さまざまな被災者の置かれた世帯状況、雇用形態、震災前居住形態などによって多様な選択肢、政策の複線化が必要となることなどは、事前復興を考えていく上で取り組まれなければならない課題であることを学ばされました。

そして、最後に言われていた「再び住むということは、過去／現在／未来をつなぎ合わせる」ことを踏まえて、「いま、ここからの未来」に向かって「人生と地域の将来像」を下知で高知県でも今から描いておくことが大事だということを確認させて頂きましたし、早速熊本地震の被災者支援の中で生かせていくべきと思ったところです。

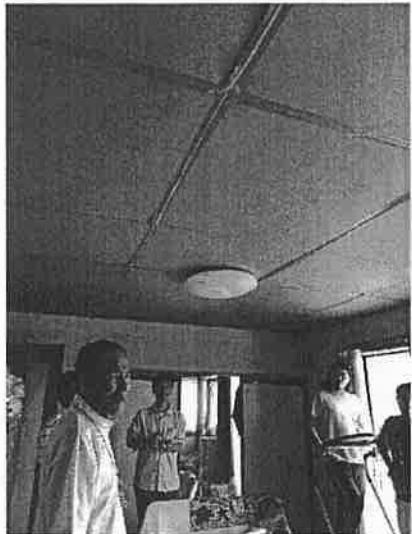


5月6日「東日本大震災の自宅避難者支援の反省は生かされるか」

ニュースで、熊本地震の被災自治体で最も多い7836人（3日現在）が避難生活を送る熊本市で、一時避難先となる市営住宅の抽選が実施され、250戸の提供に対し、15.8倍の3949

世帯から申し込みがあり、住まいに対するニーズが極めて高い実態が浮かんでいることが報じられていました。

ある避難世帯では、「損壊している今の自宅に住みながら、直すしかないのだろうか」と途方に暮れていましたが、これまでの報道では余震を脅えて屋外避難を続けざるをえない実態が多く伝えられていたが、やはり心配されていた「在宅被災者（自宅避難者）」の問題も明らかになっていきます。



そのことを心配されていた東日本大震災で石巻を拠点に「在宅被災者」の支援を続けてこられているチーム王冠代表の伊藤さんから、「現場に行かなければ分からぬ問題点はあるかもしれないが」との断りを前提としたメールを頂きました。

昨年、石巻を訪ね、「在宅被災者」の課題について、学ばせて頂いた際にお世話になったチーム王冠では、災害後の物資の配給などは、多くの人が身を寄せる避難所に集中しがちで、被害が出た自宅にとどまる「在宅被災者」には届きにくく、避難所と比べ、暮らしに必要な情報も入手しづらくなる課題を指摘されています。

ここでは、メールにあった中から、全体化しておく必要があるのではないかと思われる課題について抜粋し、情報共有させて頂きたいと思います。

（メールから抜粋）

東日本大震災で問題視する在宅被災者の状況を大別すると以下のようになると思います。

1. 医療・介護・生活保護など「福祉」に関する問題
2. 住居「住まい」に関する問題
3. 仕事「生業」に関する問題
4. 支援制度「情報」に関する問題
5. 復興政策「復興災害」に関する問題
6. 支援格差が生む転轢、不安障害
7. 以上から来る震災ストレス、心のケア問題

（問題が重層的なケースが多い）

様々な報道で「在宅被災者」というワードを目击します。このワードが一般化したことは、良かったと思いますが、現時点では「自宅避難者」とした方がいいと感じます。個人的には同じ意味だと思いますが、「避難者」という言葉に行政は敏感です。在宅被災者という言葉も、自宅避難者と呼ばせたくない行政に配慮したところから生まれました。「避難者」だと行政には保護などの義務が生じるが、「被災者」だとそこまでではないという屁理屈です。

報道からの情報だと、みなしふ設などの説明会が行われ始めたようです。仮設から仮設の移転はハードルが高い点や、県をまたぐ移転は認められないだけでなく、一切の支援が無くなる可能性、「応急修理制度」が使えなくなることなど注意事項を確認して欲しいです。また、東日本大震災の宮城県の対応は、「みなしふ設」利用者の名簿が自治体に送付するまで半年を要しています。

「在宅被災者」に食料も物資も届かないと報道にふれ、「またか・・・」と、この国の指導者の学習能力の低さには辟易しますが、現時点で注意すれば回避できる点をいくつか列挙します。（本當は、検証をすすめ体系化してほしかった。）

はじめから在宅被災者だった人も多いですが、1ヶ月～2ヶ月で自宅に戻るケースが目立ちます。
(当方データ)

これから損壊判定が進んでいくと思うので、次のことには
「応急修理制度」を使うと仮設（みなし）に入れなくなる。

「加算支援金」を使うと災害公営住宅に入れなくなる。

「基礎支援金」は受け取っても、どんな制限も受けない。

運用が弾力的に行われれば、この限りではないが、落ち着けば落ち着くほど運用は硬直的になってくる。情報を正しく理解し、選択をしていくことが必要だと思います。これも、ヒアリングを重ねてわかったことですが、在宅被災者の高齢者の多くは家屋の片付けで致命的な負傷をしています。

この点は、以後の生活再建に大きく響いています。

在宅被災者（自宅避難者）は、後回しにされる傾向にあるのは、致し方ない部分もあるが、食料や支援が届かない現状を考えると、一刻も早い状況把握が必要だと思います。事実、東日本大震災のときも、震災3ヶ月で孤独死していた在宅被災者がいました。

問題を問題として捉えることができる判断力、トリアージのような考え方で被災者台帳を作るべきだと思います。

以上ですが、今後の支援の中で、看過してはならない課題として、留意すべき課題であるし、高知でも、それを想定した「自宅避難者」の方を今から考えておきたいと思います。

5月9日「日本記者クラブ南海トラフ地震対策取材団との意見交換で新たな気づきも」



今年の4月1日現在の「高知県における自主防災組織の結成状況」などが、昨日明らかにされました。

県全体の組織率は93.3%、津波浸水域では91.4%、それ以外では95.2%と前年同期から僅かながら上昇しているが、課題は組織間の活動の質と量の格差解消であり、都市部の高齢化の進んだ地域の担い手不足と若年勤労世帯層の自主防災活動への参加が得られていないことだと思います。

そんな中、日本記者クラブ高知南海トラフ地震対策取材団の8人の記者の方達の取材を下知地区減災連絡会の

役員メンバーで受けました。

来高されたご一行は、南国市や尾崎知事、高知大岡村教授らとの懇談もこなされた後に、実際地域で活動している共助の取り組みをということで、訪れて頂いたものでした。

私の方からは、「下知地区防災計画 平成27年度検討結果報告書」にそって、地域の抱える災害特性や取り組みの経過と現状、課題などについて説明した後、さまざまな意見交換をさせて頂きました。

「マンションを津波避難ビルに指定する際の合意形成の難しさや住民が津波避難先として考える優先順位について」「高齢化や利便性、災害の常襲性などと関連する災害の復興のあり方」「課題解決の取り組みと先を見据えた事前復興計画づくりの優先性について」「都市部の防災の取り組みとコミュニティ形成について」「若年勤労者の防災活動への関心について」「下知地区固有の課題の全体化と地域防災計画への反映について」「地域と自治体議員の関係性について」などなど予定した時間を上回って意見交換がされました。

改めて気づかされた課題もありますが、そのことも含めて、受けられる支援を受けながら、地域が主体で取り組んでいくしかないということを痛感した2時間でした。

5月16日「被災地の復興へ人間復興の『共同提言』活かそう」

最大震度7を記録した熊本地震の「本震」から1カ月となり、会員でもあり、日頃から災害復興のあり方について、学ばせて頂いている関西学院大学災害復興制度研究所と日本災害復興学会復興法制度研究会が「平成28年熊本地震に関する共同提言」をまとめ、熊本県知事と防災大臣に提出

しました。



大震災以降に整備された制度が活かされることを願って取りまとめられたもので、次のような項目について、遅滞なく復興に活用することで、被災自治体が、被災者が復興を見通せるようになればと思います。

【第1 東日本大震災以降に改正された最新の法制度に基づく施策の確実な実行】

1 基本理念規定（災対法2条の2第4、5、6号）に掲げる、人命の最優先保護、被災者の事情を踏まえた適切な援護、速やかな災害復興等の実施状況の点検及び改善東日本大震災を教訓に災害対策基本法が大きく改正されました。特に、被災者支援のあり方については多くの条文が設けられました。

2条の2において、災害対策の基本理念が掲げられております。基本理念に則って、被災者の側にたった立法・運用がなされることを求めます。それらの規定が遵守されているのかを点検し、遵守されていない状況があれば速やかに改善して下さい。

2 被災者の心身の健康・居住場所確保、災害時要配慮者への必要な措置、的確な情報提供、専門家等も活用した相談の実施（災対法8条2項第14、15、17号）

3 避難所の生活環境の整備（災対法86条の6）と避難所に避難していない在宅被災者等への適切な措置（災対法86条の7）

4 被災者台帳の導入と被災者援護等に向けた個人情報の利活用（災対法90条の3、4）

【第2 東日本大震災と同等の施策の実現】

1 被災ローン減免制度の徹底活用（個人向け）と、熊本地震事業者再生支援機構（事業者向けの債権買取・再建支援）の創設

2 被災マンション法、大規模災害借地借家法の適用

3 災害援護資金の貸付けに関する緩和措置（利息減免、保証人不要、免除要件緩和）の実施

4 義援金の差押禁止の立法措置

【第3 過去の災害経験・教訓を踏まえ、被災地の現状に即した施策の実現】

1 災害救助法の弾力的適用（特に住宅修理と、みなしまも含めた応急仮設住宅の対応）

2 広域避難の実現と避難者への支援の確保（情報提供、個人情報共有、生活保障等）

3 生活保護制度と被災者支援制度の間の調整（義援金等の収入認定の誤り等の是正）

4 関連死の防止に向けた必要かつ最大限の措置と、各市町村における認定と審査の実施、発生事例の丁寧な把握・分析

5 災害弔慰金・見舞金の仕組みの見直し（「主たる生計維持者」基準の見直し等）

6 被災者生活再建支援制度の拡充と、住宅再建にとどまらない生活再建の支援

7 地盤被害の補修に対する十分な公的補助

8 自治体による独自施策の実施を促進（熊本県と大分県の支援格差の是正等）

今朝の朝日新聞には、「復興5首長『見通せない』」との見出しが、避難の長期化や家屋の被災が深刻な熊本県内19市町村の首長にアンケートを実施したところ、大半の首長が復興を実感できるまで少なくとも数年間かかると考えていることが明らかになったことが報じられています。

それだけに、この「共同提言」は、今、被災地に求められる法政策上の課題をまとめ、「人間復興」を基本的視座に置き、雲仙・阪神・新潟中越等の経験と教訓の蓄積に基づき、東日本

9 被災地の自由裁量を保障した民間財団方式による「復興基金」の早期設置

8月20日 「被災地熊本に学ぶ」



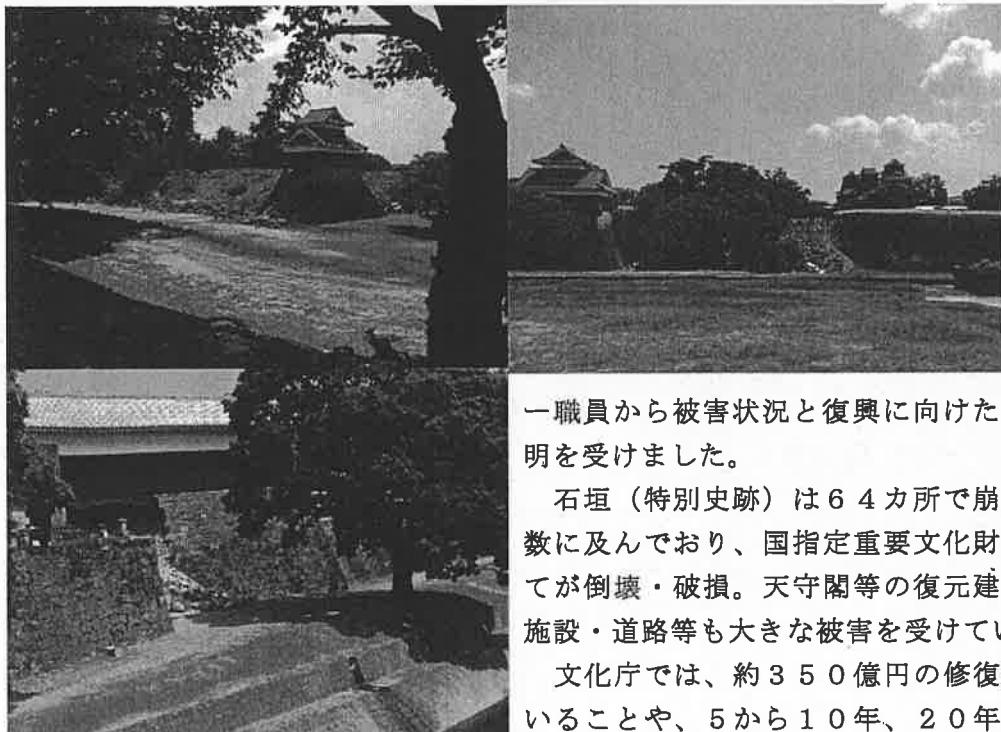
熊本地震の被災状況調査のため、県庁で知事公室危機管理防災課田口審議員から熊本地震への対応状況等の説明を受けました。

丁度その日は震度1以上の余震が2千回を超えた日でもありました。数値的には一ヶ月毎に発生回数が半減はしているとのことでした。

しかし、死者が90名に上ったことが報告され、災害関連死は新たに市町村で認定され続けており、まもなく関連死が直接死を上回るであろうことも報告されました。

避難所及び避難者数も最大時38市町村、避難所855カ所、避難者183,882人だったが、16日時点では11市町村、避難所34カ所、避難者1,335人となり、これも日々仮設住宅やみなしふ設住宅へと移りつつあることが報告されました。

ただ、一方で、罹災証明書の発行については、一次調査で納得がいかず二次調査の依頼も42千余件に上っている状況もあるようですし、質疑で出された備蓄のあり方に対する考え方には、首を傾げる面もありました。



その後、熊本城では、園路への石垣の崩落、新たな崩落の危険などがあるため、城内へは進入できず、遠くからではありますが、被害状況を見ながら熊本城総合事務所調査研究センター

一職員から被害状況と復興に向けた見通しなどについて説明を受けました。

石垣（特別史跡）は64カ所で崩落・破損し、亀裂は多数に及んでおり、国指定重要文化財の建造物は13棟の全てが倒壊・破損。天守閣等の復元建物20棟のほか、公園施設・道路等も大きな被害を受けています。

文化庁では、約350億円の修復費用が必要と見込んでいることや、5から10年、20年近くかかるとも言われ

ているだけに、この間の全国的な支援や本県の高知城をはじめとした文化財の教訓の共有も図りたいものです。

今回の地震で最も被害の大きかった益城町では、グランメッセ熊本で待って頂いた門崎町政策審議官から、被災状況と現状について説明を受けました。

このグランメッセ熊本は、当初は施設内も開放していたが、16日未明の「本震」でスプリンクラーが誤作動。窓ガラスが割れ、天井も崩れ落ちた。屋内は危険と判断され、立ち入り禁止になった後も、最大時1万人が車中泊など駐車場に避難していたところです。

今でもわずかにテントが残っています。また、結構多くのトレーラーハウスがありました。これらは、災害時要配慮者のための「トレーラーハウス福祉避難所」が、災害救助法適用を受けて8

月末までの予定で設置されているものであるそうでした。

時間の関係で町内は、ほとんど車中からの視察でしたが、家屋の倒壊ぶりは報道などで見ていましたとおりで、7月から罹災照明で半壊以



上の家屋の解体撤去を始めていますが、約3000棟の撤去は平成30年3月までかかるそうです。しかし、罹災照明発行について納得のいかない方について

では3巡目の審査をされているそうですから、そういう方の分も追加されたりするのでしょうか。8月16日現在では10避難所に641人の避難者がおられたようですが、学校の二学期に向けて、



益城町立総合体育館への避難所集約が急がれていて、現在では約500人が体育館で避難生活を送っていました。

応急仮設住宅が町内に1285戸建設される予定で、6月から順次入居が開始されているようですが、10月末までには、希望者全員に入居して頂く予定だそうです。

7月6日に策定した「益城町震災復興基本方針」をもとに町内14カ所で意見交換を行い、住民主体の復興に向けた総合的な計画「益城町復興計画」を年内に策定する予定で取り組んでいることの説明がされました。

極めて短時間での視察でしたが、今後も継続的に見守りながら、支援の継続、そして教訓をこれから備



えに活かしてしきたいと思います。

この調査で学んだことについては、9月定例会で質問に反映することとしました。

2月15日「住民が主体となる防災・まちづくりを」

アジア経済研究所新領域研究センター大塚健司主任研究員や近畿大学総合文化研究科藤田香教授が高知市や下知地区の防災活動について研究されてきた関係で、「地域の実践的連環知に基づく環境・減災ガバナンス—事例研究」プロジェクトの研究会にお招き頂き、参加してきました。

その目的としては、水問題、環境問題、そして災害への対応にあたっては、政府主導の公共政策

と非政府アクターによる様々な実践の間のギャップが問題解決の阻害要因となっており、それらの協調をいかに実現するかが共通のガバナンス課題であると認識するに至ったとのことで、両研究プロジェクトの主要メンバーに加えて、私などもお招き頂き、「政策と実践」の協働を可能にするためのガバナンスのあり方について議論を行うものでした。

プログラムは下記の通りでした。

<第1セッション：水・環境・減災ガバナンス> 司会：磯野弥生（東京経済大学現代法学部教授）

報告①「日本の経験と国際協力」石渡幹夫（国際協力機構国際協力専門員）

報告②「実践的連環知に基づく水・環境・減災ガバナンス」大塚健司



コメント 小國和子（日本福祉大学国際福祉開発学部准教授）+山田七絵（アジア経済研究所新領域研究センター副主任研究員）+質疑応答

<第2セッション：防災・減災・復興> 司会：大塚健司

報告③「人間のための復興をめぐって」山下祐介（首都大学東京人文科学研究科准教授）

報告④「災害への備えと地域コミュニティの持続可能性」

藤田香（近畿大学総合文化研究科教授）

報告⑤「災害と連携」磯野弥生

コメント 菅野拓（人と防災未来センター研究員）+質疑応答

<第3セッション：実践の経験から> 司会：藤田香

報告⑥「熊本地震対応の実践」花田昌宣（熊本学園大学社会福祉学部教授・水俣学研究センター長）

報告⑦「逃げ地図の活用実践」大崎元（(有)建築工房匠屋一級建築士）

報告⑧「高知市下知地区における震災対応の取り組み」坂本茂雄（高知県議会議員）

コメント 大野智彦（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）+質疑応答

<第4セッション> 司会：大塚健司 総合討論と、みっちり5時間を超すものとなりました。

石渡幹夫さんからは、「阪神淡路大震災、東日本大震災の経験と教訓をどう世界に伝えるか、日本でどう共有していくか。」ということについて、また、コメントーターの小國さんからは「平時の地域振興の一環としての防災・減災というあり方を含めて、どうすればよいか？外部からの研究者の支援のあり方は？」と投げかけられたり、「中央政府は災害の教訓を次につなげて克服していると言うが、現場に降りてこない中では、失敗しない仕組みとなっているのではないか」との意見も出されました。

また、一昨年にも高知で自治研究センターの連続シンポで「消滅する市町村論を検証する」との講演をしていただいた山下祐介さんからは、「復興事業が復興を阻害している。復興政策が地域を持続不可能にしている。『国・政治・自治体・国民・マスコミ・科学』のそれぞれで『無頭のシステム』になってしまっているが、2000年代から新自由主義が席巻し、日本では統治システムが強化され、地域社会が弱体化している。人間がつながっていく社会の力が必要。」と述べられていました。

次に、下知地区にも何度か足を運んで頂いた藤田香さんからは、「補完性の原理で身近な地域で解決していくことが重要。高知市では自主防災組織率は高いが20代30代では知らない人が多い。経験の検証と知見の共有、現場での実践のスケールアップが必要。」と述べられました。

そして、磯野弥生さんからは、「災害における連携の主体は個人、住民、コミュニティ、行政、NPO、各種団体、民間事業者と様々。普段連携したことがなければ災害時の連携は難しい。平時からの連携、情報の共有、心の連携が必要。」ということなどが、述べられ、菅野拓さんからは「災害対応としてやったことのないことはできないということは共通している。災害は今までの取り組みの総

決算として被害が表れるということ。依存のないボトムアップの住民自治をつくるなければならぬ。上からの組織化でよいのか。主体でなければならない住民が、客体としての住民になってしまふと国民の無力感にも繋がるのではないか。そうでもないと言うことを見つめたい」とコメントされました。

私も含めた実践者のセッションでは、花田昌宜さんから「熊本学園大学は指定避難所ではなかつたが障害者も含めたインクルーシブな避難所運営を実践。管理はしないが配慮をするを原則に、最後の一人まで閉じない。震災前に出来ることは震災後も出来ない。」ということなど大変参考になるお話を聞かせて頂きました。

また、高知でも取り組まれてきた大崎元さんからは、「津波避難を念頭に逃げ地図ワークショップを各地で開催。小学生でも実践可能で防災教育にも応用できる。和歌山県では日本建築家協会が技術普及。課題を発見し一緒に考えていくためのリスクコミュニケーションの有効なツール。」についても紹介頂きました。

私からは、高知市下地地区における南海トラフ地震に対する備えの取り組みや地区防災計画・事前復興計画を通じた災害にも強いまちづくりの報告をさせて頂きました。

(4) 防災・減災対策の啓発・防災学習について

7月8日「防災・減災への人づくりが、防災にも強い街に」

2015年一年間、下知地区防災計画検討でお世話になったアドバイザーの鍵屋一先生（跡見学園女子大学教授）が昭和小6年生対象の防災学習授業、そして、昭和小教職員対象の防災研修会、さらに夜は今年度最初の下知地区防災計画検討会のアドバイザーとして出席して頂き、トリプルヘッダーをこなして頂きました。

私も、学校の防災教育と地域のつなぎ役として、終日参加しました。



まず、こどもたちは「南海地震を乗り越え未来を拓く」と題した授業を行われましたが、釜石で伝えられた「想定にとらわれない」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」ということを中心に「津波が来たときどうする？」のかというときに發揮する力として、「生きる力」「受援力」「支援力」という3つの力を發揮できるようにしておくこと。

そして、「人を健康で幸福にするのは良い人間関係に尽きる」ということをお互いで確認し、そのことを意識した家庭関係や人付き合いができたら、防災にも強い関係が築けることを強調し、ダーウィンの「最も強いものが生き残るのではない。最も賢いものが生き残るのでもない。生き残るのは変化するものである。」という言葉で締めくくられました。

生徒たちには、少し難しい話かと思いましたが、しっかりと反応し、理解を深められていたように思います。4年生から防災学習を行っていることの成果かと感じました。

次の教職員の皆さんたちへのテーマは「震災から子どもと職員を守る危機管理」として「平常時の備え」として「防災マニュアル作成・運用管理、職員の災害対応力・通常業務力の向上→学校の組織力向上」を図るのであるが、大事なのは「どんなマニュアルを作るかよりも、危機時に対応できる人間をどう作るかが重要」であることが強調されました。



まさに、「危機時に最適な判断、行動ができる人間力」を備えたリーダーづくり、さらに、そのリーダーがいなくても初動時に何をすればよいのか「指示書やスターターキット」を準備しておくことなどが指摘されました。

「ものごとを変えるのは人しかいない。人を変えるのは教育しかない。」「教育と訓練が重要であり、知識を行動力に変えるのは訓練である。」これらを組織として、しっかりと実践していくことで、「震災から子どもと職員を守る危機管理」に備えて頂く地域の防災拠点としての機能を強化して頂きたいと思います。

そして、夜は2年目となった下知地区防災計画づくりのための検討会を鍵屋先生アドバイスのもと開催されました。



まずは、自らが赴いた熊本地震の支援活動から見えた災害対策本部など支援を受ける自治体や避難所運営のあり方の課題等について報告頂いた後、東松島市の復興まちづくり計画をもとに復興のまちづくりのイメージやこれまで、そして、これから事前復興計画で描く下知のまちを気仙沼のような「夢の復興図」を描くことを目標に、取り組んでいくことが提起されました。

今回は、実際の下知地区の白地図に、どこにどのような施設やまちづくりの工夫をしていくのかワークショップで議論していきましたが、これまで描いてきた「子どもたちがのびのびと遊べるどこか懐かしい街 下知」のコンセプトイメージにそってこれからも描き続けていきたいと思います。

何よりも、今回は各層に呼びかけたことによって新たな事業所、団体、個人の方が参加して頂き、女性の参加も増えてきました。今後も、参画の広がりと量の増大も図りながら、事前に備えたことによって、子どもから高齢者まで、誰も南海トラフ地震で失うことなく、事前に描いた復興に取りかかれるよう備えていきたいと思います。

そんな思いが、今年の内閣府の「防災白書」に紹介されました。

7月16日「減災へはやはり人づくりで備え」

高知県地震防災研究会・2016年度技術発表会をかるぽーとで聴講しました。



香川大学学長特別補佐四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構副機構長の金田義行氏からの、「四国を取り巻く地震像と今後の減災課題」と題した講演では、改めて津波シミュレーションだけでなく、地震動の教訓も反映させた備えをすること。広域に捉えた情報をローカルに出す情報として備えていく。日向灘でのM7.5の地震が南海トラフ地震を誘発する可能性もある。過去にないからといって将来ないとは言えない。しかし、紀伊半島沖の地震回数が増えたり、室戸での地震が何度か起きると、南海トラフ地震の先が見えてくるなどの可能性が話されました。

その上での、まとめとして「東日本大震災（大津波）熊本地震（強震動）の教訓を活かす」ということで「南海トラフ巨大地震は強震動、大津波の複合災害で、①減災対策の再点検・災害連鎖、

コラム：越後にかけて実際に描いた防災地図の実感手帳

地域においては、自衛・精神を基盤とする防災活動を実施している。ここでは平成27年下知地区防災計画や下知地区事務の実感手帳における特徴的な取り組みを紹介する。

△「南海トラフ地震に備えた中田町防災計画作成への取組」（高知県南国市下知町）
南高地区は、南海トラフ地震による津波に備えて、津波避難計画の策定や地区における津波避難訓練などを取り組んできた。地盤沈下や海水浸入は免れられないものと想定しているが、地区的事前復興計画は存在していなかった。震津・真庭大震災や東日本大震災の被災地域での実績を踏まえとし、被災後には復興計画を検討するものなどとも大変なことであるが、直面かに復興を期めないと若い人々を中心に町から出てしまう懸念があることから、南高地区では、「此をきっかけとした後の長期の希望を見えなければいけない」と考え、また、「既存の希望から検討を始めることで、命を守る前段に主体的に取り組むことができる」とし、町長住民、板門派及び福智市を充てて津崩襲撃計画を創出した地区防災計画作りに取り組んでいる。



高知県南国市に向けたワークショップの様子

2度の強震動、流通経路遮断等②四国の道路・高速道、鉄道の健全性の点検、復旧避難所運営③運動、誘発地震シナリオ対策の点検④人材育成の必要性(災害前、災害時、災害後) ということを強調されました。

また、高知大学教育研究部自然科学系農学部門原忠教授からは、「熊本地震の実態と南海トラフ地震への教訓」と題した講演で熊本地震の被害(総括)として、次のことがまとめられて報告されました。

●内陸型(活断層) 地震の典型的な被害が確認された。2度の強振動で特に揺れに起因した被害が拡大した。

●活断層沿いの旧耐震家屋の倒壊が顕著であった。新耐震建物の被災は構造上の問題も見られた。

●土木構造物への被害も目立った。橋梁の被害(段差等)は発災直後の迅速避難の妨げとなり復旧段階に支障をきたす。

●液状化は、自然堆積の若齢な地盤に被害が集中。軟弱地盤が分布する高知市内では、類似の被災を想定し事前対策を進めるべき。

●ため池の付帯施設の被災は耐震対策を見直す大きな教訓に。

●避難所の運営は初動の良否が生活環境の維持に大きく影響。

●自治体庁舎等の被災は、住民サービス・教育の維持、迅速な復旧活動の妨げとなる。至急解決すべき問題。

●東日本大震災以降、津波の対策が先行したが、今一度原点に立ち戻り、揺れに関する対策にも目を向け、行動に移すべき。

これらの課題を今後の対策に生かしていくことが求められています。

あわせて、お二人の講演の中で、共通していたのは防災意識の高い、被害軽減のために役立つ人材・人づくりであるということです。

このことを我々は、常に意識した取り組みを教育の現場や地域で取り組んでいくことが、教訓であり、第一の備えではないでしょうか。

7月21~23日 東日本大震災における被災教育現場調査



初日は、宮城県特別支援教育室の片岡明恵先生から、震災当時の石巻支援学校での避難所開設運営にあたっての様々な課題や教訓さらには、そのことを踏まえた防災教育のあり方や教員の資質向上などについて、お話を伺いました。

さらに、東北大学災害科学国際研究所に場所を移してからは、2月に昭和小学校を訪ねて頂いたこともある佐藤健教授と桜井愛子准教授から、学校の防災管理に関する東日本大震災からの教訓や被災後の学校での防災教育の取り組みについて、お話を伺いました。

佐藤教授からは、いくつかの学校事例から学校の避難計画に関する保護者や地域住民との情報共有化と共通理解や学校支援活動による学校の防災管理の充実について、また、桜井准教授からは石巻市鹿妻小における「復興マップづくり」の取り組みを通じた被災地での復興の要素を取り入れた防災学習について伺いました。

二日目は、石巻市内では、大川小学校に次いで生徒が犠牲となった釜小学校を訪ねました。



犠牲となった25名（うち行方不明1名）の生徒たちは、引き渡し後に犠牲となつものです。

横江校長先生や教頭先生そして5年前にも在籍されていた防災主任の先生方から、被災時の避難行動や避難所生活からの教訓を踏まえる中、地域と学校の顔の見える関係づくり信頼関係を築くことの大切さが強調されました。



午後は、みらいサポート石巻で、職員の方と語り部をされている石巻湊第二小学校の被災時の佐藤教頭先生からお話を伺いました。

避難時に課題となつことや避難生活で気をつけなければならなかつた衛生面のことなどについて、伺いました。



高齢者は階段を登り切れず、スムーズな避難行動が取れなかつたことや3階の教室、廊下だけで700人が避難していたところでは、体育座りしかできなかつたこと、二日目には

子どもたちが体調不良を訴えだしたこと、隣の湊中学と連携しながら救助を待つことなどのお話も、移動して目の当たりにした校舎を見ながら確認することができました。

また、津波火災で炎上した門脇小学校に回ると、ここでも当時の佐藤教頭先生が説明をして下さい、いかにして避難したかという避難の困難さや諦めずに避難することなどについてお話を伺いました。



最終調査地は、名取市閑上地区で、一人の園児を失うこともなく、閑上小学校に避難させた当時の佐竹園長先生から貴重なお話を伺いました。

ここでは、改めて日々の訓練の大切さを学びました。事前の避難行動を身に染みこませておく。職員の共通理解と共有を図ってきたことから、避難指示は三言だけ。「逃げます」「車を持ってきて下さい」「小学校で会いましょう」しかも、日頃の訓練があったからこそ、多くの車避難者が犠牲になつた中、選択した避難路を車で避難して、見事に避難しています。

それぞれの調査先で、最後にご無理を言って、昭和小学校の生徒さんたちに、3.11からの教訓をメッセージとして届けて頂きました。

そこに、改めて共有化すべき課題もありましたが、「子どもたちの力は限りなく大きく、人との結びつきの大切さ。このことが減災への力になる。」「避難所のことを親と日頃から話し合っておく。自分で考えて、自分で行動する。」「自分の命は自分で守る。」「熊本のことも他人事ではない。自分事にしていく。」などなど数え上げたらきりがありません。

そして、「子どもたちの適応力・回復力は強いが、子どもにとって安心を与える親、おとなが身近にいることは力になる。」ことからも「人と人との結びつきを深めておくためにも、学校と地域とのコラボのネットワークシステムを作つておくこと。」などが、求められていること、さらには、

「子どもへの支援は、先生への支援。先生方が落ち着くと子どもも落ち着くということから、教育現場での減災を進めるためには、教育者の防災意識を高めることが重要であることが改めて、問われていること。」も痛感させられました。

9月1日「あなたも私も誰でも参加できる『シェイクアウト訓練』を」



「防災の日」といっても訓練にも参加しづらい層として、若い保護者層が見受けられますので、事業所単位でやれば、そういう方にも意識してもらう、簡単にできる訓練として、取り組まれている「シェイクアウト訓練」を本格的に高知でも、取り組めたらと考えていたところ、秋田市役所であちこちに呼びかけのポスターが貼られていたことから触発されました。

「シェイクアウト」は、地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会です。さらに、シェイクアウトは住民自身、地域、学校が、職場などの組織が、非常時対策の見直し、防災グッズを確認、ケガを防ぐための身の回りの安全対策をとるように促すことも目的とされています。

「(1) まず低く=DROP！」→「(2) 頭を守り=COVER!」→「(3) 動かない=HOLD ON！」

この安全確保行動を約1分間行うものとなっていますが、高知の場合は、これを3分間にして、行うなど工夫をしてもいいのではないでしょうか。

今年の全国での参加登録者は3,983,742名だそうです。

この中に、高知も加わって、高知版「シェイクアウト」に取り組むことの必要性について、9月定例会で質問したところ、2017年度予算で事業化されています。

9月4日「ゼロにできない被災後の困難と向き合うための知識を学ぶ重要性」



「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」で、銀座パートナーズ法律事務所岡本正弁護士を講師に、「災害後を生き抜く 生活再建の『知識の備え』～東日本大震災・熊本地震の声から防災を自分ごとに～」と題して、災害から「命が助かった」その先に待ち構える「生活の再建」に向けて、役立つ知識について学ばせて頂きました。

岡本弁護士の講演を拝聴するのは、1月20日に続いて2度目でしたが、今回は「東日本大震災の被災地で受けた相談事例、4万件の声の中から明らかになった『被災』『困難』『悩み』」ということに加えて、熊本地震での、相談事例も加えて「安否情報」「罹災証明は」「被災者生活再建支援金は」「災害弔慰金は」「被災ローン減免制度は」「公共料金の減免措置は」など、まさに「命が助かった」その先に待ち構える「生活の再建」のために必要な知識を、具体的な相談事例を踏まえて紹介して頂きました。

いずれにしても、「知識の備えが防災・減災に」ということで、死者を限りなくゼロに近づけることは目指せるが、被災後の困難をゼロにすることはできないので、そのことに向き合うための知識を事前に身につけておくことの重要性を改めて学ばせて頂きました。

2月23日「地震にも強い安全な家を手に入れるためにも業者を見極めること」

「地震報告セミナー&地震に強い家づくりを考える」講演会は、我が下知地区が生んだ曳き家職

人岡本直也さんが、震災の復旧に関わる中で、学んできた建築士のお話の中でも、多くの県民の皆さんに、聞いて欲しいとの思いで、企画して下さったものでした。

熊本地震現地調査から学ぶ「連続震度7でも倒壊しない耐震設計とは」と言うことで、「熊本地震現地調査から見えた倒壊した建物としない建物の差、設計の問題点は」「木造住宅の施主と建築業者とのギャップ」「失敗しない土地の選び方」「住宅の新築やリフォームで、地震に備えて今後行うべきことは何か」「構造計算をきちんとしているか、耐震等級3の意味が分かるかなど耐震対策ができる住宅会社の見極め方」などについて、ポイントを踏まえてお話し頂きました。

耐震性を向上させることは、自分だけの問題でなく、家族の命を守ること、他者の命も守ることであることだということも強調されました。

そのための「地震に強い安全な家をどうすれば手に入れられるか。それは、いかに良い業者を選ぶかに尽きる。」ということが結論のお話で、これから木造住宅を新築する、あるいは耐震化・リフォームされる方には、非常に参考になる内容でした。

昨年の9月定例会でも、熊本地震後の耐震化の問題について質問したが、ただ、耐震化が進めばいいということではなく、その内実も問われることが突きつけられたように思います。

3月19日「子どもは防災・復興の希望」



高知県自治研究センターでは、2012年以降毎年「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」と題して、シンポジウムを行っており、今年は「防災を通して学ぶ 新しい時代の生き方とまちづくり」をテーマに第6回目のシンポジウムを開催しました。

講演では、まず、森本晋也氏（岩手大学地域防災研究センター准教授）が、「いわての復興教育ーいきる・かかわる・そなえるー」と題して、釜石東中学に在籍していた当時との生徒たちとの結びつきや大津町教委で学校再開にあたったこと体験などを通じて、「いわての復興教育」について、聞かせて頂きました。

- ・家庭と地域を結ぶ訓練など学校を巻き込むことで保護者世代を巻き込むことにつながる。
- ・大槌高校復興研究会は全校生徒の約半分が入会している。彼らの発案で、大津波教訓は石碑に残すのではなく、木製の木碑にすることで、4年に1度建て替えて、風化させないこととした。
- ・命を守るためにの知恵、家族との信頼、人とのつながりなど生きていく上で大切な学び。
- ・日常生活の大切さ励まし、支え合うことに未来がある。
- ・震災津波の経験も後世に、語り継ぎ。自らあり方を考え未来志向の社会を作ることが必要。
- ・震災津波の体験からクローズアップされた教育的価値を3つに分類し岩手の復興教育の教育的価値を次のように位置づけた。

1 生命や心について「いきる」 震災津波の経験を踏まえた命の大切さ・心のあり方・心身の健康

2 人や地域について「かかわる」 震災津波の経験を踏まえた人の絆の大切さ・地域づくり・社会参画

3 防災や安全について「そなえる」 震災津波の経験を踏まえた自然災害の理解・防災や安全・「いわての復興教育」を全県の学校が取り組む意義。

東日本大震災津波から得られた教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」は人間が生きていく上で持つべき普遍的価値と重なるものであり、その獲得は子どもたちの生涯にわたっての生きる力となる。

・活動や取り組みによって「思考力・判断力・表現力」の育成につながり、どんな場面に遭遇しても対処できる応用可能な力となる。

ことをさまざまな実践例や子どもたちの避難行動の中から、検証頂きました。

最後に紹介頂いた岩泉町立小本小学校（当時）大田校長先生の「学校の防災は、地域防災と一体でないと意味がない。この地に生きる人たちから過去の災害や教訓を学ぶ。地域の方々との情報共有・連携、日頃の顔の見えるつきあいが大事。学校が地域とつながっていると言う事は命がつながっていると言うこと。」を肝に銘じて、地域での学校と連携した防災活動の実践にこだわっていきたいと思ったところです。

また、講演2では、「地域を好きになる防災教育ー子どもたちが地域をつなぐ」と題して、林宜氏（和歌山県串本町古座小学校教諭）から、防災教育での授業の組み立て方や子どもが地域であるさとを愛するような気持ちを育てる取り組みについてお話し頂きました。

「地域を愛していない教師は郷土愛を教えられない。防災の授業を恐怖の授業にしてはいけない。自分の地域を好きにさせるような教育にしないと廃れていく。」との先生のお話も非常に重要な視点であることを感じさせられました。

最後に、お二人の先生に松本敏郎氏（黒潮町情報防災課課長）を加えたパネルディスカッションでは、「防災を通して学ぶ新しい時代の生き方とまちづくり」というテーマだったが、話されている内容は、かつては当たり前のこととして存在したまちのつながり、言葉としては「共助」という今の言葉が使われているが、隣近所の助け合いがあった「古き」を学び新しい時代に生かしていくことではないかということが、共有されるようなシンポになったような気がします。

いずれにしても、「防災教育を通した人づくりは日常の延長にあるもの」「釜石では、未来を担う子どもたちが生き残ったから復興に向けて頑張れた」「先生の熱意本気度が生徒を変える一かと言つて学校に任せてもいい虫のいい話ではない」「希望は子ども」そんないろんな「子どもの持つブランド力」を改めて学んだ貴重なシンポでした。

（5）地域における活動と要配慮課題の調査について

6月4日「防災・減災を我が事とするために」

高知開催となった地域安全学会春季研究発表会での公開シンポジウム「地域のチカラで南海トラフ地震と戦う」に参加しました。

これは、南海トラフ地震に立ち向かうため、地震に備えた地域社会の安全性の向上を目的として開催されたもので、今回は、ワカモノ世代のチカラに焦点をあて、学生団体による地域での活動報告を交えてディスカッションが行なわれました。

高知大学地域協働学部大槻先生から「未災地・高知が「ワカモノ世代」を育て・生かすには」ということで「防災にワカモノ世代の参画が必要な理由」「防災×ワカモノ世代」「ワカモノ世代を

育て・生かすための仕組み・仕掛けの必要性」などについての提起、そして、県立大学「イケあい地域災害学生ボランティアセンター」工科大学「防災ボランティア団体 KPAD」高知大学「防災すけっと隊」からそれぞれの取り組みについての報告がありました。

防災にも関心のあるワカモノ、あるいはワカモノでも地域がどう日常的に受け入れ、刺激を受けられる仕組みを作れるのか。時として、地域防災のハードルが高かったり、何とも言えないバリアーが張られていたりす



るのではないか、そこを低くしたり、バリアフリーにしていくことが、日頃の「ワカモノ世代を育て・生かすための仕組み」であったり、「外のワカモノが中のワカモノを補う力」を育て、将来の受援力の向上にもなるのではないかと感じたところです。

しかし、高知の大学生は、忙しい中、本当に真面目に頑張ってくれています。

そして、防災都市計画研究所の吉川忠寛さんやまち・コミュニケーションの宮定章さんの訪問を受け、防災減災についての意見交換を下知地区減災連絡会員、市職員の皆さんと行いました。

吉川さんからご説明頂いた東京文京区での密集市街地等における地区防災計画や岩手県大槌町「安渡地区津波防災計画」は、これからの中の下知地区にとって非常に刺激になる話ばかりでした。

特に、都市部でのワカモノの防災への巻き込み方や、東日本大震災で地区内の10人に一人を亡くしたという安渡地区的実体験に基づいて避難行動を検証して作成した津波防災計画は大変参考になりました。

8月5日「『教訓』を日々生かすために」

7月21日～23日に被災地の教育現場に学ぶために石巻などを訪れた際、朝日新聞「てんでんこ」編集記者の取材を受け、昨日はその記者が高知市に取材のため来られました。

南海トラフ地震では一人ひとりが避難所運営に直面する。被災地に学べることは

28

てんでんこ

第一回 防災を未来へ 四 高知から

右写真: 沢久さんのビデオメッセージを見る高知市立和田小の児童

南海トラフ地震では一人ひとりが避難所運営に直面する。被災地に学べることは

この記事は、南海トラフ地震による被災地の教育現場で、一人ひとりが避難所運営に直面する状況を記載しています。高知市立和田小学校の児童たちが、被災地で学ぶことを通じて、災害に対する意識や知識を深めようとしている様子が描かれています。記事は、児童たちの活動や感想、教員の指導などを中心に構成されています。

朝日新聞は、今年に入って「てんでんこ」という連載記事を3面に掲載されていますが、8月1日から「教訓を未来へ」ということで、「震災による多くの被害。何を教訓として、どう未来に伝え、生かすのか。模索する石巻の人々、つながる各地の活動を報告」されています。

その各地の一つとして、私たちの地域が取材されることになりました。

まずは、被災地で学んだことを授業の教材としてまとめられたことを踏まえた先生方の研修に、高知市地域防災担当職員とともに出席させて頂きました。

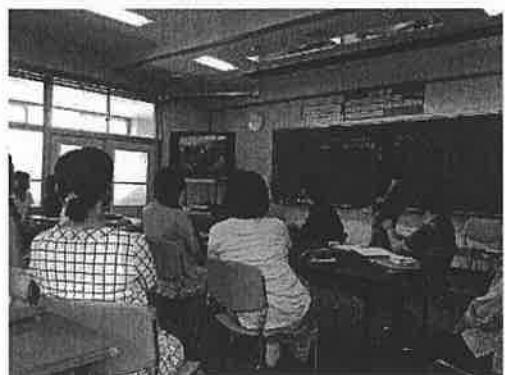
先生方の研修は、6年生の授業を作り上げていくために、どうやって組み立てていくか、凄く勉強になりました。

そして、学校で向き合う防災・減災教育と地域がどうつながるのか、私たちにも地域で問われている課題があるのではないかと考えさせられました。

夜は、下知地区減災連絡会の主だった役員が、これまでの地域の取り組みの経緯と今後の課題、南海トラフ地震に対する危機意識と地域に対する思い、昭和南海や東日本大震災など過去の震災の教訓をどう生かすか、どう次世代へ継承していくか、ということなどについて、取材を受けました。

また、昭和南海地震を小学六年生の時、須崎市で体験している減災連絡会会长には、70年前の地震と津波の記憶、体験をどう次の地震への地域の備えにつなげていくかについて、取材されていました。

その時に、会長が語気を強めたのは「揺れで助かった命を津波で絶対亡くしたらいかん」ということでした。



そのことを改めて、肝に銘じながら、日々の備えに取り組み、子どもたちへと災害からの教訓を「伝承」していくことも我々の役割であるということを再確認した取材でした。

9月15日「災害時要配慮者の避難の障害となる課題山積」



障害者共同作業所の皆さんのが避難訓練について下知地区減災連絡会と高知市職員で見学させて頂きました。

所長や支援スタッフの皆さん、そして、困難な中を避難される通所利用者の真摯な姿に多くの課題がお互い発見できたようにも思います。

実際想定される揺れの直後、施設の作業室からや施設そのものからの避難経路確保の困難さ。

避難所までの避難路で想定される被害（液状化、道路沿いの塹・家屋の倒壊、瓦礫の散乱、段差の拡大、点字ブロックのない道路、2カ所ある信号が機能しないなど）が起きている中で、障害種別や障害の軽重などによる避難行程での支援のあり方の困難さ。

平常時であっても、最寄りの津波避難ビルまで、障害が軽く介助の必要ない方が10数分、最も遅い方で20分ということでしたが、さらに、そこから車椅子の方にとっては困難なスロープで避難場所の屋上まで上るとなると、さらなる時間がかかることがあります。



次回は、地域の方と共同の訓練をし、同じ避難ビルへ避

難する方の介助も頂きながら、さらには避難ビルの従業員の方に介助を支援して頂くなどの取り組みができればと思ったところです。

見学されていた家族会の方とも、意見交換をし、家族会としても研修を行いたいとの気持ちがあること、この地域と施設にとって必要な「支援力」と「受援力」の話などをさせて頂きました。

また、この施設には、一定の高さを確保するため「改築」という大きな課題も横たわっていますが、その実現に向けては、時間もかかる中、それまでの間は、近くの避難ビルに避難するという訓練を重ねていくしかありません。

「改築」という課題には、事前にこそ力を發揮すべき「公助」の力が必要でもあります。そのことも含めて、下知地区防災計画に盛り込んでいければと思つたりもします。

9月19日「『ペット同行避難』の課題を飼育者と受け入れ側での共有を」

高知県が、動物愛護週間関連行事の一つとして開催した講演会「災害に備えて—ペットと一緒に乗り越える災害ー」に参加してきました。

災害時の避難所運営においては、「県の避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」でも「ペットの受け入れ」の章で、「ペットと一緒に過ごすことができる避難スペースを確保することが難しい現状で、屋外にペットスペースを確保すること。避難者の飼育ルールの周知。他の避難者の理解を求め、トラブル防止に努める。」ことなどが、書かれていますが、このことがどこまで周知・理解されているかということが課題になっているのではないかと思います。



講師の保護動物アドバイザーで獣医師の西山ゆう子氏からは「起こる前にすること①物の準備②健康・しつけ③シュミレーション」「実際の災害時・安全に逃げること・同行避難」「被災した後に行うこと・二次災害を防ぐ」ことについてお話し頂きました。

10年ほど前までは、「同行避難」という概念はなかったが、ハリケーンカトリーナでの悲劇を契機に成立した「ペットと一緒に避難したいと希望する人に、ペットを置いていくように指示することを違法とする『スノーボール法』」によって、同行避難が一般化したそうです。

しかし、同伴避難は同行避難と違って、実現は難しいことや、同行避難をするにも事前の準備として、「必要物資の備蓄」「ネームタグをつける」「しつけ」「健康管理」「遠くの親戚や友人にいざというときに頼める関係」「シュミレーション」など飼育者の備えておくことの徹底やそのことを理解した上での、避難所運営などについて、飼育者と受け入れ側での話し合い理解し合った上で避難所運営マニュアルづくりが求められていることを感じた講演でした。

9月22日「災害から命を守るために視点は共通を実感」

JICA総合防災行政特別研修で10カ国14人の研修生を下知地区に受け入れて交流を行う中で、さまざまな学びをさせて頂きました。

研修生は、バングラデッシュ、チリ、フィディー、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、ナウル、パラオ、フィリピン、ソロモンなどから来日されており、日本滞在丁度1ヶ月目ということでした。

午前中は、「高知県の地域防災について」ということで学校教育、市民教育、コミュニティ防災について、大槻高知大准教授が講演され、その後日頃下知地区など地域の防災活動の支援を精力的に取り組んで下さる高知市地域防災推進課中山係長から「高知市における自主防災組織の特徴」「高知市における防災計画」「下知地区と高知市地域防災推進課との連携」について報告されました。

午後からは、下知地区がいかに低地なのか。また川や海に近いか。津波避難ビルはどうなのかを歩いて体験して頂くために、木造密集地区、電車通り沿いの津波避難ビルめぐり、さらには、鏡川沿い低地の様子など3グループに分かれた防災まち歩きを行いましたが、参加者にとってはいろんな課題を見つけていただいたようです。

地域内の実態を実感して頂いた後に、コミセンに帰ってから、地域の実際の取り組みについてお話をさせて頂きました。

その後は、まち歩きの3グループに分かれてのワークショップは、非常に活発な意見交換になりました。



私たちにとっても、なかなか前進しない取り組みとして課題と思われている要配慮者の避難の仕組みや、建築年が古く津波避難ビルになれないビルへの対応などの質問や道路面への避難コースの指示や津波避難ビルの表示の工夫などの提案も頂いたりと、災害から命を守るために視点は国内外を問わず共通していることを、学ばせていただきました。

しかし、その指摘された課題や提案に対しては、行政の支援も必要な課題ばかりなので、しっかりと伝えながら今後に生かしていきたいと思ったところです。

10月8日「防災・減災の取り組みにおとなも子どももない」

地域の薰工ミュージアムさんとシアター蛸藏さんの主催で小学生20名が参加しての「ワクワク減災力～段ボールハウスキャンプ&防災クイズ～」に参加した子どもたちの取り組みに将来への展望が見いだせました。



「ワクワク減災力～段ボールハウスキャンプ＆防災クイズ～」に参加した小学生たちは、手作りのダンボールハウスで一泊で避難生活を体験し、非常食を食べたり、4判に分かれて防災について学んだことを発表もしてくれました。

それぞれの班は「家具の固定の大切さ」「避難の大切さ」「避難所生活での配慮」「事前の備えの大切さ」などについて、プレゼンされました。一晩の間に、ここまででの発表ができるだけの学びは、とても大きなモノがあったと思います。

子どもたちと一緒に、防災に「も」強いまちづくりに向けた取り組みの必要性を痛感しました。

10月15日「『社会的弱者』を『災害弱者』にしないために」



下知地区減災連絡会主催の減災講演会で、石巻市雄勝歯科診療所長河瀬聰一朗先生から「被災した石巻市雄勝の状況、歯科医師がみた避難所生活の課題や震災関連死にも影響する口腔衛生の事」などについて、「東日本大震災の被災地で歯科医師が体験したこと—避難所生活・被災時の口腔衛生」をテーマに語って頂きました。

・大災害時の歯科の役割として「ご遺体の身元確認」「歯科支援活動」があり、特に「歯科支援活動」として「口腔のケア」「歯科応急処置」「食についての支援」であること。

・歯科医師が見た避難所生活では、「子ども」は、「お菓子、ジュースが支援物資で沢山來るので、親、祖父母が通常生活以上に間食をさせるが、充分な歯磨きをさせていないことから、初期虫歯、歯肉炎の出現が見られた。」また、「高齢者」は「入れ歯を津波で流されていましたりして、入れ歯がない状態があった。支援物資では食形態の調整ができない、食事が噛めない、飲めないという状態になる。さらに、人前で入れ歯を外せないため、多数の口内炎や湿度、水分補給の低下により口腔内乾燥などが見受けられた。」さらに、「断水により歯みがきができないため口腔内が劣悪な状態になる。ストレスによりホルモンバランスが乱れ口腔内疾患の増悪や口腔への意識低下により口腔内疾患の増悪、歯科治療中断による炎症の出現、食品の偏りによる口内炎の出現が見受けられた。」

・まさに、口腔内の劣悪な状態が招く最悪の事態を避けるために、日頃から歯科治療や口腔内衛生を維持しておくことと避難生活上の留意すべきことを改めて突きつけられた感じがしました。

・特に感染などに対する抵抗力が低下している障がい児・者では、口腔疾患から全身疾患に移行しやすいので、優先的に支援に入るべきである。

・現地で目の当たりにした現実としては、「避難所に障がい児・者がいない。にもかかわらず、自治体が障がい児・者を把握していない。一部の障がい児・者施設のリストがなかった」ので「現地での聞き込み作業をする中で、宮城県保健福祉部障害福祉課より障害者施設のリストをもらうことによって把握に努めた」

・在宅での障がい者の状態を見たとき、支援物資も届かないという問題もある。在宅で、日頃からガソリンスタンドなども巻き込んだ支援の仕組みがあった事例もあり、宮城県神経難病医療連携センターで作られた「私の災害時対応ハンドブック」として難病患者を対象に作成されたものなどを活用して、備えておくことで大きく違ってくる。

・宮城県立石巻支援学校の場合は、各生徒の3日間の備蓄が用意されていたが、高知でも特別支援

学校などで備えをしておくことで、大災害時には障がい児の情報拠点になるのではないか。

・「社会的弱者」と言われる障がい者 要介護高齢者、有病者等は、発災と同時に「災害弱者」通常生活以上に困難な環境となった

・次の災害時には、「社会的弱者」を「災害弱者」にしない

そのために、「日頃から市町村で社会的弱者の情報把握し、災害時の情報コントロールができるようする」「福祉避難所の充実 そのためには、外からスタッフを投入するという仕組みも作っておくことで、立ち上げを早くできるようする」「一般避難所にも「社会的弱者」の存在を明示」「日頃より関係機関の横の繋がりをもつ」「障がい児・者についての知識を深める教育を取り入れる」ことに取り組み「災害時には「社会的弱者」を「災害弱者」にしない」ことを強調されました。

このことは、私たちが、共助の中でそなえることでもあると感じさせられたところです。そして、河瀬先生が言われた「命が助かった後が、闘いになる」ということを踏まえた備えこそが求められていることも痛感させられました。

12月18日「学校ぐるみ、地域ぐるみで『命を守る』ために」

「昭和南海地震から70年12.18下知地区総合防災訓練」を開催しました。

9時からの第一部は、下知コムセンと津波避難ビルなど地域内の6カ所とトランシーバーで確認しあう「情報伝達訓練」を行い、受信状況の確認を行いました。

第二部では、9時45分に昭和小学校で、地震発生の想定で、生徒さん、先生方、保護者の皆さんと学校周辺の住民の皆さん約1200人の参加で、屋上への避難訓練、避難所体験などを行い、6年生の素晴らしい防災学習発表も行われました。



そして、第三部は14時から、場所を下知コミュニティセンターに移して、避難所開設・運営訓練を要配慮者対応なども盛り込んで行いました。周辺地域の住民約60人ほどに参加頂きました。

特に、今回は要配慮者支援の対応もコンセプトにしていましたので、90歳を超す方をはじめとした高齢者の方や車椅子で参加された方、障害児の方、乳幼児連れの方々にもご参加頂き、避難所での誘導・受け入れの課題発見にもなりました。

今回の訓練を通じて、いくつかの成果や課題も明らかになっています。

例えば、情報伝達訓練については、改めてトランシーバーの必要性を感じて頂いたこと。学校での訓練において、大人数の場合、屋上までの避難路の確保に時間がかかること。また、昨日の訓練では、地域から参加した80歳を超えた高齢者が、避難中に気分を悪くしたときに、保護者の皆さんに声かけをしたところ、医師と看護師の方がすぐ名乗り出て、応急対応して下さり、救急車を呼ぶ判断など、事なきをえて、「守った命」を「つなぐ」ことを目の当たりにする場面もありました。



6年生の生徒たちの防災学習発表は、保護者地域の方にもっと聞いて頂きたい内容であったこと。

下知コミュニティセンターの訓練では、訓練の目的

に対応した地域の人財が参加して下さっていたことや、避難所開設にあたって、実際避難者から、いろいろ反省点の指摘を頂けたこと。

ほとんど事前打ち合わせもないまま、指示書をみながら、対応されていたチーム長などが、臨機応変な対応ができていたこと。

などなど、さまざま気づきがありました。

また、今回の取り組みにあたって、下知地区の住民が12月18日は「訓練の日」と知らない人はいないようにしようとの心意気で、チラシを配布したり、ポスターを貼りまくったりとの働きかけの担い手が、少しずつでも拡がったこと。

この間、昭和小の6年生で取り組んで頂いた「地区防災計画・事前復興計画」への意見反映を地域の方にもみて頂いて、その上で、今まで意見交換に参加したことのない方たちが、意見を下さったこと。

さらに、この日にあわせて、恒例の若松町早朝避難訓練や、近隣の津波避難ビルのマンションに避難してからコミセンの訓練に参加する防災会や夜間の防災資機材使用訓練を行うマンション防災会などもあったこと。

いずれにしても、このことを通じて、いろんな課題を持ち帰ったり、訓練の必要性を実感したり、今まで以上に顔の見える関係が地域に少しでも拡がればと感じることのできた訓練になりました。

1月12~13日「『地域防災における議員の役割』について考える」

市町村議会議員研修会の講師を務めさせて頂くため、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所(JIAM)に出向いていました。

今回の研修「防災と議員の役割」をコーディネートされた日頃下知地区がお世話になっている跡見学園女子大学の鍵屋一先生のお声かけで「地域防災における議員の役割」という事例紹介をせよとのことで、自分の住むマンションや地域の下知地区減災連絡会での取り組みの中での自分の役割や思いについてご報告をさせて頂きました。

報告の後に、名刺交換させて頂いた方とのお話では、地域の防災活動との距離感やなかなか活性化しない中でどのように防災会を組織するのか、支援するのかなどで悩まれているようでした。

私は、日頃は議員としての役割を果たすという思いで、関わるのではなく、一地域住民として関わっているつもりなので、今回このようなテーマで考えるきっかけを与えて頂いたこともよかったです。



そんな中で、議員として災害時に果たすべき役割については、鍵屋先生の「災害時の議会・議員活動～ワークショップ」の後のまとめの講義の中で、整理して下さったとおりだと思いました。

平時に行うこととしては、今、自分自身が日常的に取り組んでいることなのだと私は思いますが、開講最初の講義を務められた神戸大学名誉教授・ひょうご震災記念21世紀機構研究副理事長の室崎益輝先生が言われた「対策の足し算による被害の引き算」という減災を実践的に解釈することを意識して取り組むことが必要だと感じました。

「空間の足し算」大きな公共と小さな公共を足しあわせることで、小さな公共とは、コミュニティレベルで、ここを強化し、ボトムアップで足しあわせる。

「人間の足し算」自助と公序に加えて、互助や共助が欠かせないということで「協働の正四面体」の頂点にある「行政、コミュニティ、企業、NPO」という主要な4つの担い手が互いに支え合う関係を構築して、災害に向き合う。

「時間の足し算」事前の対策、応急の対策、事後の対策を組み合わせることで、「事前復興」の取り組みの重要性も含めて、事前と事後の連続性を大切にする。

「手段の足し算」ハード・ソフト・ヒューマンウェアを足しあわせる。地域の防災活動の実践の中で、社会のあり方や人間のあり方に関わって、減災に関わる社会的な規範やシステムを見直すことにつながる。

これらの足し算のために、微力ながら地域防災活動に引き続き取り組んでいきたいと思います。

せっかく講師でお招き頂けるなら、自分の出番だけでなく、他の講義も聴かせて頂きたいとの要望を受け入れて頂き、たくさんのこと学ぶ機会を得られた二日間でした。

最後に、鍵屋先生の「地域防災力を高める」という講義の中で、今流行の「逃げるは恥だが役に立つ」を引用して、「避難」は、まさにこれで、「三十六計逃げるに如かず」「君子危うきに近寄らず」という故事も紹介して頂きましたが、災害との向き合い方は、「逃げるは恥でなくて役に立つ」ということでこれからは、「逃げ恥」ではなく災害からは「逃げ得」ということを改めて啓発していきたいものだと感じました。

2月1日「子どもたちと刺激しあう『学びの連携防災活動』」



下知地区防災計画第7回検討会の前段では、昭和小6年生による「災害に弱い学校から強い学校へ～地域と連携した減災学習」と題した防災学習の発表をして頂きました。

参加されていた保護者や地域の皆さんは熱心に耳を傾け、子どもたちの学びの成果に学ばされていました。

鍵屋一跡見学園女子大学教授、村田高知市地域防災推進課長、谷内高知市教育政策課指導主事から「自分たちで実験して、確認していくことの大切さ」「低学年の生徒のことを思いやる優しい気持ちが育っている」「防災学習は、足元を見つめ直すこと」「アンケートや豊富な体験を踏まえて学んだことをさらに拡げてもらいたい」「大学生たちよりも立派なプレゼンでした」などの講評を頂きました。

改めて、小学生と地域が連携して取り組む防災・減災学習の大切さを実感できました。

先日の高知県防災教育推進フォーラムで、四万十町などで防災活動に関わってこられた京都大学防災研究所の矢守克也教授が、「子どもが学校で学んだことを家庭で話して実行することで、大人もやらねばという気持ちになる。防災教育の効果がデータとして示された」と話されています。



下知地区でも、昭和小学校との「連携した減災学習」や訓練で、この効果を期待しているのです。

生徒たちにも、下知地区防災計画に関わってもらいたいとの思いで、なげかけた事前復興への思いも、届けてくれました。

そのことも含めて、第7回地区防災計画検討会は、子どもたちの声を反映させたワールドカフェを行い、「事前復興計画2017年版」を「子どもがのびのびと元気に遊べるまち（仮置き）」「おとしよりや障がいのある人が安心と生

きがいをもって暮らせるまち（仮置き）」「産業が活発で働きやすいまち（仮置き）」「地域活動が盛んで名前で呼びあえるまち（仮置き）」「魅力があり、災害にも強いまち（仮置き）」という5本の柱で、「楽しいか、正しいか、重要か、実現可能か、合意できるか・・・」という基準で「各分野で重要な施策をこれまでの提案から選ぶ、または作る。」という作業を行いました。

小学校の防災学習での子どもたちの「ミッション」は「南海地震に立ち向かえ、下知地区復興計画の主人公に」「事前・・・すべての人が住みやすい街を今から考える」「災害時・・・すべての人の命を守る」「事後・・・素早く復興し、すべての人が住みやすい街にする」。

そのミッションを子どもたちだけでなく、保護者の皆さんも含む地域全体のミッションにして、「災害に『も』強い街」にしていきたいと改めて、痛感させられた昨日の小学生のプレゼンと下知地区防災計画検討会でした。

2月12日「日常の地域コミュニティの繋がりこそが『災害にも』強い街に」

高知市平成28年度自主防災活動事例発表会が開催され、「いきるために～地域をとりこむ潮江南防災連合会の取組～」と題した潮江南防災連合会川上政寿事務局長とともに、私から「共助を大きく、防災にも強い安心・安全の街へ～下知地区減災連絡会の取組～」について、事例報告をさせて頂きました。

あらためて、潮江南防災連合会の取り組みから学ばせていただきました。

潮江南防災連合会の取り組みが、多くの自主防災「組織が抱える課題」を克服してきた「潮江南地区の現状」が、どのようにしてできたのか。日常の地域活動と防災活動が効果的に連携し、協力関係が一定維持されていること。

そして、その要として子どもを中心とした組織作りや行動を通じて「災害前、災害後でも・・・災害に関係なく『いきる・生きる・活ける』地域コミュニティ」をめざしており、そのことが「地域の防災力」であるとしています。



私たちの下知地区でも、そのことは共通しているのだが、地域の団体・組織の基盤などの違いを感じつつも、学べることを下知流に消化しながら、下知地区が、「安全・安心の備えと災害回復力のあるコミュニティ」づくりに向けて、共助を強めていきたいと思います。

また、パネルディスカッションでもフロアの参加者から頂いた「参加したいけどキッカケがない人たちのために、キッカケをつくる」「大学生も頭数に入れて頂きたい、戦力として考えて頂けるようキャンパスだけでなく住まいの地

域から行動したい。『楽しいから始まる防災』」「中学生を地域の訓練に巻き込む。地域みんなで褒めまくり、打ち上げにも参加してもらう」などなど。「より多くの方々を巻き込みたい」との思いの具体化に知恵を出し合い、汗をかくことの参考になりました。

そして、高知市地域防災推進課山中係長が結んだ「防災を考えることは未来のまちづくりを考える」ということでコミュニティづくり、災害に「も」強いまちづくりを目指したいと改めて考えさせられた有意義な2時間でした。



2 こどもの貧困対策・児童虐待予防についての調査研究

8月28日「『響きあう子育て』で、児童虐待予防を」



26日の映画「きみはいい子」の上映報告会であり、昨日の認定NPO法人カンガルーの会主催「児童虐待予防・子育て支援研修会」での皆さんのお話を聞くにつけ、子どもを産み育てて行く過程での向き合い方において、さまざまな気づきや実践例を学ばせて頂きました。

昨日の研修会は、会場一杯で100名を超えて、行政や子育ての支援機関、支援者たちが参加されていました。

基調講演は、新開英二先生（元（株）エイデル研究所代表取締役社長。『げ・ん・き』編集長）による「子育ては、響きあい～甘え子育てのすすめ～」でしたが、社会が変わる中で、いわゆる気になる子やおとながなぜ増えてきたのか、このような子どもに不安を感じるために伝えたいことなどについて課題を整理されるとともに、親は子どもの甘えを受け入れられる存在であり、子育ての基本は、子どもをどう甘えさせるかであること。そして、支援者がそのことをしっかりと伝えて欲しいとのことを強調されました。

また、午後の部の実践報告では、現場での「子育て支援・親支援活動」の事例発表が、児童家庭支援センター高知みその、須崎市役所健康推進課、三里保育園から行われました。それぞれが極めて深い事例であり、当事者の生活を受け入れるところから始まって、他職種と連携や当事者の強みを探し、支援をする、そして、情報の共有や共感をしながら「湧き上がる個人の感情をどこで分かち合うか、分かち合うことを大切」にしながら支援すること、支援の過程で、子どもにとってスタートするために、「甘えの満たし直し」もされなければならないことなどが学びあわれました。

締めくくりの澤田先生の代表挨拶では、「この事例などを含めて、さらに地道に取り組むことで、虐待予防の取り組みはさらに進んでいく。」ことを訴えられました。

この研修を受けることで、「親子の世界は心の響き合いの世界。お母さんが『この子に恵まれてよかった』と思っていると、その心が子どもに響き、子どもも『このお母さんの子どもとして生まれてよかった』と思う。あまえもまた心の響きあいで、『何があってもお母さんは自分を守ってくれる、捨てられることはない』という絶対的信頼感、安心感が育ち、温かい心、たくましい心が育まれたとき」児童虐待の予防ができるのではないかでしょうか。

行政機関などをはじめ初参加の方々もいらっしゃいましたが、この研修の意義深さに感心されている声も多く聞くことができました。

8月26日「映画『きみはいい子』上映運動から学ぶこと」

この5ヶ月間にわたって開催されてきた「映画『きみはいい子』高知県上映会」実行委員会の報告会が行われ、県実行委員の一人として名前を連ねさせて頂いていたことから、出席させて頂きました。

県内15カ所での上映会では合計で7000名近くの県民の皆様に上映会へご参加いただきました。

実行委員会事務局のシネマ四国代表の田辺さんらの報告書によると、原作者の中脇初枝さんがこの県内上映に向けて寄せてくださった「わたしたちは無力ではありません。世界を救うことはできなくても、まわりの誰かを救うことはきっとだれにでもできると思うのです。」という想いを、観に来てくださった方一人ひとりが大切に受け止めてくださったのではないかとのことでした。

また、昨夜の報告でも、県内各地での上映会開催にあたり、日頃から地域の問題に寄り添い向か



い合う様々な団体・企業・個人の方々をその輪を広げられたこと。

その後、実際に各市町村へ上映の提案を進めていく中では、推進委員の方の繋がりから上映会が実現した地域もあれば、県レベルの組織・団体に推進委員会へ加わってご支援いただいたことにより、各地域での協力体制づくりがよりスムーズに進み、それまで繋がりがなかったところとも繋がりが持てたという嬉しい声を地域の方から頂いたこと。

映画そのものについても、どこでも誰にでも起こりうる、実際に起きている問題だとした上で、「自分たちの住む地域にはまだまだあたたかい人との触れ合いが残っている。それをきちんと未来へつないでいかなくては。」と力強い言葉を発してくれた方、また、「“困ったお母さん”ではない。お母さんも困っていい。」と、見方や考え方を少しずつ変えるちょっととした心遣いで、気持ちが救われる人がいるかもしれないという思いや、年配の方からは「自分たちの若い頃と今の若い人たちとの環境や考え方のズレを感じ驚いた。高齢者の目線で何かできることがないかと、勉強になった。」という感想などについても報告されています。

そして、「実際に悲しい事件が起こってきている中、事件から問いかけるだけでなく、こうして映画という一つの文化が、人々に学び考えるきっかけを与え、やさしく豊かな心を育むことができる、その可能性を『きみはいい子』上映会を通じて得られたことは、我々の大きな希望でもあります。映画の中で描かれる人物や環境を自分の身に置き換えて考える」機会を与えて下さったこの映画に感謝される声が、実行委員の方からも多く出されていました。

事務局の田辺さんが、この映画の上映運動の二つの目標として「地域コミュニティの再生」「子どもたちの輝かしい未来をつなげたい」ということを掲げていたと仰っていたが、これからもそのことの具体化に向けて、取り組み続けていくことの意義が確認できた報告会でした。

【参考】

全国の児童相談所が2015年度に対応した児童虐待の件数は、前年度比16%増の10万3260件（速報値）で過去最多を更新したことが、厚生労働省から公表されています。

集計を始めた1990年度から25年連続の増加で、初めて10万件を突破したとのことです。

本県児童相談所では、児童虐待は379件で前年度（235件）から61・3%増え、相談件数515件（前年度383件）とともに過去最多だったことが報告されています。

事案の掘り起しにつながったことが数字を押し上げた要因とみられることだが、2001年度に比べ相談は3・5倍、虐待認定は5・7倍に増えています。

虐待認定の内訳は、心理的虐待176件（前年度比71件増）、身体的虐待114件（前年度比59件増）、ネグレクト（育児放棄）84件（前年度比12件減）。性的虐待5件（前年度比2件増）となっているが、前年度からほぼ倍増した身体的虐待に関しては、保育園や幼稚園、小学校などが子どもの体のあざや傷に気付き、市町村などに相談するケースが増えたということです。

11月5~6日「フードバンクで食品ロスと食の支援を考える」

県立大キャンパスで開催された「全国フードバンクシンポジウム in Kochi」に参加しました。

この間、連携させて頂いている、県内でも、事業所や家庭などで余った食品を支援が必要な人に届けているフードバンク高知のが主催で開催されたもので、約30人が参加していました。

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」問題に詳しい井出留美さんが「食品ロスをなくすためにできること」と題した基調講演に始まり、静岡県のNPO法人POPOLの鈴木和樹事務局



長から「生活困窮者支援の現場～フードバンクと一時生活支援事業～」、特定非営利法人フードバンク岩手の阿部知幸事務局長から「災害対策とフードバンク」、茨城NPOセンター・コモンズ大野覚さんから「フードバンク茨城の活動」、そして、高知フードバンクの青木美紀代表から高知における活動状況が、報告されて、その後フロアーとの意見交換がされました。

井出さんからの基調講演で改めて、世界の食品ロスへの取り組みと日本の事業所や自治体の現状、そして、消費者自らが「もったいないをなくすため、日常生活の購買・消費行動の見直しポイント」を確認させて頂きました。

そのことを踏まえて、それぞれのフードバンク活動の具体的な活動が果たしてきた役割や貧困家庭への支援の在り方、災害時に果たす役割などについての報告が、今後の活動展開への参考になることを学ばせて頂きました。

フロアーからは、行政からの支援や連携のありかたなどについての質問が多くありましたが、これまででも精一杯の橋渡し役のつもりで取り組んできましたが、さらに担うべき役割を突きつけられたようにも思いました。

二日目のワークショップでは、「食品とフードバンク」「災害にも強い高知県になるために」「貧困とは」「子ども食堂」などを課題に話し合いをさせて頂き、それぞれに参加した方との課題意識を共有させて頂きました。

全国的には、地域の大人が貧困家庭や孤食の子どもに無料や安価で食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まったものですが、「こども食堂」という名前が使われ始めたのは2012年頃だそうです。

最近は、地域のすべての子どもや親、地域の大人など、対象を限定しない食堂もあるようです。

子どもの貧困の問題が指摘されるようになってから、クローズアップされてきたが、「食の貧困」の問題は、以前から課題であり、私も2012年2月定例会でフードバンク事業について質問をさせて頂きました。

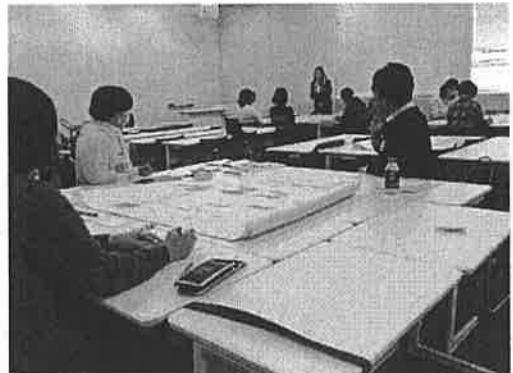
食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間500万トン～800万トンにも上ると言われている中、「食の貧困」の一方での「飽食」という矛盾の解決にもつながる取り組みとして支援することが、「こども食堂」の拡充にもつながるのではないかと思っています。

9月定例会でも「貧困への支援」の一つとして「食の貧困」についても、議会質問で取り上げました。

11月6日「『子ども虐待』の支援で、予防を」

オレンジリボンキャンペーンの講演会では、関西大学人間健康学部山縣文治教授から、「子ども虐待の支援で大切なこと～地域の関わりから～」について、学ばせて頂きました。

子ども虐待についての基本からお話し頂きましたが、これから支援していく上で、「子ども虐待



の支援で意識しておくべきこと」として、次のことを、強調されていました。

「経済的要因はさまざまな問題に影響する」
「社会的孤立はさまざまな問題に影響する」
「DV家庭では、子ども虐待も起こりやすい」
「乳幼児期のネグレクトは死につながる」
「大人は自分の非を認めるのが苦手である」
「虐待はさまざまに組み合わさる」
「暴力的であろうが精神的であろうが、完全に支配され

ていると、本当のことをいいにくい」

「他の対応方法がわからず、無意識的に虐待をしている人も少なくない」
「人間には回復力がある」
「人は皆楽しく生きたいと思っているが、楽しきは人によって違う」

そして、「子育て支援のまなざし」としては、次のことをあげられていましたが、これらの6箇条の頭文字をつなげると「あ・き・ら・め・な・い」となります。

「あせらない」
「きたいしない」
「らくをしない」
「めだたない」
「ないものねだりをしない」
「いつもいつしょというまなざし」

いずれにしても、子ども虐待の支援で意識しておくことを踏まえて、子どもに寄り添える地域にしていくなかで、「虐待予防」の取り組みが、必要なものではと感じました。



3 高齢者の孤立対策、多様なまちづくりと貧困化の調査研究

5月30日「認知症でも普通に暮らせる制度と地域に」



県職員退職者会定期総会の記念講演で「介護する家族の側からの視点に立って認知症を考える」のテーマで「認知症の人と家族の会」の司会人代表佐藤政子さんのお話を聞かせて頂きました。

ご本人の切実な体験談から始まり、「認知症は他人事ではない」「認知症高齢者を取り巻く社会的条件」を踏まえる中で、全国的に進められる療養型病床群の削減の中で「老々介護、認々介護、複数介護、長期化という認知症高齢者の在宅介護の現状の厳しさ」や「10322人という認知症高齢者の徘徊の現状」など、参加者の皆

さんは真剣に聞き入っておられました。

「自分でできることを大切にし、身体の変化の把握をし、日々の暮らしを維持することで認知症につながらないように気をつけ、受診することの大切さ」を強調されていましたが、2025年には認知症高齢者が700万人を超える、65歳以上の5人に1人が認知症と推計される中、本当に他人事でないという思いが、参加者の中で確認されました。

県としても「日本一の長寿県構想」の中で、これまでも認知症の早期発見、早期対応の仕組み作

りのための初期集中支援連携体制の整備、認知症サポーターの養成、介護家族の交流の場づくりなどに取り組んでいるが、さらに「認知症初期集中支援チームの設置」「認知症カフェ設置推進」「認知症高齢者の見守り活動等への支援」などを強化することとなっていますが、認知症になられた方も介護にあたらざるをえない方が、安心して暮らせる制度と地域づくりが求められていることを、改めて痛感しました。

7月24日「介護高齢者・家族が不安なく暮らすための生活・制度の実現へ」

県自治研究センターでは、県立大学永国寺キャンパスで「高齢者アンケートから見えてくる介護保険制度と生活課題～日々の暮らしと望まれる生活支援～」を開催しました。

これは、2000年4月に介護保険制度がスタートしてから15年が経つことから、一般高齢者及び要支援（介護）高齢者を対象にアンケート調査を行い、一般高齢者からは2529通、要支援（介護）高齢者からは623通の回収がありました。



これらのアンケートの集約・分析から見えてくる高知における介護と高齢者の暮らしの実態、さらには本格的な高齢社会を迎えて、地域で共に支え合う地域福祉環境のあり方などを考えるシンポジウムで、第一部は田中きよむ県立大学社会福祉学部教授によるアンケート結果分析報告、第二部は田中きよむ先生をコーディネーターに、北村綾（県・地域福祉政策課）、岡林輝（土佐市・長寿政策課）、佐藤政子（認知症の人と家族の会高知県支部）、眞明将（㈱アクトワン代表取締役）から、それぞれの立場から今の高齢者介護の課題について語り合って頂きました。

高齢者アンケート実施にかかる若干の経過と問題意識としては、介護保険制度発足から15年が経過するにあたり、高知県下各市町村における高齢者の生活および介護保険制度の現状と課題を明らかにすることを目的としてアンケート調査を行うべく、2013年より議論を重ね、次の3点を課題として設定しました。

- ① 介護高齢者や家族が望む暮らしは何か
- ② 介護保険が導入されて約15年が過ぎたが、介護の社会化は進んだのか（認知度や満足度）
- ③ 介護保険制度改革が当事者・家族にとってどう受け止められているのか

そして、①に関しては、高知県内各市町村・各地域の高齢者の家庭生活および地域生活の現状やサービス利用状況、そして、今後どのような生活、暮らしを望まれているのかを明らかにする、②に関しては、介護保険制度が導入されてから、サービスの認知度や利用状況、制度利用による満足感、保険料や利用料の負担感はどうであるのか、を明らかにする、③に関しては、2015年4月の制度改正のポイントである、要支援認定者の保険対象外化、利用料負担の二倍化、施設入所対象者の限定などの動きに対して、どのように考えられているのかを明らかにしようとした。

その結果、高齢者本人・家族の望む生活は必ずしも実現されているとは言えず、できる限り自立的な在宅生活が望まれる一方で、介護や医療が必要になった場合の費用面・サービス面で、不安なく暮らせる生活の実現・継続に向けての条件整備が求められていることが明らかになっています。

そして、そのような制度的な対応に加えて、自分の生まれ育った地域で、はりあいや楽しみ・生きがいをもって暮らせる地域福祉環境が求められていることも明らかになりました。

8月13日「生活困窮者支援で当事者と寄り添うために」

県立大学永国寺キャンパスで開催された「こうちネットトップフォーラム『困窮者支援に挑む！－社協の挑戦－』」に出席してきました。

主催の「こうちネットホップ（ホームレス支援と貧困問題を考えるこうちの会）」は、県内のホームレス支援を中心に、夜回り活動など貧困問題解決のための取り組みを行っている団体ですが、これまでにもさまざまな貧困の問題などについて、講演会を開催されていますので、機会があれば聞かせて頂いていました。

今回は、「生活困窮者自立支援法」が施行されたことにより、県内各市町村では、収入・生活費、住居確保、病気・障害、仕事の確保、子どもの貧困など、多様な困窮相談が寄せられていますが、そのような生活課題に対して、県内各市町村社会福祉協議会は、行政や各専門機関、各住民活動団体と連携しながら、住民一人ひとりに寄り添った支援に懸命に取り組まれていることの情報共有などが行われるものがありました。

この間の相談者との寄り添い方や活動のあり方などが報告され、行政では不十分な点を丁寧にカバーされている取り組みに学ばされることが多くありました。



前半では、高知市社会福祉協議会の取り組みについて、吉岡諱一さん（高知市社会福祉協議会会长）、中島由美さん（高知市生活支援相談センター）による「鼎談」がありましたが、改めて「高知市生活支援相談センター3原則」の「総合相談窓口として全ての相談を断らない」「困難な状況でも当事者への支援を諦めない」「課題の解決につながるまでなげ出さない」ということが当たり前のように実践されていることに市民に寄り添う基本を見せつけられた感じがしました。

後半のシンポジウムでは、高知市のお二人に加えて徳弘博国さん（香美市社会福祉協議会）、田村和裕さん（佐川町社会福祉協議会）、久保圭介さん（大豊町社会福祉協議会）、川原千明さん（南国市社会福祉協議会）からそれぞれに特徴ある取り組みのご報告がありました。

なかでも、香美市の徳弘さんは、「助けて」と言う人を助けるのは「当たり前」なのだが、助けてと言わない人までも当たり前のように助けるという姿勢に基づいたこの一年間のとりくみから、明らかになったことを次のように整理されていました。

生活困窮= 経済的貧困+ 社会的孤立という構図の中で、「相談者（世帯）は平均3つの複合的な課題をもっている」ということがあるという前提の中で「当事者の「生きづらさ」と「課題の連鎖」に視点を当てること。」「オフィシャルな制度に乗せる、当てはめる」思考では解決の糸口にすら辿り着けない。」こと。「個別事例に丁寧に向き合い、時間をかけて寄り添いながら、時に「限界を突破する」覚悟が必要。」があるということ。「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」の展開=地域を基盤としたソーシャルワーク実践」ということは、極めて重要な教訓であると感じたところです。

しかし、このシンポで出された各社協の先進的な取り組みが、県内の地域の隅々で展開されているのだろうか、展開していくためにはということを考えざるを得ませんでした。

そうありたいとの思いを、具体的に展開していくための行政の支援も求められているのではないでしょうか。

10月22日「『不器用な子どもたち』が輝くために」

高知大学で開催された第16回メンタルヘルス講演会in朝倉で、兵庫県立リハビリテーション中央病院子どもの睡眠と発達医療センター副センター長兼診療部 神経小児科部長・小児科部長・小児精神科部長の中井昭夫医師による「不器用な子どもたち～発達性協調運動障害という視点からの理解と支援～」について、聴講させて頂きました。

私たちが子どもの頃も、そして、今でも「ボールをキャッチできない」「靴の紐が結べない」「字

が汚い」などが見受けられるいわゆる「不器用な子どもたち」がいます。

その子どもたちの困りごとや悩み事に寄り添い、育て方や運動不足が原因ではなくて「発達性協調運動障害」の視点で理解し、支援していこうというのが、講演の内容でした。

発達性協調運動障害は、発達障害のひとつで、その頻度は6～10%と高く、小学校の30人学級ならクラスに2、3人はいることになります。

ADHDの約30～50%、学習障害の約50%に見られ、自閉症スペクトラム障害と併存することも多くあるようです。

そして、より高い頻度で青年期になっても残存し、日常生活や職業上の困難として、うつ、不安障害など二次障害や社会参加の低下を招き、さらには、生活習慣病や心血管障害のリスクも高めることになります。

子どもの時でも、個人的な困りごととして周囲からの支援を受けにくいことがあります。その結果、保護者や教師から間違った対応がなされ、事態が悪化するケースもあり、最悪の場合、虐待、いじめ、体罰などのターゲットになり、感覚や運動レベルの障害にとどまらず、二次的な精神的な障害まで負うことになります。

そのためにも、お話を伺った、子どもの特性を知って、解決するための支援・介入をするために、まず「知ること・理解すること・気づくこと」が最初の最初であり、発達障害への正しい理解を深めることで、無知や無理解によって生み出される生きづらさや二次的な障害をなくし、特性をもつ子どもたちが「異なる個性」の持ち主として輝けるような社会をめざすことの必要性を感じました。

10月22日「『タウンモビリティ』のさらなる可能性」



タウンミーティング in 高知「高知型タウンモビリティの未来を考えよう！」では、いろんな「一步」の見える内容であったように思います。

「てんこす」前で苦労されていたときに関わらせて頂きましたから3年が経とうとしていますが、京町商店街へのステーションづくり、そして、そこからまた新たなつながりや成果が見えている中、講師の桑田俊一氏（前国土交通大学校長・広島タウンモビリティ楽会会員）のお話にあった「高知の強みは、様々な分野の関係者である利用者、医療・福祉関係者、商店街など経済関係者、行政などがタウンモビリティのメリットに気づき始めたのではないか」ということに、これからタウンモビリティの可能性を感じることができました。

講師のテーマにあった「『移動』を通じて高齢社会に輝きを」というテーマのもう一方の『移動』の担い手としての交通事業者の参加もその一つだと感じました。

そして、その際に、利用者が自分の根をはなし、養分を吸い上げることによって、内面の輝きが生まれ生きる糧となるような根を生やすことで、「タウンモビリティ」を「切り花」のままではいけないという示唆にとんだお話を頂きました。

だからこそ、「メリットに気づき始めた方」の「一步」を大切にしたいと感じる一時でした。

10月28～29日「被災者支援のありかたが人権尊重第一に多様化」



「被災者支援拠点管理研修」の受講から、初月小学校で開催された「被災者支援拠点運営訓練」への参加の中で、5年目の被災地視察で目の当たりにした在宅避難者・被災者の課題の大切さを改めて学びました。

「避難所」から「被災者支援拠点」へという視点で、これまで見落とされがちであった在宅避難者への支援も含めた、「点」だけでなく、「面」での支援の仕方を学ぶこともできたからです。



特に、「災害時対応の基礎～一人ひとりを大切にした災害対応とは？～」では、「ひとりひとりに配慮のある災害対応をめざす」ことを課題に、そして「災害への備えをきっかけに、人の多様性に配慮のあるまちづくりを」平時から追求していくことの大しさで、まとめられましたが、まさに今の私たちの減災の取り組みの中で、「事前復興計画」づくりの中でも具体化されなければならないこととして学ばせて頂きました。

1月15日『ふくねこ』で考える『我が事・丸ごとの地域づくり』

16年10月、「高知型タウンモビリティの未来を一緒に考えよう！」に講師としてお越し頂いた国交省OBの桑田俊一氏が、高知のタウンモビリティの取り組みを厚労省につないでくださり、厚生労働省政策統括官社会保障担当参事官室制作企画官野崎伸一氏が「ふくねこ」の視察に来て下さいり、支援関係者や行政関係者との意見交換が行われました。

タウンモビリティステーション「ふくねこ」との関わりは2014年からで、そこでの誰でもが街中に出歩け、移動する権利を保障する取り組み、さらに、そこを拠点にさまざまに集える取り組みを支援させて頂いてきました。



今回も、意見交換の場では、それぞれの立場の方から、「ふくねこ」との関わり、支援のあり方の中での課題やどうありたいかなどについて、意見が出されました。

中でも「いろんな意味で、ハンディのあるもの同士が集まって、知恵を出し合い、いろんな取り組みの拠点になっている」ということが共有され、それらを踏まえて桑田さんからも「移動が不自由な方が、街に繰り出せるその拠点として、まちあるきが絶好のリハビリになり、街全体の賑わいにつながるなどの『ふくねこ効果』

を情報発信し、全体化できればよい」とまとめて頂きました。

厚労省の野崎さんは、「縦割りを超えて、住民互助と公的支援の協働により、誰も取り残されない地域をつくる」「社会保障の枠を超えて、丸ごとつながり、地域のなりわいと暮らしを支える」ことで、「地域共生社会の実現」を図ることが、これからは求められる。「制度の狭間・谷間・境界線」でこぼれることがないよう、さまざまな生きづらさや働きづらさ、暮らしづらさを「我が事」として捉え、それらを「丸ごと」支える地域を作っていくことを考えなければならぬと仰っていました。

そのような課題が迫られているだけに、「ふくねこ」には、「『我が事・丸ごと』の地域づくり」の拠点にもなれる可能性を持たれているのではないかと感じたことでした。



1月25日『セルフネグレクト』と向き合える居住者支援を

1月20日付けの朝日新聞13面に（ニッポンの宿題）ごみ屋敷なくすにはとの特集がありました。

「高齢化で誰もが陥る可能性」と題した岸恵美子東邦大学教授のお話によると、「高齢者などで自分自身を放任、放置してしまう「セルフネグレクト」に陥る人たちの事例」があるが、「社会的に問題になってきた「ごみ屋敷」は、セルフネグレクトのわかりやすい例。年をとって体力を失つたり認知症になつたりして、ごみの処理ができない。たくさんの動物を室内に放し飼いにする。その結果、著しく不潔な状態で暮らし、周囲に迷惑をかけるとともに、自分の健康を損ねて、最悪の場合、孤立死に至ってしまう。」という危険がセルフネグレクトには潜んでいます。

「内閣府の11年の調査で、全国に約1万1千人という推計がある」が、これも「氷山の一角」だと言えます。

私も、相談を受けた「ごみ屋敷」事例は、高齢者の孤立ではなかったが、さまざまな困りごとを抱えた世帯で、ご近所の助言も受け入れることなく、外へとはみ出したゴミへの不安を住民の方が抱えられていきました。

ご相談に行った、高知市生活支援相談センターでは、いろんなつながりの中から、アプローチの方法を検討して頂いたようで、相談のあったご近所の方から「少しずつだけど、不燃物の日に出しているようだ。」とのお話を聞き、訪ねてみると以前よりは、ゴミの量が減っているように思いました。

いずれにしても、岸さんによれば「実態が不透明なのは、自己放置の結果、ごみ屋敷に住んで、生命、健康に深刻な打撃を受ける状態に陥ってしまった人たちを救いあげる制度や法律が整っていないため」であり、「結果的に生命、健康に打撃を与えるケースでも、自らの体調や衛生の管理をしなかつたり、できなかつたりするセルフネグレクトの人たちは、こうした防止法の網から漏れている」ために「市町村なども、何らかの対応が必要と考えつつも、実態の把握ができない状態になっている」と言われています。

だからこそ、看過できない行政の立場から「おせっかいでも行政が支援」すべきだと足立区生活環境保全課長の祖傳和美さんは述べられています。

しかし、祖傳さんは、「ごみをためこんでしまう人は、何らかの問題を抱えています。貧困や病、セルフネグレクト、家族との確執や地域での孤立。ごみを片づけるだけでなく、問題の元を解決するための居住者支援が大切です。」と言い、根源的な支援の大切さを強調しておられます。

祖傳さんは、「ごみ屋敷問題は人間が抱える問題の縮図」なのだと言い、岸さんは、「誰もが老いれば、似たような状況に陥る可能性があります。超高齢化が本格化する前に、セルフネグレクトの全体像を把握できるよう法を整備し、支援態勢を整えなくてはなりません。」と結ばれています。

改めて、身近にある「セルフネグレクト」の問題と向き合っていかなければと考えています。

3月18日「下流化・老人の貧困を生むこの社会の仕組みを変えよう」



「こうちネットホップ主催」の講演会で、「下流老人—高齢者の貧困実態に迫るー」をテーマに、ベストセラー「下流老人」の著者・藤田孝典さん(NPO法人ほっとプラス代表理事)の講演を聴かせて頂きました。

講師のお話を直接聞くのは、昨年に続いて2度目ですが、以下のように、より詳しく聞かせて頂き、今後の取り組みの参考になりました。

日本の貧困率が16.1%と言われる中で高齢者は19.4パーセントで、高齢者の5人に1人は貧困状態にあると言われています。

高齢者の生活保護受給者数は毎年増加しており、生活保護を受けている世帯の半数以上が高齢者世帯になっています。

また生活保護基準相当で暮らす高齢者及びその恐れがある高齢者いわゆる下流老人が約700万人から1100万人いると類推され、今後も増える傾向にあることが指摘されました。

下流老人と言われる方々の日々は、家族や友人がおらず部屋にひきこもったままテレビを見て過ごしていたり、インスタント食品や見切り品の惣菜で食えをしのぐなど3食をまともに取れず、また家賃が払えず、簡易宿泊所やネットカフェ、近所の公園などで漂流生活をし、さらには病気があるにもかかわらず、医療費が払えないため通院や入院治療を拒否し、痛みに苦しみながら自宅療養していると言う実態が顕在化しつつあります。

これらを特徴づけてみると「収入が少ない」「十分な貯蓄がない」「頼れる人がいない」という3つの「ない」を兼ね備えた下流老人の姿が浮かび上がります。

まず「収入が少ない」ということは、下流老人の多くは、低年金または無年金者が多く、年を追う毎に收支は悪化しています。

次に「十分な貯蓄がない」ということでいえば、多くの高齢者が数百万円の貯蓄しかなく、仮に65歳の時点で300万円の貯蓄があっても、高齢夫婦無職世帯であれば、約4年で底をつく計算になります。

そして、「頼れる人がいない」という事では、下流老人は気軽に相談できる相手がおらず生活に困窮しても外部に助けを求められない状態など、関係性の貧困も明らかになっており、社会的な孤立によって生じるリスクを抱えた一人暮らしの高齢者が急増している状況にあります。地域のつながりも希薄化しており、約4割の高齢者が孤立死を身近に感じていると言う調査結果もあるそうです。いずれにしても、下流老人の問題の本質としては、いちど落ちると、自力では解決困難なあらゆるセーフティーネットを失った状態にあるからこそ社会問題として対策を講じる必要があるとのご指摘です。

そんな中で、働く高齢者の数は年々増え、65歳以上の雇用者数は約458万人で10年前と比べて2倍以上に増えており、国際的な比較の中でも高齢者の就業率は圧倒的に日本が多くなっています。

高齢者が働かざるを得ない理由は、収入が不足しているということに尽きるわけで、高齢期になつても多くの人が収入面から生活に対して不安を持っており、さらには年金額も減少していく中で、働かざるを得ない状況に追い込まれていると言えるのではないでしょうか。

しかし、多くの高齢者が低賃金労働に従事しており、働いてもけっして下流化が防げると言う状況にもならず、高齢者の過労が問題になっています。この国は、一億総活躍と言うことで高齢者にも過労を強いていると言うのが現状ではないでしょうか。

講師は、個人でできる下流化の防止策として「生活保護制度を正しく理解しておく」「社会保障・福祉制度のよりよい活用を図る」「地域社会へ積極的に参加する」「受援力を身に付けておく」ということを提起されましたが、これらも個人でやり切るには様々な壁があることも明らかです。

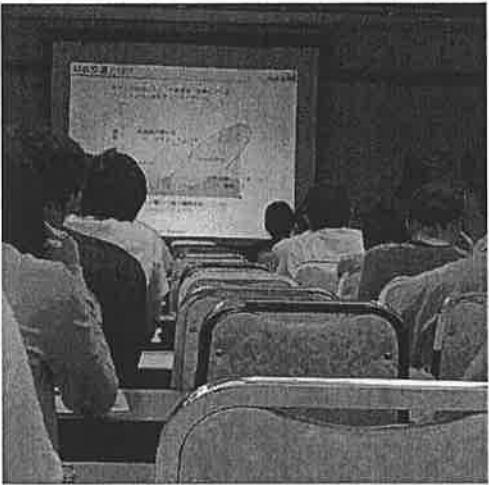
下流化・老人の貧困を生むのはこの社会です。

その社会の仕組みを徹底して変えていく、そんなことが突き付けられている内容のお話でした。

4 「地方創生」、移住定住などの調査研究

6月3日「地方創生・地域の力は『人財づくり』『地域みがき』」

平成28年度第1回中山間地域における移動手段確保対策研修・情報交換会で、中山間地域における、住民の生活に必要な移動手段の確保対策や岡山大学大学院環境生命科学研究所橋本成仁准教



「集落活動センターの挑戦～現場からの「地方創生」～」と題しての講演は、人口の頭数を増やすことで競うのではなく、人口は増えなくても「人財」を増やす地域みがき（地域づくり）をめざすあるべき地方創生について語られました。



12月）という淀みない流れは、その起点の地方消滅論なしにはあり得なかつたであろう。しかし、地域では、このショック療法は成功していない。いや、むしろ再生の途に重大な負の影響を与えていとしても過言ではない。なぜならば、過疎地域や農山村の現場レベルで、いま必要なことは、なによりも「諦観からの脱却」である。人口減少とともに進みつつある空き家や耕作放棄地の増加の中で、人々は時として、諦めてしまうこともある。そのような気持ちを地域内に拡げないことが、地方創生のスタートラインである。行政や支援組織、そして住民自体がそのため日々闘っている。そうした時に、名指しして、将来的可能性を「消滅」と断じることは、それに水を差すことにならなかつたであろうか。必要なことは、地域に寄り添いながら、「あの空き屋なら、まだ移住者が入れる」「あそこの子供は戻ってきそうだ」などと、具体的に地域の可能性を展望することであろう。つまり、「可能性の共有化」こそが「諦観からの脱却」の具体策であり、地方創生はこうした取り組みの延長線上に見えてくるものである。それは、あたかもイソップ童話の旅人をめぐる「北風と太陽」の逸話のようである。つまり、消滅という北からの暴風を吹かせて、地域に取り返しのつかないダメージを与えてしまうのか、そうではなく、地域の可能性を太陽のように温かく見つめて、地域に向き合うかである。あらためて太陽路線の地方創生が期待される。」という高知の集落活動センター連絡協議会結成へのメッセージとして送られて、結ばれました。

それにも、「田園回帰」と「地域づくり」の好循環というのは「愚痴の人」の地域と「前向きの人」の地域で大きな格差がつく。「高齢の男性が愚痴ばかり言っている人の住む地域には、若い人は集まらない。一つ愚痴を言えば、二つ将来に向けて前向きのことを言おう」と言われたのに、鋭い指摘だと思わざるを得ませんでした。

授による「まちづくりと連携した地域公共交通の構築について」、さらに、交通不便地で地域住民が主体となった自治会による輸送サービスの運行を始めた、島根県安来市の事例などについての報告を受けましたが、いずれも大変参考になりました。

また、県内30箇所の集落活動センター代表者が一堂に会して、「高知県集落活動センター連絡協議会」を設立総会終了後の内閣官房「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」座長であり、高知県中山間地域活性化アドバイザーでもある明治大学小田切徳美教授による記念講演を聴講しました。

おわりには「国勢調査の速報値が発表された。地方部では人口減少がさらに加速化した様相が浮かび上がっている。2年前、世間を騒がした「地方消滅論」が再び勢いを強める予感もある。しかし、この地方消滅論については、既に多くの批判があり、説得的なものではないことは明らかである。それにもかかわらず、この議論にシンパシーを持つ人々がいるのは、消滅というショックが、地域の危機意識を生み出し、再生への転機となるという期待があるからであろう。確かに、永田町や霞ヶ関ではその戦略は成功したかもしれない。増田レポート（2014年5月）、地方創生本部の立ち上げ（同9月）、地方創生法成立（同11月）、地方創生総合戦略の閣議決定（同

安来市の公共交通再編の事例報告で市民参画課長の話された「地域の実情にあったやり方で、あきらめず、一生懸命向かえば、必ず何かが帰ってくる」という教訓もあらゆる地域磨きにつながることではないかと思ったところでした。

7月30日「ムダに競争を煽られるのではなく、地方のことは地方で決めよう」



高知県自治研究センターの「少子化の流れに抗して」の第5回シンポジウムは、「競争ではなく共創する『地方創生』」をテーマに片山善博氏（慶應義塾大学教授・元総務大臣・前鳥取県知事）を迎えて、行われました。

片山善博氏は、「真の地方創生を考える」と題した講演で、最後に「憲法と地方自治の実践」の中で、「憲法が権力者の横暴に歯止めをかけるためのものであると同時に、多数の横暴から少数者を保護するためのものもある。」とした上で

「合区は一票の格差といえば聞こえはいいが、数の論理であり、多数が勝ち、少数者は不利益を被るもの」である。これは、「特定の地域だけに特別のルールを強いいる場合、その地域で住民投票しなければならないのに、徳島と高知の住民の意見を聞かずに、勝手に決めてしまっており、これは憲法95条違反だ。」と指摘されました。

だとすれば、合区解消のために改憲するというのは本末転倒であり、合区こそが憲法違反であり、改憲しなくとも憲法違反の法律を改めることで、解消することこそが、まず行われるべきであるということになります。

また、地方創生についても、「国も相当の金をつぎ込んでいるが、あまりうまくいっていないというのが私の見立てだ。何とかしなければというのは分かるが、今ままの続け方では、うまくいかないのではないか。国のやっていることはピントはずれが多く、いたずらに自治体間競争を煽っている。ふるさと納税などにしても、奪い合いの税制であり、自治体は消耗し、疲弊することになる」と指摘されました。

第二部の中河孝博高知新聞社論説委員をコーディネーターとする片山善博氏と上治堂司馬路村長の鼎談も通じて感じたのは、「増田レポート・地方創生の背景にある中央省庁の思惑に振り回されるのではなく、時間がかかるても、それぞれの自治体の弱点を克服し、長所を生かすこと。そして、人口が減るのは結果であり、原因を改めるしかない。今は、原因委ではなく、症状だけを診て、人口の奪い合いになっている。」という片山氏の指摘を踏まえたローカル人材を育てることに力を注ぐときではないかと思いました。

また、片山氏は、「地方が活力をもってやっていくためには、何が必要かと考えたら、何をおいても教育だと考えた。しかし、それ以上に重要視したのは安全とすることであり、どんなにいいことをやってもある日とてつもない災害で、地域としてダメージを受ける。だから、事前に備えて、人間の営みで被害を小さくする。何も準備せず、間違っても人災といわれることのないように備えなければならない。地域振興も地方再生よりも地域の安全こそが大事である。」ということも、冒頭に述べられたが、私にとっては、これまで取り組んできたことに、大きな後押しを頂いたような講演でした。

片山氏のコメントは、議会質問に引用させて頂きました。

9月24日「新たな価値と豊かさを探す『あるモノ探し』を地域地域で」

高知県自治研究センターの連続シンポジウム第6回「少子化の流れに抗して」セミナーに参加していました。

今回は、経済の高度成長が終わり、人口も減少期を迎えた日本は既に“成長社会”から“成熟社



社会の活力醸成》との講演を頂きました。

その後は、草郷孝好先生..、川村幸司さん（れいほく田舎暮らしネットワーク事務局長）、吉澤文治郎さん（土佐経済同友会代表幹事）をパネラーに、東森歩（高知県自治研究センター理事）のコーディネートでパネルディスカッションが、行われました。

草郷さんは、「人口減少、地域偏在の中で、持続する地域社会発展を実現していくというチャレンジが必要となっているが、それは経済成長の量的拡大一辺倒から生活の場である社会の改善につながる果実分配と活用方法を吟味する時代になった。持続する地域社会生活アプローチの有用性、潜在能力（基礎的潜在能力、内的潜在能力、総合的潜在能力）を磨きアプローチすることで、人生への満足度を高めうる社会を実現する。」として、地域活力醸成の発想転換の実践事例が報告されました。

「愚痴から自治へ～あるモノ探し」として水俣市の事例からは、「経済的豊かさの恩恵には、手痛い目に遭うリスクが伴う。持続的なまちづくりへの方向転換には、リーダーシップや地域発の創意工夫が力になる」ことを学び、「災害からの地域復興と存続への挑戦」としての長岡市木沢地区の事例からは「災害後の復興や再生には、住民の主体性がとても大切。被災者の気持ちにより添いながら、少しずつ復興や再生に向かう気持ちを呼び起こすソフトな支援が重要である」ことを学び、「幸せのモノサシづくり」としての長久手市事例から「現状に満足せずに、よりよい社会の姿を追求していくこと。地域行政の仕組みを変えていくことで、住民の持つ行政依存組織を打ち破ることをめざす」ことを学んだことを提起して頂きました。

改めて、これらの実践から「ネットワークを活かした地域づくりの大切さ」を学ぶとともに、今求められている価値転換と行動について「持続的社会につながる発展モデルに軸を移す」「地元単位で将来世代に地域の宝を遺していくか、遺すべきかを決める」「全ての地域で人が生活する上で欠かせない社会的共通資本を整備する」「自利よりも利他によって得られる豊かさを大切にする」ことなどではないのかというまとめを、地域に暮らす住民が共有できるかどうかではないかと考えたところです。

パネルディスカッションで交わされた意見からも、このことを踏まえて、これからも「土佐」で「高知」で、そして「地域」で「地域活力醸成の発想転換と実践」を行っていくことが、確認されたように思いました。

12月3日「少子化だけで自治体は消滅しない」

高知県自治研究センター第7回「少子化の流れに抗して」シンポジウムで、「高知を「地方創生」実現の先駆けに。」をテーマに学びました。

大森彌氏（東京大学名誉教授）の基調講演や、パネラーには、大森彌氏をはじめ上野伊代氏（須崎市浦ノ内地区地域コーディネーター）、公文直樹氏（香美市定住推進課）、竹葉傳氏（四万十市大宮産業）を迎える、パネルディスカッションも行われ、大森氏は、「人口減少だけで自治体は消滅しない」と言われて、「自治体は公選の首長と議会及び住民が、自ら自治を放棄しない限り消滅しない。」と

強調されていました。



氏は、全国町村会のコラムでも「市町村の最小人口規模が決まっていないにもかかわらず、自治体消滅の可能性が高まるというが、人口が減少すればするほど市町村の存在価値は高まるから消滅など起こらない。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人びとの気持ちが萎えてしまい、そのすきに乘じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合である。」と述べられているが、そのことからすれば、少なくとも一部の自治体に、そのような気持ちを惹起させた増田リポートは、極めて問題のあるリポートであったと言わざるをえません。

また、氏は「向都離村」から「向村離都」への反転が始まる中で、「向村離都」の人々が農山村で生きてきた住民と心をあわせて、自分たちの農山村の暮らしを維持しようとするとき「地方創生」が真に意味を持つとも言われています。そのために地域の可能性を引きだそうとする「人財」の確保と養成という課題に、自治体が応えられるかどうかとも言われていますが、パネルディスカッションで事例報告をされた方々も、自らがその「人財」でありながら、どう養成していくかを念頭に置かれていることも実感できました。

まさに、そういう意味では、このような「人財」の思いを、地域で、自治体で共有でき、実践に移されていけば、自治体の「消滅可能性」を乗り越えた「持続可能性」に展望が見えてくるのではと、感じたところです。

2月6日「自治体を蝕み疲弊させる『ふるさと納税』」

今朝の高知新聞一面に「ふるさと納税返礼競争『是正を』7割」の見出しで、「ふるさと納税」の問題が顕在化していることについて、報じられています。

これは、共同通信の調査で、好きな自治体に寄付をすると住民税や所得税が軽くなる「ふるさと納税」で、寄付した人に自治体が贈る返礼品を巡り、全国の自治体の72%が上限額設定などによる是正が必要と考えており、自治体同士の競争が激化したこと、返礼品代が寄付額の43%を占め、独自の政策に使えるお金はさほど増えない実態が判明したことが明らかになっています。

本県では、この調査に県と30市町村が回答し、そのうち6割の自治体が返礼品競争の是正で「必要」「どちらかと言えば必要」と答えています。

今となって、返礼品競争によって、理念もゆがみ、さまざまな問題点が浮かび上がっています。

昨年7月30日、高知県自治研究センター主催の「競争ではなく共創する地方創生」と題したシンポジウムで講演された片山善博元総務相は、「ふるさと納税というのは、税金の奪い合いの競争で、愚かな制度。こんな馬鹿げた制度をやっていると自治体は消耗して疲弊するし、日本の経済も駄目になる。返礼品は、市場価格とは違う評価で提供されており、そんなにおとしめてダンピングしてまで、貴重なものを提供する。それでいいのでしょうか。」と述べられていました。

実は片山氏は、2年以上も前の月刊「世界」2014年10月号の「片山善博の『日本を診る』」で「自治を蝕む『ふるさと納税』」と題して、「ふるさと納税とは、煎じ詰めれば自治体同士の税の奪い合いを奨励しているようなものだ。ぼやぼやしているとやられてしまうから、否でも応でもこの奪い合いに参入せざるをえない。こんな罪作りな制度を拵え、自治体を不毛な争いに駆り立てる政府の見識が疑われるし、そこで踊らされる自治体は不憫でならない。」と批判し、自治体の課税権の問題についても触れられており、真剣に考えなければならない問題だと言えます。

また、「ふるさと納税」などという、餌で釣るような寄付金控除のあり方では、イギリスにある

団体が寄付をする人の割合などをもとに、毎年公表している、世界各国の寄付活動のランキングでは、日本は145か国中102位という実態の「寄付文化」が根付くことは期待できないのではないかでしょうか。

5 新エネルギー、脱原発政策についての調査研究

4月10日「フクシマから学ぶための『検証』を放置させないために」



「原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会」第5回総会に出席し、その後の記念講演では、元高知新聞社会部長で現在朝日新聞編集委員の依光隆明さんによる『福島の事故から何を学べばいいのか』について、貴重な話を聞かせて頂きました。

依光記者のお話を聞くのは、11年8月、13年12月に続き3度目になります。

最初の時にも「被災地に何をどのように学ぶのか。そして、ることの大切さ、そのためには」ということなどについて質問や意見が交わされました。

そして、2度目の時には「3.11以降この国が抱えていた課題が明らかになったものの、何ら解決されずに、ここまできて、その過程で、この国と東電は、国の体面と官僚制度と株主を守るために、国民・住民そして福島を切り捨ててきたことも改めて明らかにされ、そのためには、平気で嘘もついてきた。」などが報告されました。

また、昨日のお話の中でも触れられていた飯館村長泥の鳴原良友氏も同席しており、「津波被害はゼロからスタートできるが、原発被害は、まずは、そのゼロに向かって進んでいるが、何年かかるかも先が見えないという思いの中で、分断と別れで心がズタズタにされながらも、分断と別れに抗いながら、闘っている姿に学ばされました。

そして、今回は「少数者を犠牲にして成り立つ社会の恐ろしさ」「検証されていないこと」「責任の取り方」「報道のあり方」など、「福島の事故から学ぶべきこと」について問い合わせられました。

詳細は、下記のレジュメのとおりだが、「国にしろ県にしろ自ら不利なことは検証しようしない。それをしなければ同じ事を繰り返すことになる。もし、国、県が検証しなければマスコミがやるしかない。そのようなマスコミをきちんと育てておかなければならない。」というマスコミへの自戒を込めた話を我々が自らの事として受け止め、国にも、自治体にも、マスコミにも任せのではなく、求めていく我々の主体性が問われているのではないかとも思ったところです。

福島の事故から何を学べばいいのか

I あのときなにが起きたのか

1 神の采配

①風の吹くまま

3月15日夜 浪江町昼曾根 毎時 330 マイクロシーベルト

3月17日昼 飯館村長泥 每時 95 マイクロシーベルト

原発からは33キロ。標高450メートル、70世帯280人

②究極の幸運

3月17日未明、米国は日本にいる米国人に原発80キロ圏からの避難を指示

4号機の使用済み燃料プール。燃料棒1331本（使用済み783本、使用中548本）

最悪シナリオ。「170 キロ圏強制移転、250 キロ圏任意移転」

2 検証されていないことはたくさんある

①集合率 55 %

13省庁 45人中、集合したのは 5省庁 26人

②情報が消える

S P E E D I 3月 11日夜～16日に 45回、173枚の予測図

「なんであいつは俺に報告しないんだ」

II 報道を考えてみる

1 リスクという呪縛

①「大本営発表」という批判

「330マイクロ」の裏側。一線職員の怒り。

②現場はどこか

現場の声 VS 震が関官僚「そんな数値が出るわけがない」

現場は福島、取材現場は東京

③正確な情報とは

リスクのなさを追求。行き着くのは政府の発表

④思い込み

330マイクロ、新聞の実情「計測値にはぶれがある」「一過性かもしれない」

20～30キロ圏にはまだ人がいた。それらの人々に目を向ける視点が欠落

⑤専門家の専門性

専門家は専門のことしか分からない。

「とてつもない巨大プラント 0原発をすべて分かっている人間は世界に一人もいない」

米国が 80 キロ避難「西に山。風は山から海に吹くから放射能は海に飛ばされる」

パニックになったのは誰か。

2 新聞の危機

①ジャーナリズムどころではない

部数も、広告も。少なからぬ経営者が浮足立つ

福島原発事故当時に戻る？発表物中心。プラス催し物

②「調査報道」の現実

労力をかけ、リスクを冒して大事な事実を振り起こしても部数は増えない

金をかけずに発表物と催し物で新聞を作っても部数は減らない。広告も減らない

③読者が新聞を育てる

隠された事実を掘る新聞か、発表だけを書く新聞か。住民の命にもかかわり

ウオッチドッグという言葉。番犬がポチになってしまったら…

III 住民の今

1 浴びてしまった人たち

①安定ヨウ素剤の虚実

「飲ませてはいけない」という常識。ところが…

山下教授の驚き、3月 23 日に「ありやーっと思った」

経産省「指示を書いたファクスが消えた」。福島県はなぜか指示に従わず

住民全員に飲ませた三春町。自分たちで考え、知恵をめぐらし。

副町長深谷さん「俺が責任を取る」

②「大丈夫」の意味

放射能を浴びた人にどう言えばいいのか

2 キーワードは分断

①さまざまな亀裂

避難民か否か、放射能の汚染度、賠償金の額、戻る者と戻らない者、放射能の考え方

②賠償の前提是「戻る」

公共基準 VS エネ庁基準「法的根拠はありません」「指導監督という枠内です」

ダム補償の3分の1程度「600万もあれば買えますよ。私は住みませんけど」

徳山ダム 13 平方キロで用地補償 690 億円。双葉郡十飯館村で 1100 平方キロ。

84 倍。690 億 × 84 = 5 兆 8000 億円。「10 兆円になるのではないか」

3 人々の声

①興奮の1年目、諦めの4年目

1年目興奮、2年目嘆き、3年目疲れ、4年目諦め、5年目離別

さまざまな声、ひとつひとつの声

②地区が存在した証し

記録誌に思いをこめる

せめて検証を

5月1日「講談で学ぶ『核の悲劇』『平和の尊さ』」

県立美術館ホールであった神田香織さんの高知公演は、理不尽に命を奪う戦争の悲惨さ核兵器の恐ろしさを250人の子どもから高齢者の皆さんに、日本三大話芸の一つである講談と言う形で、改めて伝えて頂きました。

そして、参加された方の感想を一部ではありますが、ここに披露し、ともに闘い続ける思いを共有したいと思います。

・かなしかった。(6歳男)

・げきがすごくうまかった。(10代男)

・本で読むより、こう談で聞いた方が人物の気持ちがよくわかりました(10代女)

・昔の言葉あまりわからなかつたけど、マンガでよんだことがあるのですこしそうぞうできました。せんそうをなくしてください。もうすこし大人になってからきたらいいなと思いました。わたしがもし大人だったら母のように泣いていると思います。またきますのでよろしくおねがいします。《猫が笑っている絵》はだしのゲンすきです。マンガでよんだ回数は、3回で3かんまでよんだことがあります。(10代女)

・昔見たゲンのお話を子どもに知ってほしかった。講談は初めてだったが、マンガと違い生の声で聞くゲンは迫力があり、あらためて戦争は嫌だと思った。子どもも涙を流しながら聞いていて、来てよかったです。原爆が落ちた後の話も子どもに聞かせたいです。(30女)

・講談というこのすばらしい話芸 神田さんの力に感謝いたします。(50女)

・語りがものすごい力を持っているということを改めて感じました。すばらしい語りと、すばらしい人柄 圧倒されました。次はチェルノブイリの祈りもぜひひきたいです。(60女)

・本当に本当に…『言葉の力』を感じました。小学生の頃に映画を観ました。お母さんが赤ちゃんに与える母乳が出なくて、米のとぎ汁を分けてもらっている場面を覚えています。今、3ヶ月の娘におっぱいをあげながら「この子を守る。この子の未来を良いものにする」という思いを強く抱きます。今日は初めて託児を利用して参加しました。ありがとうございました、(40女)



- ・学校で子どもたちに伝えたいことが明確になりました。講談、はじめてでしたが力強くて心にひびきました。ありがとうございました。 Chernobyl も勉強します。(50 女)
- ・講談にすっかり引きこまれました。小学校や中学校を巡回してもらいたいと思いました。 Chernobyl の祈りも聴いてみたいと思いました。「小さくても声をあげ続け、あきらめない」グリーン市民の活動に感謝です。(30 女)
- ・戦争、原爆の悲惨さが伝わりました。こんな伝え方もあるんだと感動しました。(50 女)
- ・すごい迫力でした。小さな頃に見たマンガが頭の中によみがえりました。戦争も原子力も必要なと思います。(40 女)
- ・圧倒されました。今日は来て本当に良かったです。息子を連れてくれば良かったと後悔しています。ぜひ、またおいで下さい。(30 女)
- ・発声の練習、たいへん良かったですよ。聞きに来てよかったです。(60 男)
- ・声を上げるべし。たいへん感動しました。(50 男)
- ・あっ！あっ！あっ！あっ！しつこくあきらめず声をあげよう！(70 女)
- ・『はだしのゲン』タイトルは何度も聞いていましたが、今日の講談で、その世界を体験でき、感動しました。アフタートークで声を出して、少し明るい気分になって帰れます。ありがとうございました。(50 女)

8月12日「再稼働伊方原発の再停止へ粘り強く」

新規制基準のもとでは、九州電力川内1、2号機と関西電力高浜3、4号機の計4基に続いて四国電力伊方原発3号機が再稼働しました。

高浜は大津地裁の仮処分で停止しており、プルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料を使うプルサーマル発電としては、唯一の稼働となっています。

避難の安全性確保の課題について、指摘しているが、原発の西で暮らしている約5千人の住民が避難するためには、原発のそばを経て内陸部へ通じる国道を通るしかないが、避難計画では、国道が通れなければ半島の港から主に船舶で避難することになっているが、これもどれだけ湊に辿り着けるか、船舶が確保できるか、何の保障もないのです。

原発ゲート前まで向かう往復で感じたのは、土砂災害での孤立などは極めて起こりうる可能性のある地形でした。

今朝の高知新聞でも取材し続けた記者が「崩れる『安定神話』」と報じた記事にもあるように、再稼働ありきの「企業の論理」が色濃く映し出された再稼働であることが、明らかになっています。



また、今朝の朝日新聞の「時時刻刻」には東大の古村孝志教授（地震学）は「震源域の東への活動は収まっているように見える。だが前回の南海トラフ地震から70年経ち、西日本の内陸地震は活発化していくと考えられる」と指摘し、「現代科学では地下深くの震源断層の大きさや、断層がどれほどエネルギーをためているかを正確に捉えられない」と高知大の岡村真特任教授（地震地質学）はこう語り、想定の一層の引き上げを訴えられています。

私たちが、3.11に学んだのは「想定外を許してしまったこと」だと言い、それを教訓にしながら、再稼働ありきの「原発再稼働」はあまりに愚かな選択だとしか言いようがありません。

再稼働直後に、現地に到着した私たち高知からの参加者は全国から阻止行動に参加した約150名の仲間とともに、約2時間抗議の声を上げ続けました。



また、現地には菅直人元首相や福島瑞穂参議らが訪れ、激励の挨拶とともに抗議の声を上げられました。

集会後は、1971年4月当時漁協が絶対反対を決議し、地区で大変な反対運動が盛り上がっていた伊方町九町に場所を移し、地区内を反対のシュプレヒコールをあげながら数コースに分かれて街頭行動を繰り広げました。

中には、当時の闘いを支えられていた町民のお宅を訪ねたりしながら、町民に今一度「再稼働した原発と一緒に止めよう」と訴えかけました。

現地では、約5時間足らずの行動でしたが、諦めることなく停止を求める闘いを継続していくことの決意をした現地行動でした。

先日、四万十市や橋原町の原子力災害避難計画について、その実効性を求めるなどを書きましたが、明日の伊方原発再稼働を前に、県は昨日「高知県原子力災害避難等実施計画」を策定し公表しました。

高知県は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最も近い県境で45kmにあり、国の定める重点区域の範囲外ではあるが、危機管理上の観点から、県や市町村、関係機関が迅速かつ的確な防護措置を実施することにより、原子力災害から県民の生命及び身体を守ることを目的として、再稼働までに策定するとしていたものです。

「計画の目的、ポイント」に「南海トラフ地震等の大規模複合災害の発生を前提としつつ、現在、本県で取り組みを進めている建物の耐震化や道路の防災対策、応急救助機関との連携といった南海トラフ地震対策を推進することで、本計画における避難対策等の実効性が向上するものと考えている。」とあるが、避難路の確保などにおいて、「南海トラフ地震の発生によって県内の道路が寸断されることが想定されるため、平成28年2月に「高知県道路啓開計画」を策定。⇒優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や作業手順を事前に定め、早期の啓開を目指す。」こととするなど、南海トラフ地震の被災状況による影響もあり確実なものとは言えないのではないかと思わざるをえません。

8月22日「自然と謙虚に向き合えば原発再稼働はありえない」



県民文化ホールオレンジにて開催された「日本地すべり学会研究発表会」県民講演会「きたるべき南海トラフ地震に向けて」その第一部高知大学岡村真特任教授の「南海トラフ沿いの沿岸故障に残された巨大津波堆積物」と題した講演をまず聞かせて頂きました。

岡村先生が「過去の地震災害で亡くなったのは、火災であり、揺れであり、津波であり、食糧や飲み水がなかったから、死んだのではない。改めて本来やるべきで備えるべき」ことを強調し、「過去から現在の規則性を見れば将来が見えてくる」ということで歴史的事実を積み重ねて、宝永地震津波は過去数千年間では最大とはいはず、九州東部では西暦684年の天武地震の津波が、四国では約2000年前の津波の方が一回り大きかったことなど、日本列島の自然について知り、謙虚に向き合うことの重要性を学ばされました。

また、「女川原発が東日本大震災で被害を受けなかったのは、歴史的事実に基づいて英断した人たちがいたからである。M9クラスの南海トラフ地震が起きれば、中央構造線が必ず動くとは言えないが、動くことは考えられる。1500年に一回は動いているのだから。」ということも、しつ

かりと述べられていました。



そして、岡村先生の講演終了後直ちに向かった中央公民館多目的ホールで行われていた県原水禁総会の記念講演「川内原発を取り巻く新たな動き」について川内原発増設反対鹿児島県共闘会議野呂正和前事務局長のお話を聞かせて頂きました。

実際の川内原発を取り巻く状況は、熊本地震によって、これまで以上に顕在化された断層帯や火山活動の危険性などに限らず、避難計画や再稼働前提の杜撰な対応や安全と民主主義が蔑ろにされるという、自然と謙虚に向き合うことを放棄してしまった姿勢が明らかにされました。

6 教育の課題についての調査研究

(1) 人権教育について

6月9~10日 「『困り感』のある子どもや家庭を支える”支縁”をうむ人権のまちづくり」

第41回部落解放・人権西日本夏期講座に参加し、C会場で塚地和久高知新聞社編集委員の「子育ち支援～いま高知の現場で」と高知県部落史研究会の吉田文茂さんの「高知県における部落解放運動のあゆみ」について、受講しました。



塚地さんがデータや取材の中で明らかになった「困り感」が蔓延している社会の中で、特に県内には「困り感」を突きつけられている子どもや成人が多くいること、しかも、その人たちを支えられない「つながりの希薄化」による社会的孤立で人権が守られていない状況について指摘されました。

「困り感」のある子どもたち、家庭を支えるしくみが今必要とされている中で、かねてから部落が持っていた同和教育が育んできた「つながる力」の再構築がつながる力や結びあう力を向上させることになるということを再確認させて頂きました。

また、塚地さんが記事にした2014年12月13日付高知新聞「話題」に登場した当時の女子高生が、会場の最前列から発言をされて、その訴えに会場は静まりかえりました。

そして、今、彼女が「困り感」を持った子どもたちと向き合いながら子どもたちが必要としている支えとなる居場所づくりに向けて頑張っておられる姿こそが「支縁をうむ人権のまちづくり」に向き合う姿だと感じさせられました。

第二講座の吉田文茂さんの「高知県における部落解放運動のあゆみ」のお話も自由民権運動や部落改善、融和、水平社運動、昭和恐慌、戦時体制と部落の関わりについて、お話し頂く中で、改めて高知の部落解放運動が、どのような連続性を持ってきたのか整理できて大変勉強になりました。

そして、その中で部落解放運動との向き合い方として、自らの生き様も問い合わせながら向き合っていきたいと考えさせられました。

「『共に生きる社会は、共に学ぶ学校から』そんな社会、学校づくりを」

二日目の第41回部落解放・人権西日本夏期講座では、ドキュメント映画「人間みな兄弟～部落差別の記録」で、同対審答申が出される6年前の被差別部落の実態、差別と分断による支配など今も通じる「差別」のあり方を考えさせられました。

そして、会場を移動して、一木玲子大阪経済法科大学客員研究員による「障害者差別解消法とインクルーシブ教育」について、受講。

特別支援学校への就学者が1995年から2011年の間に子どもの数は、14.5%減少しているのに、特別支援学校在学者は45.9%も増加している中で、「障害者差別解消法施行の背景」「インクルーシブ教育と特別支援教育」「インクルーシブ教育システムとは」「就学先決定の仕組み」「インクルーシブ教育と特別支援教育の問題点」について、課題を指摘して頂きました。

特に、1994年のユネスコ・サラマンカ宣言で、インクルーシブ教育とは、「全ての子どもは、ユニークな特性、関心、能力及び学習のニーズを持っており、そのニーズを持つ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる子ども中心の通常の学校にアクセスしなければならない。このインクルーシブ志向を持つ通常の学級こそ、差別的態度と闘い、全ての人を喜んで受け入れる地域社会をつくりあげ、インクルーシブ社会を築き上げることを目指すもの」ということを踏まえた上で、「共に生きる社会は、共に学ぶ学校から」という結びの言葉をいかに実践していくのかが問われていると考えさせられた貴重な内容でした。



7月29日「『自尊感情』を育み、一人の子どもも粗末にしない」



第56回高知市人権教育研究集会に参加し、全園田雅春（大阪成蹊大学）先生による「人権教育の実践 今とこれから ～はぐくもう『3つの自尊感情』～」の講演を聴講しました。

日本語としてはない造語であるが「被尊性」から始まる自尊感情の形成など、改めてさまざまな事例を通じて、自尊感情を育てる人権教育の大切さを学ばせて頂きました。

会場で入手した園田先生の近著「自尊感情が育つ元気教室」の「はじめに」に講演の最後におっしゃったことがありました。

「一人の子どもを粗末にするとき、その学校その教育は光を失い、その地域は未来を失う」粗末にされがちな子どもとはいっていいだれか。被差別マイノリティ、社会経済的格差に打ちひしがれている子どもである。いや、現にその子どもたちは粗末にされた状態にある。自尊感情の形成に金はかかるない。学校ではこれの集団的な形成が可能なのだ。」

このことを肝に銘じたい。誰一人粗末にされていい子どもなんているはずがないのですから。

改めて、学校だけではない、今からでも遅くない自尊感情が育める地域社会も築いていきたいものです。

1月21日「子どものネット利用を許す大人はそれなりの覚悟を」

男女共同参画センター「ソーレ」で開催された第4回「子どものネット利用問題に関する研修会」に参加させて頂きました。

テーマは「新たな段階に入った子どものインターネット利用問題Ⅲ」～ケータイ・スマホからの

子どものネット利用とおとの果たす役割り～というものでした。



この研修会の趣旨は、「近年、スマートフォンの無料通話アプリ利用の問題が広がっており、スマートフォン利用が低年齢にまで広がり、ネットいじめが多くみられるようになりました。また、小学校低学年や、就学前の乳幼児までネットを利用するようになり、病的な依存・中毒が心配されるようになっており、今回の研修では「スマホ時代の依存・中毒問題」と、「ゲーム機の長時間使用によるゲーム依存・中毒問題」について、学び、それぞれの思いを語り、この問題への取り組み意識を高めていくというもの」でした。

高知東警察署の岡崎刑事官からは「青少年のネット利用の現状と課題」、大塚元総務省CIO補佐官からは「ネット依存（中毒）に、どう取り組むか」、小西ポールトウイン・ピットクルーホールディングス社長から「ネット時代に『生きる力』をどう身につけるか」について、お話し頂いた後、各地で取り組まれているNPO法人ぐんま子どもセーフティーネット活動委員会、三重県桑名市教育委員会、愛媛県青少年育成アドバイザー、「ののいちいっちは子を育てる」市民会議、さぬきっ子安全安心ネット指導員、高知県教育委員会から、事例報告が行われました。

改めて、小学生のスマホ所有率や使用時間、使用実態などから見えてくる、健康や教育にデメリットの大きいことを明らかにされ、ゲーム依存の子どもの脳の前頭葉が縮小しているなどと聞かされると、今のおとなたちの子どものスマホ・ゲームの利用のあり方との向き合い方に、もっと真摯でなければならないと思わされました。

大人や親の使用マナーが乱れていて、子どもと向きあえられるのか。スマホに子守をさせていいないか。健康や学力に悪影響があると分かっていて、子どもたちもそのデメリットを実感していて、「やめたくてもやめられない」という子どもたちに、「ゲームやネットは楽しい、しかし、それ以上に身体は大切だ」という姿勢で、臨む大人の覚悟が求められていることを感じました。

亡くなったAppleの創業者スティーブ・ジョブズは、テクノロジーに関して本能的な才能があったが、親としてはローテクを貫き、子どもたちの電子機器の利用を厳しく制限すべきだと固く信じ、自分の子どもには持たせず、マイクロソフトの創設者であるビル・ゲイツも子どもたちに持たせていかなかったと言うことです。

2月3日「しんどかったら『さとにきたらええやん』」



映画「さとにかくたらええやん」を自由民権記念館での上映会に参加し、「日雇い労働者の街」と呼ばれてきた大阪市西成区釜ヶ崎で38年にわたり活動を続ける「こどもの里」に入りするしんどさを抱えた子どもやおとの生き様、成長、そして、その子どもたちが「おっちゃん寒ないか、お握り食べるか、気い付けや」と声をかける「子ども夜回り」のつながりを描いたドキュメンタリー映画に、学ばされました。

「さと」と呼ばれるこの場所では、0歳からおおむね20歳までの子どもを、障がいの有無や国籍の区別なく無料で受け入れているのですが、そこに集う人たちの人権を守るために、まさに「居場所」の原点であるような姿が描かれています。

子どもやおとなに限らないしんどい人が人となり関わり合うことで、支えられて生きていく、そんなコミュニティーこそが、求められていることを感じました。

(2) 食育について

2月4日「多様な視点で『食育』を考え、実践を」

南国市で8年ぶりに開催された「食育フォーラムIN南国」に参加してきました。

南国市では以前から地産米のご飯給食が実施されており、県内でも学校級食の先進自治体として評価されていたが、このようなフォーラムが8年ぶりと言うことには少し驚きました。

それでも、今回のフォーラムは、この2年間の南国市立十市小学校がスーパー食育スクールの指定を受けて取り組んできた成果が、学校だけでなく、家庭・地域へつながっている感じを受けました。

「朝食を含む基本的な生活習慣の改善により、学習意欲の向上を図る。」「生活科・総合的な学習の時間を中心として、主体的・協働的に学ぶ食に関する指導の授業実践により、生活習慣の改善と「ことばの力」の向上を目指す。」の事業目標を達成するため（1）朝食を中心とした生活習慣の改善（2）食を中心とした生活科・総合的な学習の時間における「十市式食育カリキュラム」の開発と実践（3）主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブラーニング）を目指した授業改善による



「ことばの力」の向上（4）学校が家庭や地域と双方向となる効果的な情報発信の実施の成果が、食育パネルや「ごとおち食育かるた」や昨日の事例発表などに表れていたように思います。

服部幸應氏（学校法人服部学園理事長・服部栄養専門学校校長）の基調講演やコーディネーター鳥帽子田彰氏（広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授）、パネリスト服部幸應氏・向笠千恵子氏・黒 笠慈幾氏・門脇由紀子氏によるパネルディスカッション「つなぐつながるひろがる食育の力」

一今、伝えたいこと・こだわりたいことの内容も、それぞれに食育の力の優位性を強調されたもので、「第2期健康なんこく21計画」の「食と健康」を考えることも大いに参考になりました。

今からでも、食育をさまざまな視点から複合的に考えていくことを通じて、県内での学校で家庭で地域で食育が広がっていくことを願うものです。

(3) 防災教育について

11月21日(月) 兵庫県立舞子高校環境防災科調査視察

以前から調査に伺ったかった兵庫県立舞子高校の環境防災科を訪ね、環境防災科長の和田先生からこれまでと現状についてお話を聞かせてもらい、授業も見学させて頂きました。

学校設定科目を担う他教科の先生方や特別非常勤講師のご尽力、TTで授業を行い、丁寧な指導と学校周辺の地域との防災交流、被災地へのボランティア交流、さらには被災国との国際交流など貴重な学びの場を得ているこ



と。

さらに、これまでの取り組みの中で、培ってきた災害と向き合う生徒たちと先生方の真摯な姿勢に胸を打たれました。



先生のご厚意で、私に生徒たちの前で、話す機会を頂き、高知が下知が南海トラフ地震でどのような被害が想定されているかという話をさせて頂いた上で、いざ発災したときに「君たちの被害が少なくて、無事だったら高知にボランティアで支援に来て欲しいが、来てくれる人は？」と尋ねたところ、ほとんど全員が挙手してくれました。

高知でもこんな子どもたちを育てていけるような防災教育の場があればと思ったところです。

舞子高校、そして、多賀城高校と防災関係の科が設置さ

れていますが、両校とも大きな被害を受けた教訓からの開設だと思いますが、未災地での高知でこそ、これから災害と向き合うことのできる子どもたちが育ってもらうための高校での防災関係科の設置を目指したいと、改めて考えさせられたところです。

7 平和行政、安保関連法、緊急事態条項と憲法の関係についての調査研究

5月3日「憲法の立憲民主平和主義に反する戦争法廃止へ」



安倍首相が改憲意欲剥き出しの今、憲法を巡る議論、攻防が高まっている憲法記念日に、高知でも私たち平和憲法を守ろうという思いを一つにした11団体が実施した「憲法施行69周年県民のつどい」を行いました。

私たちの集会は改憲推進派の集会参加者に倍する約270人の参加で、山内敏弘一橋大学名誉教授から「憲法改悪の動向と立憲民主平和主義の課題」と題して講演頂きました。

詳細は、下記にあるような長大なレジュメに沿ったお話をでしたが、高知での講演ということで、高知市春野弘岡の出身で日本における憲法の平和主義研究の最高峰にあられた憲法学者深瀬忠一先生（北海道大学名誉教授）が、日本国憲法の特色を、「立憲民主平和主義」という言葉で表現していたことから、その言葉を使って現在の憲法状況について述べられました。

平和主義、立憲主義、民主主義に違反する安保法制の違法性、安保法制の一貫としての特定秘密保護法制の危険性、さらには「自主憲法制定」を党是としてきた自民党の改憲草案の危険性を指摘されました。

また、今年の憲法記念日の護憲派・改憲派の論争点として注目されている「緊急事態条項」について本来的・歴史的な危険性と自民党改憲草案にある条文の危険性についても触れられました。

いずれにしても、「立憲民主平和主義を破壊する安保法制廃止のために」戦争廃止法案の国会審議要求や2000万人署名運動の推進、戦争法違憲訴訟の提起（高知でも5月6日提訴）などを行なながら、7月の参議院選挙で過半数を獲得して、戦争法の発動を参議院で阻止できるように取り組んでいる闘いが要請されていることで締めくくられました。

朝日新聞社の憲法に関する全国世論調査（郵送）では、憲法を「変える必要はない」が昨年の調査の48%から55%に増え、「変える必要がある」は昨年の43%から37%に減り、安全保障

関連法に「賛成」は34%、「反対」は53%、大災害などの際に政府の権限を強める「緊急事態条項」を憲法に加えることに「賛成」は33%で、「反対」の52%が上回ったとのことです。

まさに、ここにも山内先生の言われた「国会の中の多数派ではなく、国会周辺の民衆にこそ世論がある」という状況に依拠して、闘っていくことが必要ではないかと改めて決意した講演であり、5月3日憲法記念日でありました。

憲法改悪の動向と立憲民主平和主義の課題 山内敏弘（一橋大学名誉教授）

深瀬忠一先生（北海道大学名誉教授）は、高知県生まれで、『戦争放棄と平和的生存権』（1987年、岩波書店）で知られるように、日本における憲法の平和主義研究の最高峰にあられた憲法学者であった（昨年9月に88歳で死去）。先生は、常々、幕末期の坂本龍馬や自由民権運動の植木枝盛などを生んだ高知県出身であることを誇りとして話しておられた。その高知で講演する機会を与えられたことを大変うれしく思い、主催者に御礼申しあげます。

深瀬先生は、日本国憲法の特色を、「立憲民主平和主義」という言葉で表現していた。「立憲民主平和主義」とは、一言でいえば、立憲主義と民主主義と平和主義が密接に結びついて日本国憲法の基本原理を構成し、いずれも私たちが幸せな生活を送っていくためには大切であるという考え方を意味しています。本日の演題も、その深瀬先生が使っていた「立憲民主平和主義」という言葉を使って現在の憲法状況について私なりの考えを述べることにしたい。

深瀬先生は、「ポスト経済大国の理念としての立憲民主平和主義」という論文（2008年）において、日本が今後進む方向としては、①明文改憲の道、②解釈改憲の道、そして③「立憲民主平和主義」を生かして、恒久世界平和の建設に寄与する道の選択肢があるが、もちろん、日本国民としては、第3の道を進むべきことを強調している。

8年前に書かれた論文であるが、現在の日本の憲法状況を的確に指摘している。まさに、私たちは、そして日本は、いま、この三つの選択肢の前に立たされていると言つてよいように思われる。

そのいずれの道を日本が進むかは、今年夏の参議院選挙（あるいは衆参同時選挙）に大きく係っている。参議院選挙で与党が三分の二の議席を獲得すれば、①明文改憲への道を政府与党は突き進むであろうことはほぼ確実であろう。与党が三分の二には至らず、しかし、過半数を獲得したならば、②解釈改憲の道を進むことであろう。野党が過半数の議席を獲得すれば、③「立憲民主平和主義」を生かす道が開けてくると思われる。

1 解釈改憲としての集団的自衛権行使容認

(1) 達意の安保法制（=戦争法制）の制定（2015年9月）

* 「平和安全法制整備軌と「国際平和支援法」の二本立て。前者は自衛隊法改定を初めとする10本の法律を一括法としたもの。

* 「存立危機事態」（我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される、明白な危険がある事態）における集団的自衛権の行使容認を定めた（自衛隊法76条1項2号、武力攻撃事態法2条4号）。朝鮮半島有事の場合の米艦防護やホルムズ海峡における機雷除去などが想定されている。国会での審議においては、これらの「立法事実」の不確かさが浮き彫りにされたが、政府は、「存立危機事態」の認定は最終的には政府の総合的な判断に委ねられたとした。

* PKO法の改定で、「駆けつけ警護」や「治安維持活動」を認めた。南スーダンにおけるPKO活動（UNMISS）で実施される公算が大きい。

* 「国際平和支援法」の制定により、「国際平和支援」という名目の下に世界中どこでも自衛隊が出動して、「協力支援活動」を行うことが可能となった。「協力支援活動」は、「現に戦闘行為が行われている現場」では行わないとされているが（2条3項）、「現場」ではない「戦闘地域」での活動は可能とされる。しかし、そもそも、両者の区別は現実的には不可能であり、結局は戦闘に巻き込まれることになる可能性が高い。中東地域でのISに対する有志連合への支援活動が法的に

は可能となった。そうなった場合には、日本に対するテロの可能性が一段と高まることが危惧される。特に原発に対するテロの危険性は重大というべき。

*自衛隊法を改定して（95条の2）、平時（グレーゾーン事態）から米艦等の防護のために自衛隊は武器使用を行うことが可能となった。南シナ海などの米艦防護の可能性。ちなみに、2012年のアーミテージ・レポートは、対米軍事協力が必要な分野として、ホルムズ海峡における機雷除去と並んで、南シナ海における米艦防護をあげていた。

(2) 平和主義に違反する安保法制

*憲法9条は、一切の戦力の保持を禁止し、交戦権を否認している。従来の政府見解によれば、自衛隊も自国を守るための必要最小限度の自衛力と説明されてきた。そのような憲法の下で、他のための武力行使（戦争）を行うことが認められることはありえない。圧倒的多数の憲法学者、全国52の弁護士会、そして元内閣法制局長官、さらには元最高裁長官までもが違憲としてきた。*政府は、砂川事件最高裁判決を戦争法合意の根拠にしているが、これも全く牽強付会な論理。同判決は、たしかに、「わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」としている。しかし、ここでいう「自衛権」は個別的自衛権のことを意味していることは、砂川事件ではそもそも安保条約が憲法9条にいう「戦力」に該当するか否かという個別的自衛権のみが問題となつたことからも明らかである。なみに、藤田宙靖・元最高裁判事も政府のこののような解釈は、「最高裁判例の解釈についての初歩的な誤りを犯すもの」と述べている。

*政府は、専守防衛や海外派兵の禁止は従来通りだといっている。しかし、地球の裏側まで出て行って自衛隊がアメリカなどと一緒にになって武力行使を行うことを認めることがどうして海外派兵ではないといえるのか、また専守防衛といえるのか、到底常識的には理解できない話しである。こんなめちゃくちゃな論理を国民に押しつけるとは国民を馬鹿にするにもほどがあるといわなければならない。

(3) 立憲主義に違反する安保法制

*立憲主義とは、国民の基本的人権、国民主権などを保障した憲法を最高法規として、それに権力担当者は拘束されなければならないという考え方。

*「立憲主義の最古の、又最も恒久的な特質は、法による統治権の制限であり、そのことは、初めから現在まで変わることはない。」（マキルウェイン）

*「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されていないすべての社会は、憲法をもつものではない。」（フランス人権宣言 16条）。このような憲法に統治者は拘束されるということが、近代立憲主義の趣旨。

*安保法制は、本来ならば、憲法改正手続き（憲法96条）を踏まえて明文の改憲によってはじめて制定可能なものを、そのような手続きを踏むことなく法律で制定したものであって、立憲主義に反する暴挙。

*中谷防衛大臣は、「憲法をいかに法律案に適合させればいいかを議論して閣議決定した」と述べた。逆立ちした議論。また、磯崎首相補佐官は、「法的安定性など関係ない。安全保障環境の変化が問題だ」と述べた。いずれも、立憲主義を無視したもの。

*2015年秋に野党は、憲法53条に基づいて臨時国会の開催を要求したが、政府はそれをなんら正当な理由なしに拒否した。同条は、「いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その（臨時会）の召集を決定しなければならない」と規定しているにもかかわらず、安倍内閣は、この憲法規定を無視した。

(4) 民主主義に違反する安保法制

*国民世論は一貫して安保法制の制定に反対していた。制定後の世論調査でも、安保法制には反対が多数を占めている。民意は、国会の中にではなく、国会前の集会に示されていた。また、国会

での強行採決は、「熟議民主主義」に違反するもの。安倍首相は法案成立後も「国民に丁寧な説明をしていきたい」と述べたが、野党五党が、今年2月に提案した安保法制廃止の法案について審議に入ることを拒否した。

* 内容的にも、議論が尽くされていない問題がいくつもあった。①今回の安保法制は現行の日米安保条約の改定なしに果たして可能なのか、②自衛官のリスクは本当に高まらないのか、③「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対にない」（安倍首相）というのは本当かなど。

(5) 安保法制の一環としての特定秘密保護法制

* 2013年に制定された特定秘密保護法は、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③特定有害活動（スパイなど）の防止に関する事項、④テロリズムの防止に関する事項などを「特定秘密」として、その秘密保持を重罰（10年以下の懲役など）をもって図ろうとするものである。しかし、これによって、上記事項に関する国民の 知る権利は大幅に制限されることになる。

先頃国会の「情報監視審査会」の報告書が発表されたが、それによれば、特定秘密として国会への提出も拒否された情報として記載されているのは、「外国政府から提供を受けた情報といった抽象的な記述だけだ」という。これでは、「なにが特定秘密かはそれ自体が秘密」ということが、国権の最高機関たる国会との関係でも当てはまる事になる。いわんや一般国民やマスコミに対しては、そういうことになる。そういう秘密体制の下で、戦争国家への道が進められようとしている。

* 高市総務大臣の、電波を停止することもありうるという発言もこのような文脈でなされていることに留意する必要がある。放送法4条（「政治的に公平であること」）は倫理規定であることを完全にはき違えている。電波メディアが、この発言によって萎縮してきていることは、重大な問題といるべき。

* 国連のD・ケイ特別報告者は、去る4月19日に、「日本における報道の独立性は重大な脅威に直面している」と述べ、放送法4条の廃止を提言した。

(6) 武器輸出三原則から「防衛装備品移転三原則」へ

* 安倍内閣は2014年に、従来の武器輸出を原則的に禁止した武器輸出三原則を止めて、武器輸出を原則的に認める「防衛装備品移転三原則」を決めた。これにより、日本の軍需産業の活発化が図られることになり、「軍産複合体」の形成が日本社会でも現実のものとなってきた。そして、2015年には、武器開発や武器輸出の司令塔として「防衛装備庁」が発足した。2014年には、オーストラリアとの間に2015年にはインドとの間に、さらに2016年にはフィリピンとの間に武器輸出に関する協定が結ばれた。

(7) アベノミクスの破綻と生存権の侵害状況

* 労働者の実質賃金は、過去4年間連続してマイナス。非正規雇用は、労働者全体の4割を越えた06人に一人は貧困層に属することになり、「ト億中流社会」はもはや幻想となった。子どもの貧困率は、16.3%。生活保護世帯は、2015年に過去最多の163万2321世帯になった。

憲法25条が保障する生存権はアベノミクスの下で危機に瀕している。

2 明文改憲論の動向

(1) 「自主憲法の制定」を党是としてきた自民党

* 明文改憲と解釈改憲のほざまでの自民党

自民党は1955年の結党以来「自主憲法の制定」を党是としてきたが、1960年以降の自民党政権の対応は、「解釈改憲」の道を歩んできた。首相が在任中の改憲を明言したのは、安倍首相が初めて。

(2) 2012年改憲草案の内容

* ①国民主権、②基本的人権尊重、③平和主義の三つの基本原理を形骸化し、さらに、④立憲主義を軽視する内容となっている。明治憲法体制（あるいは明治憲法以前？）への回帰を示している。

ア 国民主権を形骸化する天皇の元首化

「日本国は、天皇を戴く国家」（前文）。「天皇は、日本国の元首であり」（1条）。

「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。」（3条2項）

イ 基本人権の保障を形骸化する改憲草案

① 「個人の尊重」から「人の尊重」へ

「全て国民は、人として尊重される」（13条上）

* 「個人」の価値を軽視して、「公」や「国家」の価値をより重視する発想。

② 「公益及び公の秩序」による人権制限

「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚して、常に公益及び公の秩序に反してはならない」（12条）。

「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない」（21条2項）。

③ 国民の義務、責務の大幅な導入

「日本国民は、国と郷土を誇りと気概をもって自ら守り」（前文）。

「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」（3条2項）。

「家族は、互いに助け合わなければならない」（24条1項）。

「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」（102条1項）。

ウ 平和主義を形骸化する改憲草案

① 「国防軍」の創設

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」（9条の2第1項）。

* 「自衛軍」ではなく、「国防軍」としている。現在の自衛隊以上の軍隊にしようとしている。

② 集団的自衛権の全面的な憲法的認知

「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」（9条2項）。

* 戦争法では、「存立危機事態」という限定的な事例における集団的自衛権の行使が認められているが、その枠を取り払い、全面的に集団的自衛権の行使を可能とする。

③ 軍事審判所（軍法会議）の設置

「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く」（9条の2第5項）。

④ 平和的生存権の抹殺と国民の国防責務の導入

「全世界の国民が、恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」（現行憲法前文）から、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概をもって自ら守り」（改憲草案前文）へ。

* 平和的生存権とは、戦争が最大の人権侵害であることを踏まえて、平和のうちに生きることをそれ自体人権として保障しようとする考え方。日本国憲法の平和主義の先進性と普遍性を示すもの。このような考え方は、近年の国際社会でも、「平和への権利（right to peace）」として評価されつつある。

* 改憲草案では、徴兵・徴用が可能となる。

上記前文と合わせて、9条の3では、「国は、主権と独立を守るために、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」と規定し、また、18条では、「何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない」（18条1項）と規定している。「政治的関係」における身体の拘束の可能性を認凍）ている。

エ 立憲主義を軽視する改憲草案

* はじめに「国民」ではなく、「国家」ありきの発想（前文）。憲法の制定の趣旨も、国民の人権

保障のためではなく、「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため」（前文）とされる。

*現行憲法の 99 条にある天皇の憲法尊重擁護義務を削除している（102 条）。近代立憲主義は「国王といえども法の下にある」というもの。その発想を欠落させている。他方で、国民に憲法尊重義務を課している（102 条 1 項）。

*憲法の最高法規性の章から、人権の不可侵性の条文（現行憲法 97 条）を削除している。

*憲法改正手続を緩和している（100 条）。「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し」から「両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が発議し」へ変更。

（3）安倍内閣の下での 96 条改憲論の登場

*2013 年における 96 条改憲先行論の登場

*安倍首相は国民の多数が改憲を望んでいるにもかかわらず、国会の三分の一の野党議員が改憲に反対すれば、国民投票にもかけられないのはおかしい」と述べた。憲法の最高法規性をわきまえていない発言。改憲論者からも「裏口入学」との批判が出されて、この 96 条改憲先行論は引っ込めざるを得なくなった。但し、上記自民党の改憲草案には、96 条を改憲して、国会の両院の議員の過半数の賛成で改憲の発議ができるように規定している。

（4）「お試し改憲」（？）としての緊急事態条項の導入論

*9 条改憲が直ちには困難だとして、そのまえに「お試し改憲」として緊急事態条項の改定案が浮上してきた。この度の熊本地震に際しても、菅官房長官は、記者会見（4 月 15 日）で、緊急事態条項の導入は「きわめて重く重大な課題だ」と述べた。まさに、「震災便乗型改憲論」というべき。しかし、これは、9 条の改憲と同様に、憲法の平和主義、立憲主義、民主主義を形骸化する危険なもの。

*緊急事態条項の導入論の論拠は、①東日本大震災のような震災に際して政府が臨機応変に対応する必要がある、②衆議院選挙と同時期に緊急事態が発生した場合に、議員の空白が生じるので、そのような場合には、特例として議員の任期の延長を認める必要がある。③フランスやベルギーのようにテロが発生した場合に、臨機応変の対応をするためには、憲法に緊急事態に対処できる政府の権限を明記する必要がある、④諸外国の憲法では、一般に緊急事態条項があるなど。

*自民党の改憲草案は、以下のような緊急事態条項の導入を提案している。

「98 条内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 項緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 項（略）内閣総理大臣は、百日を越えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を越えるごとに事前に国会の承認を得なければならない。」

「99 条緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は、財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 項（略）

3 項緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において、国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関する指示に従わなければならない。（以下略）

4 項緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。」

*しかし、このような改憲案には、以下のようないかがわしい問題点がある。

① そもそも「緊急事態」の意味が広範漠然としている。発動の要件も、「特に必要があると認めるとき」ときわめて甘い。②緊急事態においては、内閣に法律に代わる政令制定権を認めるのみならず、緊急財政処分権も認めている。内閣が独裁的な権限を行使できる（「委任独裁」）。③しかも、国民に政府の措置に従う義務を課している。④自治体にも政府の指示に従う義務を課している。しかも④緊急事態の宣言の期間が100日と長期に及んでいるなどの問題がある。

*上記導入論も、いずれも、正当な根拠をもつものとはいえない。自然災害に関しては、現に災害対策基本法や災害救助法などがあり、これらの法律を適切に運用することがむしろ必要。中央に権限を集中することではなく、自治体に権限を委ねることの方が大切。奥山・仙台市長も「緊急事態条項は不要であり、基礎自治体が予算や権限をもって行動に移れることが大事」と述べている。

*今回の熊本地震に際しても、安倍首相は、4月15日、天候悪化に備えて、屋外に避難している被災者に対して屋内の避難所に避難するために屋内避難所を確保するように指示した。これに対して、樺島熊本県知事は、「避難所が足りなくて、被災者が外に出たのではない。余震が怖くて室内にいられないから外に出たんだ。（政府は）現場の気持ちがわかっていない」と批判した。

*現行憲法には、衆議院が機能しない場合のために参議院の緊急集会の規定を置いている（54条2項）。衆議院が解散された時点で震災が発生して選挙ができない場合においても、参議院が存在しているので、国会としての機能はできる。

*憲法54条「衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会を召集しなければならない。

2項 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。」

*ちなみに、ドイツでも憲法に緊急事態条項はあるが、ワイマール憲法の反省を踏まえて、緊急事態においてあくまでも議会が立法権を行使するようになっているし、政府の違憲な権力行使に対しては、憲法裁判所の統制（115g条）と国民の抵抗権の行使（20条4項）を認めている。

*ワイマール憲法48条「2項 ドイツ国内において公共の安全及び秩序に著しい障害が生じ、又はそのおそれがあるときは、ライヒ大統領は公共の安全及び秩序の維持を回復させるために必要な措置をとることができる。必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。

この目的のために、ライヒ大統領は、一時的に人身の自由、住居の不可侵、親書・郵便・通信の秘密、表現の自由、集会結社の自由、及び所有権の保障を停止することができる。5項 詳細は、ライヒ法律でこれを定める。」

*なお、アメリカの憲法には、このような緊急事態条項はない。侵略に際して、人身保護令状の停止権限を連邦議会に認める規定（1条9節2項）と非常の場合に連邦議会を召集する権限を大統領に認める規定（2条3節）があるのみ。ただし、戦争権限法（1973年）、国家緊急事態法（1976年）、国家緊急事態経済権限法（1977年）などがある。

*フランスの憲法には、緊急事態条項がある（16条、36条）が、昨年のテロに際して適用されたのは、これらの条項ではなく、「緊急状態法」（1955年）であった。同法が、国境封鎖、夜間の集会禁止、令状なしの家宅捜査などを認めていることを適用したが、これには、フランス国内でも異論が少なくない。

（5）明文改意の本丸としての9条改憲論

*安倍首相は、「憲法学者の7割が9条を読むと自衛隊は違憲のおそれがあると判断している。違憲の疑いをもつ状況をなくすべきだという考え方もある。占領時代に作られた憲法で時代にそぐわなくなったものもある」と述べて（2月3日衆院予算委）、9条改憲の根拠としているが、これも逆立ちした議論といるべき。

*9条改憲の狙いは、戦争法制を合憲として、日本が「戦争ができる国」にすること。それと合わせて、自民党の9条改憲草案のような内容を憲法に盛り込もうとしている。

(6) 「法の支配」、立憲主義などを理由とする 9 条改憲論

* なお、最近、「法の支配」や立憲主義を名目として 9 条削除論を説く議論が出されている（井上達夫）が、これは、政府の軍事大国化に対する憲法上の歯止めをなくする議論であり、法の支配や立憲主義をむしろ損なうものというべき。

* また、9 条を改憲して専守防衛と国連中心主義を明確にすべきだという議論も「新 9 条論」として提起されているが（加藤典洋など）、このような議論も 9 条の明文改憲論であることには変わりがない。新たに改憲された 9 条が濫用されないという保障は全くないし、それによって国際紛争の非軍事的解決という 9 条の精神は消えてしまう危険性が大きい。

3 立憲民主平和主義を取り戻し、活かす課題

(1) 立憲民主平和主義を破壊する安保法制（＝戦争法制）の廃止のために

* 戦争法廃止法案の国会審議の要求

* 2000 万人署名運動の推進

* 戦争法違憲訴訟の提起（2016 年 4 月 26 日、700 人が提訴）

* 7 月の参議院選挙で過半数を獲得して、戦争法の発動を参謀院で同意せずに阻止できるようにする。

(2) 立憲民主主義の再生のために

* 国民が主権者（政治の主人公）であること、統治の客体ではなく、主体であることを再確認する。市民が日常的にデモをして意思表示をして、政治（政党）に影響力を及ぼしていく政治社会にする。

「おまかせ民主主義」から「市民が物言う民主主義」へ。

* 小選挙区制から比例代表制への選挙制度の見直しの必要性。2014 年衆議院選挙では、投票率は、戦後最低の 52, 66 %。自民党の得票率は、比例区では 33 %。有権者全体では 17 % の支持を得ていたに過ぎなかった。それにもかかわらず、291 議席を占めたのは、小選挙区制によるところが大きい。

* 議員定数の不均衡は一向に是正されないまま。現在の国会は「正当に選挙された代表者」（憲法前文）ではない。早急に是正すべきだし、最高裁も、「違憲状態」といった生ぬるい判決ではなく、「違憲無効」判決を出すべき時期に来ている。

* 衆議院の解散権のあり方についても再考すべき時期にきている。あたかも首相の専権事項であるかのごとくに言われて、国会議員もマスコミもそれに踊らされている状況は、まずい。衆議院を内閣が解散できるのは、憲法 69 条の場合、すなわち「衆議院で（内閣に対する）不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したとき」に限定すべきではないか。ドイツでは、かつてワーマール憲法の下で大統領の解散権が濫用された経験を踏まえて、連邦議会の解散権は基本的には 69 条のような場合に制限されているし、また、イギリスでも 2011 年に「任期固定制の議会軌が制定されて、下院議員の任期は 5 年として、内閣が下院を解散できるのは、①下院が三分の二の賛成で解散を決めた場合、②下院が政府不信任案を可決した場合に限定されることになった、これらの事例をも見習うべき。

* 立憲民主主義の前提条件ともいべき表現の自由、報道の自由を取り戻すべき。「国境なき医師団」は、さる 4 月 20 日、「報道の自由度ランキング」を発表したが、日本は、180 カ国中で 72 位であった。この汚名を取り払う必要がある。

* 「人間らしい生活」のために憲法 25 条を生かす必要性。消費税の 10 %への値上げを先送りすれば、アベノミックスがうまくいっていないことを認めることにもなりかねず、さればといって値上げをすれば、景気はさらに減速することになる。安倍首相は、いまこのジレンマに苦しんでいる。日銀の金融政策（ゼロ金利政策）も効果がないことが明らかになりつつある。アベノミックスの破綻を明らかにし、拡大社会から、憲法 25 条を生かす社会へと大胆に政策転換をすべき。そのため

に政権交代を実現すべき。

(3) 立憲平和主義を再生し、活性化するために

*「不戦の誓い」としての憲法9条の意義の再認識。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し(て)」(憲法前文)制定された憲法9条は、日本国民のみならず、アジア諸国の人々、そして世界の人々への「不戦の誓い」としての意義を今日でももつてい る。この憲法9条の下で、日本は、戦後70年間、戦争をしないできたことの意義を改めて確認すべき。その意義は、心ある海外の人々にも理解されている。例えば、「9条は東アジアの共有財産」(金ヨンホ・韓国慶北大学教授)といった指摘。

*北朝鮮の核開発に対抗するためには、「東北アジア非核地帯条約」を日本も含めた形で締結する運動を展開すべき。「核抑止」論は、すでに破綻している。核テロの危険性も指摘されている。「核のない世界」を「被爆軌の日本こそが世界に率先して提唱して、その実現に全力を傾倒すべき。

*中国との関係では、日中平和友好条約(1978年)が規定するように「両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵などの諸原則及び国連憲章の原則に基づき、相互の関係においてすべての紛争を平和的手段により解決し、及び武力または武力による威嚇に訴えないことを確認する」(1条2項)ことが重要。尖閣列島の問題は、この規定の趣旨を踏まえて対応して解決を図るべき。「敵対的相互依存関係」から脱却すべき。

*対テロ対策としては、日本はむしろ西欧キリスト教国にもイスラム系の国にも属していないことを踏まえて、テロの非人道性と無益性を訴えていくべき。いたずらに有志連合に軍事的に加担することは、かえってテロの対象とされかねない。

*深瀬先生は、その著書の中で要旨つぎのように述べている。古来、「汝平和を欲するならば、戦争に備えよ」という格言があるが(安倍首相の「積極的平和主義」もこのような考え方によるとと思われるが)、しかし、それは間違っている。戦争に備えたならば、戦争になる公算が高い。したがって、むしろ、「汝平和を欲するならば、平和に備え、平和的生存権を培え」というべきである。

結びに代えて

以上を踏まえれば、今年7月の参議院選挙(あるいは衆参同時選挙)は今後の憲法の命運を占う上で、決定的に重要なことがわかる。

5月22日「緊急事態条項は憲法に必要ない」

平和憲法ネットワーク高知の総会を開催し、記念講演で、憲法と緊急事態条項の関係について、日弁連災害復興支援委員会緊急時法制プロジェクトチーム座長の永井幸寿弁護士から「憲法に緊急事態条項は必要か」と題して、講演して頂きました。

高知新聞にも、講演会の様子が報じられていますが、8面でも「憲法のいま交付70年」特集で「緊急事態条項」を取り上げ、永井弁護士の主張も取り上げられていました。

講演では、安倍政権が自民党改憲草案に盛り込み、改憲の糸口にしようとしている緊急事態条項を憲法に新設しようとするこの危険性を①国家緊急権とは何か。②日本国憲法の趣旨は何か。③災害、テロのために国家緊急権は必要か、④自民党案の国家緊急権案はどのようなものか。という視点から指摘頂きました。

◆国家緊急権とは戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもつてしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序(人権の保障と権力分立)を一時停止して非常措置を取る権限であること。



- ◆そのことを踏まえた上で、国家緊急権は、歴史的に多くの国で軍人や政治家に濫用されてきた「濫用の危険」が①不当な目的：宣言が正当化されない場合に宣言②期間延長：非常事態が去った後も緊急措置を延長③過度な人権制限④司法の遠慮：人権保障の最後の砦の機能をしない。という危険性が現れると、誰も政府を止められなくなること。
- ◆大日本帝国憲法では、国家権力が過度に強く人権保障の充分でなかったところ、国家緊急権が加わり濫用されたことから、国家緊急権は現行憲法には規定せず、非常事態への対処の必要性から平常時から厳重な要件で法律で整備することとしてきたのである。
- ◆大災害のため選挙ができないことを想定した必要性を説くことに対しては、①衆議院の総選挙直前で衆議院議員を欠いても参議院の緊急集会を求められる②参議院の通常選挙直前でも衆議院議員、非改選参議院議員（定足数は1／3で足りる）がおり国会開会可能③衆・参のダブル選挙直前でも非改選参議院議員の緊急集会可能④衆議院の任期満了による選挙直前。衆議院の任期満了による選挙は68年間で1回で稀の稀。公選法31条で任期満了の30日以内に選挙実施して任期満了と就任を同時にする。衆議院が機能しない時に国会に代替するという参議院の緊急集会の趣旨から緊急集会の請求が可能など、想定されることに対して、国会は機能することを挙げて反論された。
- ◆災害の場合の法律による制度は、権力の集中として、非常事態等の布告、宣言が行われた場合に、「内閣は、国会閉会中、衆議院解散中、臨時会・参議院緊急集会の請求出来ない。緊急政令を制定出来る」とこと、「内閣総理大臣に権限集中する場合」、また、人権の制限として「都道府県知事の強制権」や「市町村長の強制権」の事例をあげ、法律での対応が可能のこと。
- ◆外国の憲法には国家緊急権が定められているという主張に対しては、「日本人は「皆やっている。」というと傾きやすいが単なる数ではなく冷静に内容を検討すべき」「93カ国について憲法の緊急権の要件・効果も、法制度も明らかではなく比較しようがない。」「緊急権はその国の歴史・政治・法制度等に密接な関係があるが、聞いたことすらない国もあり、このような国と日本を比較することは意味がない。」ことから正当な主張ではないこと。
- ◆災害対策の原則は、「準備していないことは出来ない」ということであり、国家緊急権は非常事態が発生した後に、言わば泥縄式に強力な権力で対処する制度。準備していない事態に対してはいかなる強力な権力を持ってしても対処しえない。福島第一原発事故の被害が大きくなったのも、法律や制度の適正な運用による事前の準備が全くなされなかつたことが原因で、災害が起こった後に憲法を停止しても対処できない。むしろ、緊急事態条項によって、事後に対応することになるとの意識が働き、事前の準備がされなくなる。
- ◆平成27年7月～9月に、岩手、宮城、福島の被災市町村の首長からヒアリングして聞き取ったのは「市町村に主導的な権限を与える、国は後方支援をして欲しい。」「「災害には顔がある。」被災地域（山間部、都市部等）災害の種類（地震、噴火など、雪害）」「災害対応は時間の経過で変化する。」「ニーズは地域で異なる（県や市より狭い）→情報が直ちに入り、迅速に最も効果的な対応が出来るのは被災者に最も近い自治体（市町村）であり、国ではない。」だから、政府に権力を集中するのではなく、市町村に主導的な権限を与える、国は後方支援をするシステムをつくるべきである。
- ◆日弁連のアンケートでは、24自治体中23自治体が「災害対応に憲法が障害になったことはない。」と答えている。唯一、「なった」と答えた自治体も、法律で対応できることを知らずにできなかつたから、答えたというもので、実質的に憲法が障害になつた自治体はなく、むしろ、被災者の人権が保障されていないと感じた自治体が多かった。
- ◆テロを理由の国家緊急権も、テロは自然災害と異なり、当然に発生するものではなく政策によつて予防できるものであるから、テロは国家緊急権の「非常事態」ではない。憲法に創設すべきではない。
- ◆自民党の憲法改正草案にある国家緊急権は、目的の不当性、措置の期間、過度な権力集中・人

権制約の面から、緊急事態宣言をしたら直ちに独裁が成立してしまうような代物である。

そんな話された内容に、参加者のアンケートからは、「危険性がよく分かった」「憲法に緊急事態条項は必要なし」ということが確認できた講演会になりました。

緊急事態条項によって一挙に独裁体制を築く可能性があり、この危険性は、これまでにもずっと言ってきたところですが、改めて「緊急事態条項」の危険性について、永井幸寿弁護士が、女優の松田美由紀さんの質問に答えた形の「テレビがまったく報じない「緊急事態条項」って何？ どんなふうに「緊急事態条項」は危ないの？」を掲載させて頂きます。

(引用)

永井先生は、なんとも優しそうな笑顔の持ち主。顔ってやっぱり信じられる。でも緊急事態条項の事になると、きっぱりとして発言する。そんな正義感のある方です。(松田美由紀)

松田美由紀さんが永井幸寿弁護士聞く、「緊急事態条項」の危険性

Q. 今度の選挙に行こうか迷っています。

A. 今度の選挙は、日本国憲法が改正されるかどうかが決まる最も重要な選挙ですから行った方が良いですよ。

Q. 憲法改正にかかるのですか。そんなことテレビでも言ってませんけど。

A. 与党は、憲法改正が争点になると票が減るのであえて争点にしていないです。安倍総理大臣は憲法を改正すると繰り返し言つており、選挙の結果によつては、今年の秋から憲法審査会を国会に設けて憲法改正の手続きに入ります。

Q. 憲法の9条を改正するのですか。

A. 災害のために緊急事態条項を憲法に入れるという改正です。

Q. 緊急事態条項って何ですか。

A. 戦争、内乱、大規模な災害等のときに、国家を守るために、人権保障と権力分立を止めてしまう制度です。これは①国家を守るための制度であつて国民の権利を守る制度ではないこと、②人権保障と権力分立を止めてしまうことに特徴があります。

Q. 人権保障、権力分立って、何でしたっけ。

A. 人権とは、人生まれながらに持つてある、平等で自由で、人として尊重される権利です。幸福追求権や、表現の自由、財産権、生存権などがあります。

この人権を保障するために国家（政府、国会、裁判所）が作られました。しかし、国家の権力が余り強くなるとかえつて人権を侵害する危険があるのでわざと3つに分割して、国会、内閣、裁判所がお互いに邪魔し合う制度を作つたのです。これが権力分立です。緊急事態条項はこの人権保障と権力分立を止めてしまう制度です。

Q. 緊急事態であれば、権力をくつつけた方が効率はよいのではないですか。

A. 効率がよい面もありますが、人権保障と権力分立を止めてしまうので濫用の危険の方がはるかに高いのです。

濫用の危険としては、政府は、①緊急事態ではないのに緊急事態だと言って使う、②緊急事態が去ったのに権力を離さない、③人権を過剰に制約するというものがあります。また、裁判所が遠慮して政府を抑制しなくなります。だから誰も政府が暴走しても止められません。

Q. 何か具体的な例はありますか。

A. ナチスドイツの例があります。ドイツは第1次大戦に負けた後ワイマール憲法という理想的な憲法を作りました。ナチスはこれを使って、クーデターも革命も起こさずに合法的に独裁権を得てしまいました。

国会が何者かに放火されたとき、反対政党の仕業だと言って、反対党員を逮捕拘束しました。そして、国会に登院できないようにして全件委任法を強行採決しました。全件委任法とは国会の立法権を政府に全部移してしまう制度です。これで独裁が確立して、600万人のユダヤ人を殺害し

たり、第2次世界大戦を起こしたりしたのです。

Q.日本国憲法には緊急事態条項はないのですか。

A.日本国憲法は、政府によって濫用される危険があることからあえて緊急事態条項を設けていません。その代わり緊急事態には法律等によってあらかじめ準備して対処するというスタンスを取っています。

Q.そういえば、「緊急事態条項がないのは日本だけだ」という意見を聞いたことがあります。そうであれば日本も設けるべきではないですか。

A.緊急事態条項が使われる典型的な場合は戦争の場合です。この場合に人権が制約されるとは、「お国のために国民が命を捧げる」ということです。戦争をすることと緊急事態条項はセットになっているのです。

日本は憲法9条があるので自衛戦争以外の戦争は出来ません。緊急事態条項が無いのが日本だけなのは当たり前のことです。政府は、戦争のために緊急事態条項を設けると言えば反対が出るので、災害のために緊急事態条項を設けると言っているのです。

Q.でも、隣の国からミサイルが飛んできたときのためには、緊急事態条項は必要ではないですか。

A.大丈夫です。憲法9条は自衛のための戦争は認めています。これは安保法制が去年成立する前から認められていたことです。

自衛権は、①相手が攻撃したこと、②他に取るべき手段がないこと、③必要最小限の反撃であることが要件です。従って、この①～③をみたす状況なら、相手の国のミサイルを打ち落とすことは出来ます。逆に、ミサイルが飛んで来る状況で権力を集中しても何が出来るのでしょうか。

Q.では、大規模な災害があったら緊急事態条項は必要なのではありませんか。

A.先程、日本国憲法は、緊急事態条項は危険なので設けないが、緊急事態にはあらかじめ法律等で準備すると言いました。そして、災害に関する法律は完備されています。一定の範囲で政府に権力が集中し、人権の大幅な制約もされています。

Q.東日本大震災では政府に不手際があったと言われています。緊急事態条項は必要ではありませんか。

A.災害対策の原則は「準備してないことは出来ない」ということです。緊急事態条項は災害が発生した後に泥縄式に権力を集中する制度です。でも、どんな強力な権力も準備してないことは出来ません。

例えば、東日本大震災では原発事故が起り、避難する過程で50人の寝たきり高齢者が死亡する事件がありました。法律では、国や自治体は防災計画や防災訓練を事前にすることになっています。しかし、原発事故は起きないことになっていたので、事前の避難計画も訓練もなかったのでこのような事態になったのです。このように法律に従った準備がなかったことが原因なのです。

Q.では、テロのために緊急対条項が必要ではないですか。

A.テロは災害と違って、必ず起きることではありません。政府の政策によって、紛争があれば中立を保ち、また、両当事者の話し合いの場を設定する等の活動で回避することができます。また、テロについても、国内の法律で充分に完備されており、一定の権力の集中や人権の制限が認められています。

Q.自民党はどのような緊急事態条項を考えていますか。

A.日本国憲法では国会が法律と予算を議決して、内閣が法律と予算を執行するという形で権力分立をしています。しかし、自民党の案では、緊急事態に内閣総理大臣が「緊急事態だ」と宣言すれば、内閣は法律と同じ効力のある政令を制定出来ます。

また、内閣総理大臣だけで予算を決定出来るのです。だから、政府が法律議決権・予算議決権と、法律と予算の執行権の両方を持ってしまうのです。

Q.国会はこのような政令や予算に反対できないのですか。

A. 反対しても、このような政令や予算は効力を失いません。つまり、国会の法律と予算の議決権が政府に移ってしまい、国会はコントロールが出来なくなるのです。

Q. いつまでその様なことが出来るのですか。

A. 自民党案には期限が書いてありません。国会が認めれば何時までもこのようなことが出来ます。つまり国会はなくなつたも同じになります。

Q. どのような政令や予算でどのようなことが決められるのですか。

A. どんなことでも決める事は可能です。だから、緊急事態と関係のないことでも決められます。例えば内閣総理大臣が「熊本地震で緊急事態だ」と宣言すれば、去年成立した安保法制も内閣だけで決められるし、その法律で戦争をするための予算も内閣総理大臣だけで決められるのです。

Q. それってすごい権力ですね。

A. はい、憲法学者の木村草太さんは「内閣独裁条項」と言い、石川健治さんは緊急事態条項を設けることは「クーデター」であると言っています。

Q. どうなれば憲法改正が出来るのですか。

A. 衆議院と参議院のおののの $2/3$ の議員が発議して、国民投票で過半数が賛成した場合です。現在衆議院の $2/3$ が自民党公明党議員なので、今回の参議院議員選挙で改選される 121 人中 68 人 (56%) が、憲法改正に賛成する議員になれば衆議院、参議院が発議できます。後は国民投票になります。

Q. 憲法改正は止まらないのでしょうか。

A. 第 1 に、今度の参議院選挙で改憲に賛成する議員が $2/3$ 以上にならないように投票することです。また、第 2 に、万一 $2/3$ 以上になったときは来年以降の国民投票で賛成の投票をしないことです。そうすれば止めることは可能です。

5月15日「大津田辺島から誓う不戦・平和」



大津田辺島の方から、田辺島空襲のことを語り伝える取り組みをしている、「田辺島空襲を伝える会」を立ち上げ、田辺島空襲を風化させないための記念碑をつくる取り組みもしていることのお話を伺っていました。

実現に至るまでは、さまざまご苦労があり、相談を受けながら充分なお手伝いもできないまま、昨日の完成、除幕式を迎えるました。

常々、仰っていた「戦争は人間同士の殺し合い。決してあってはならないこと。田辺島空襲を語ることで、命は大切なんだよ、と子どもたちに伝えたい」との思いが、この時期に形になったことが、大きな意味を持つように思います。

この碑の前に、不戦平和を誓う子どもたちや市民が、折に触れて集い、碑文を確認しあい、地域からの平和教育が続いていることを祈念します。

碑には次のように刻まれています。

田辺島が空襲された日

アジア太平洋戦争（一九四一年～一九四五年）中の昭和二十年（一九四五年）七月四日未明に、アメリカの B29 爆撃機が高知を空襲、このとき、ここ田辺島（長岡郡大津村田辺島地域）も焼夷弾を落とされ、住民は夜明けまで国分川や近くの田畠に逃げまどいました。この空襲で田辺島西組地域では三十余戸が全半焼、多くの人が住む家を失いました。

私たちは二度とこのような惨事が繰り返されることのないよう、強く願っています。戦争の被

害の記憶を永くとどめ、不戦の思いを新たにするため、ここにこの碑を建てます。

ニ〇一六年五月八日

田辺島空襲を伝える会

7月28日「高知大学『橋人』が沖縄と向き合う真摯な姿勢に学ぶ」

高知大学のサークル「橋人（はしんちゅ）」（沖縄の現在－未来をつなぐ架け橋）の企画展のため、高知大学朝倉キャンパスに駆けつけました。

「橋人」とは、「沖縄問題に注目し、現状についての理解を深め、問題の解決を目指して行動するサークルで、沖縄の人の立場に立って考え、問題解決のため沖縄と本土の橋渡しを促していくとともに、沖縄の現在から未来へ架ける橋を作ることを目指している」とのこと、沖縄出身の学生を中心に5人で立ち上げたそうです。



今回の取り組みは、7月の毎週木曜日「沖縄の現在の姿を見つめなおす～米軍属女性遺体遺棄事件を繰り返さない」として、「観光地だけじゃない、沖縄を見て」との企画で、沖縄の問題を考えるヒントになる資料の展示や、ビデオ上映が行われていました。

サークルメンバーの学習成果の手作りの展示物や沖縄の観光から基地問題、文献から写真集、マンガまで沖縄関連のものがいろいろとあり、大学生がとっつきやすいもので工夫されているように感じました。

上映映像はNHKで2007年8月に放送された「その時歴史が動いた忘れられた島の闘い～沖縄返還への軌跡～」で、施政返還までの沖縄の闘いの歴史が描かれたもので、大学生にとっても分かりやすい内容になっていると思います。

高知の若者を沖縄問題に真摯に向き合わせる機会をつくろうとしている彼らの取り組みに敬意を表したいと思いました。

彼らの姿勢を見るにつけて、私たちも、しっかりと沖縄と連帯する闘いを継続させなければならぬと感じたところです。

8月15日「『国策』ということの恐ろしさを改めて考え方をさせられる満蒙開拓」



今日の終戦記念日を前に、昨日は、日中友好中国帰国者の会と県日中友好協会の共催によって「8.15終戦の日記念集会」を開催し、参加者の戦中戦後の筆舌に尽くしがたい体験をお話し頂きました。

その筆舌に尽くしがたい体験をして生き抜いてきただけに、誰もが「戦争を繰り返してはならない」ことを最後に添えられていきました。

集会の最後には、28年前に帰国のために出迎えた男性残留孤児の音頭で、「戦争反対、平和維持」とスローガンを述べ、参加者全員で拳を固めました。

私は、最後に、「帰国者と一部の関わりのある人たちだけで、毎年行うのではなく、この体験談を小学生の平和学習として行っていきたい」と述べさせて頂きました。

奇しくも、昨夜のNHKスペシャルは「村人は満州へ送られた～“国策”71年目の真実～」と題した『満蒙開拓』、移民事業の深部で明らかになったことを報じたもので、その結果として、元残留孤児・婦人ら帰国者たちの過去と今に通じる国策の姿が描かれたものでした。

当時15歳の少年が、現地で集団自決の手伝いをさせられて、今もその記憶を拭い去ることがで

きず、悩み続けている高齢者、悩みながらも開拓団を送った責任を感じて終戦後自殺された村長の苦悩を見たとき、一方で国策として突き進めたものの反省のなさ。

今も、原発稼働という国策がいかに国民の思いと暮らしを踏みにじろうとしているのか、そして、集団的自衛権が国策として行使されるようなことにならないかとの不安を国民が抱えている中で、国策至上主義が、繰り返されることがあつてはならないのです。

長野県の農村に限らず、高知でも同様のことが行われていたのであって、このことを歴史の中の事実として、語り継ぐことが、帰国者の皆さんとともに我々にも課せられた役割であると思わざるをえませんでした。



そして、もう一つの平和を考える行事として、自由民権記念館に移動し「高知市平和の日記念事業」の展示を見学し、その後平和祈念講演会の「ズッコケ三人組平和を語る」と題して人気シリーズ「ズッコケ三人組」の著者で児童文学作家の那須正幹さんのお話を聞かせて頂きました。

50巻を節目にズッコケ三人組を卒業させ、05年からファンの声に応えて「ズッコケ中年三人組」を毎年一才年をとらせて書き、50才になった時、「ズッコケ熟年三人組」を書いて、それを最後にした。

なぜなら「主人公の三人は、平和と民主主義の申し子であった。だから自由に活動してきた。しかし、これからこの国に行く末を考えるとこれ以上書けない。」と言われました。

他にもヒロシマ三部作に込められた思いや来年明治維新150年を迎える中、前半の80年は、日常生活が戦争だった中で、加害者でもあった少年たちがいたこと。などそれぞれの作品に込めた思いをお話下さいました。

最後に、会場からの質問に答え、「いまの社会は、憲法より、経済や福祉が優先しているのだろうが、平和憲法が大事と気づくのが遅すぎるのでないか。目と耳を開き、口をつぐまない。」と言われたことに、今の国民がどう向き合えるのかが、これからこの国の大切なあり方を守っていくことになるのではないかと感じさせられる示唆に富んだお話を聞かせて頂きました。

9月17日「おばちゃん全体の底上げとオッサン政治に愛と突っ込みを」

男女共同参画社会の実現に資するため、県内で活動するグループ、NPO、その他の団体が行う活動を支援することを目的としている2016年度「ソーレえいど事業」として採択されたうち男女共同参画ポレールの事業で女性の政治参画を進めるための講演会に参加してきました。

今回の講演会は、テレビでおなじみの「全日本おばちゃん党」代表代行で大阪国際大谷口真由美准教授が「～女性の政治参画を進めるために～女性議員、なぜ少ない！どうしたら増やせる？」とのテーマで、質疑も含めて、女性の政治参画、議員になるということについて話して頂きました。

「全日本おばちゃん党」は「おばちゃん目線で政治を考え、おばちゃん全体の底上げを図る」「オッサン政治に愛と突っ込みを入れる」ことを目指して結成されたそうです。

「オッサン」とは上から目線で、独善的で「ありがとう、ごめんなさい、おめでとう」という3つの単語が使えない男性たちで、このような女性を「オバハン」と言うのだそうです。

多様性が分かるようになることが、女性議員が増えることで、大まかには男女は半々なのに、議会では圧倒的に少数の女性が感じている居心地の悪さを、男性も居心地の悪さとして実感することが、自分の中の少数者性を身につけることになる。

多數者性を「当たり前」と思っていると多様性や少数者性に鈍感にならざるを得ない。

政治家の中には、多數者の意見を代弁するだけの少数者もあり、数が少なければオッサン政治家

に迎合するオバハン政治家がいる。

人口の半分以上の女性を大事にできない社会が、少数者を大事にできているのか。

そんな社会、政治の意思決定機関の場に、女性議員を増やしていくためには、まず、女性が「私なんて」ではなく「私が」と主語を明確にすることであると強調し、「全日本おばちゃん党」は「主語を私に」「自立する」「オッサン社会に愛と突っ込み」「知識を得て、知恵を出す」「後進を育てる」と目標に、「多様性を求めるなら、女性にいっぺんやらしてみいへんか」と訴えられました。

女性が政治の意思決定機関の場に、多数必要なことの考え方が、改めて整理されたように思います。

8 県政意見交換会の開催について

2月18日（土）14時～ 第65回県政意見交換会

下知コミュニティーセンター4階多目的ホール



長時間の報告にお付き合い頂き、貴重な御意見も伺わせて頂きました。

フロアーからの御意見では、「航空隊基地関連予算について」「提言されている高校への防災科新設だけでなく県立大学にも必要、教官となるべき人材育成の場として高知県南海地震対策研究所のようなものを設立について」「津波避難ビルの指定については、地盤調査がされているのか」「島根の海士町の高校でのインターネットを使った起業について」などの御意見を頂きましたし、会場では質問でき

なかったのでとメールでの御意見も頂きました。

これらの御意見を受け止めて、2月定例会に備えることとしました。

2月20日（月）18時30分～第66回県政意見交換会

高知共済会館3階「藤」

産業振興計画などによる経済の活性化を実感できないことや非正規化の進む雇用労働情勢への懸念や貧困対策など施策が本当に必要としている人に届けるためにどうするのかなどの貴重な御意見を頂きました。

二回の意見交換会で頂いた意見や今日の知事の提案説明なども受け、答弁も含めた40分間の持ち時間で、質問すべき内容を詰めていきたいと思います。



9 その他

6月7日「これからはバリアフリー観光をめざすべき」

広域観光みらい会議のユニバーサルツーリズムをテーマとした講演会に参加してきました。

これまで、本会議と予算委員会で二度にわたって取り上げ、2月の予算委員会では、県の「宿泊施設に加え、観光地についても、こうしたバリアフリー化の視点を持って整備が進められることが重要だと考えております。県では、第3次産業振興計画（案）において、障害のある方や高齢者の

方のスポーツ大会の誘致にも力を入れていこうとしております。今後、県といたしましては、ユニバーサルツーリズムを本県で具体的にどう推進していくかという視点を持って、来年度の早い時期から、関係団体と連携し、専門家を招いて、勉強会を開催した上で、実際にモニターツアーを受け入れるなど、実践的でかつ、ビジネス拡大にもつながる形でバリアフリー化の取り組みを進めていきたいと考えております。」という答弁を受けていただけに、今回の講演会も非常に关心を持って聞かせて頂きました。

日本バリアフリー観光推進機構理事長で伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの中村元理事長の「集客売上10倍を実現した、バリアフリー観光の秘密」ということで「バリアフリー観光は、今後の集客に必須」であること「成功のポイントはパーソナルバリアフリー基準」「バリアフリー観光と、まちのノーマライゼーション化」「全国基準のパーソナルバリアフリー基準」などについて、今までの観光の中で、車椅子の方や高齢者の方がなぜ本当の客として扱われなかつたのか、実際のバリアフリー基準の客室づくり、バリアフリーツアーセンターを通じて、求める人たちが必要とする宿泊施設や観光施設にアクセスできることを保障していくことなど極めて具体的なお話を聞かせて頂きました。



そのためにも、四国にはまだバリアフリーツアーセンターは一つしかなく、それも余り機能していないので、高知はそれを早く立ち上げ、四国一のバリアフリー観光県を目指さないかとの呼びかけに、多くの関係者が応えていくことで、バリアフリー観光とまちのノーマライゼーション化が図られることにつながればと思ったところです。

その後、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターを尋ね、調査し、2月定例会の質問の参考としました。

6月25日「『苦境の林業』と向き合うために」



高知県緑の環境会議第30回総会の記念シンポジウムに参加しました。

「木材市場の変化の中で、どうなるどうする苦境の林業」とのテーマで、第一部ではナイス株式会社の井上さんによる「木材流通の現状と新たな木材利用」について、そして、高知大学川田名譽教授から「大きく変化した四国の木材流通」との報告を頂きました。

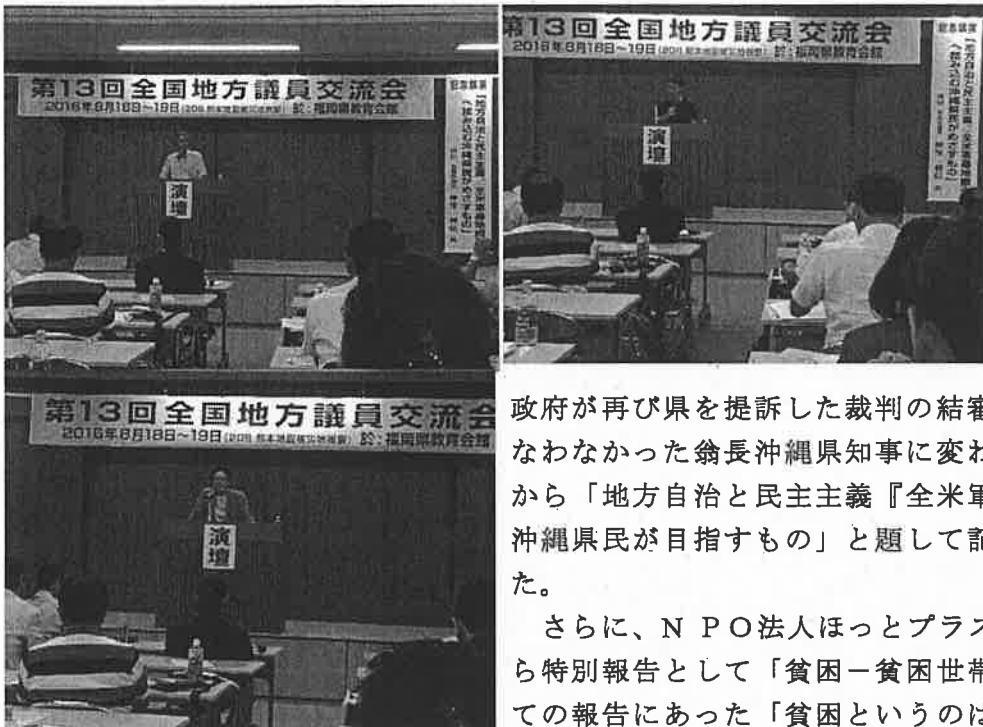
第二部では、お二人に加えて、「とさ林業クラブ」の福田さんから「苦境深まる林業経営」、「香美森林組合」の野島さんによる「森林組合と地域林業の課題」、「とされいほく」の半田さんからは「素材生産をめぐる課題とあるべき姿」、そして県議会商工農林水産委員会でも調査に伺った「池川木材工業」の大原さんからは「新たな木材市場の開拓を目指す」と題して、それぞれのコメントをいただいた後、ディスカッションが始まりました。

緑の環境会議の30年の歴史は、最初の10年が「活性化を目指して」、次の10年が「国際化への挑戦」、そして最後の10年が「苦難」の中で、さらに「苦境」の中へとテーマを変えながらも、今の林業を取り巻く厳しい状況を浮き彫りにしてきましたと言わっていましたが、まさに、その中で、それぞれの立場で呻きにも近い林業経営の崩壊とも言われる苦境の課題を述べられていました。

川上から川下まで、山林所有者から加工業者、消費者、そして森林の恵みを受けるすべての国民と向き合う森林林業政策の難しさを痛感させられた3時間余でした。

議会商工農林水産委員会での議論の参考となりました。

8月18～19日 「地方自治、地域の再生、貧困の克服、平和と民主主義の確立へ地方から声を」



福岡で開催された第13回全国地方議員交流会に、全国から参加した約30都道府県の超党派の地方議員約140人とともに参加してきました。

初日の全体会では、政府が再び県を提訴した裁判の結審準備もあり、出席がかなわなかった翁長沖縄県知事に変わって、仲里衆議院議員から「地方自治と民主主義『全米軍基地撤去』へ踏み込む沖縄県民が目指すもの」と題して記念講演をいただきました。

さらに、NPO法人ほっとプラス代表の藤田孝典さんから特別報告として「貧困－貧困世帯の実態と課題」についての報告にあった「貧困というのは、分かりやすい政治の失敗である。若者の貧困を早めに発見して、早めに支援できるシステムを確立しなければならない。高齢者も含め全世代に広がっている貧困を可視化することが求められている」とことや京都精華大学の白井聰先生からは、「今の社会を貫く諸問題と構造について「集団的自衛権推進派もTPP推進派も対中ブロックを形成し、対中脅威論を万能的に利用し、戦前のファシスト層が代替わりして権力を握っている」と指摘されていました。

そして地方創生と地域経済の分科会の助言者である大阪産業大学の富沢拓志先生の問題提起も受けて初日を終えました。



2日目は、私が参加した「地方創生と地域経済」をはじめ「貧困と格差、雇用社会・保障政策」「TPPと農業崩壊・農民と地域を守る食料安全保障政策」「子どもの貧困と教育格差解消への取り組み」「沖縄安保法制と改憲・原発、地域からアジアの共生、平和独立を問う」の5分科会で議論が深められました。

「地方創生と地域経済」については、初日の問題提起も含めて、参加者が共通して認識していたのは「地域振興は他地域と競うものではなく。現政権の道具にしか過ぎない

「地方創生」は、適当に利用できれば利用するぐらいの観点で、深入りせず、数値目標達成を至上命題としない。『外来型開発』と『内発的発展』のいずれか、どちらがいいか悪いかではなく、融合的に考えたり、我々自身が何を選択するかではないだろうか。

何より、考える機能（企画、戦略、マネジメント、研究開発、市場分析）を外部にゆだねず、少數の産業・企業・財源への依存度を下げ、地域内の活動の多様性を高めることが必要ではないか。産業を地域社会の再生産の輪の中に組み込み、産業振興への理想や期待を下げるなど、地域でできることは限られているし、長い目が必要ではないか。そんな古くから指摘されていることかもしれない視点を持って、『地方ではなく地域創生』を自分たち自身で何のために、誰のために、何を

どうやる活性化なのかを考えていく。」必要性を改めて考えさせられました。

また、分科会に参加されていた神奈川県元開成町長の露木さんの経験からのお話にも随分とヒントがありました。「土地の基本計画がきちんとしてないまま地方創生なんてありえない。50年前の都市計画がいま花開いている。乱開発をしない街を引き継ぐ。教育施設の充実していないところに人口増はありえない。」ここにも教訓はあるように思いました。

さらに、最終全体会では、参加者全員で「地方は日本の宝。地方をナメんなよ！ 2016 全国地方議員交流会アピール」で「地方には人々の暮らしの源泉があります。そして 地域の活力こそ日本の礎です。住民にもっとも身近な地方自治体の未来の豊かな地域の姿を描き闘い、これを阻害する国の政策には「地方をナメんなよ」の気概で果敢に対抗し、損なわれる独立と平和な日本の進路に對して、地方議会から声を上ること。」を確認しました。

2月7日「旧日本陸軍の弾薬庫で考える『ダークツーリズム』と平和学習」

今朝の高知新聞に「高知市の旧日本陸軍の弾薬庫敷地の入札手続き」が始まろうとしていることが、報じられています。



財務省が所有する旧日本陸軍歩兵44連隊の弾薬庫と講堂が残る高知市曙町2丁目の敷地について、高知県と高知市に打診していた取得要望が期限の6日までになかったため、7日から一般競争入札の手続きに入ることになったとのことです。

これまでにも、高知市教育委員会が委託した調査報告では、「1900年前後に建築された44連隊の施設」で、同時期の陸軍関係の建造物は全国的に

みても珍しいという木造の弾薬庫は「全国にも完全な形での現存例がない貴重な建築物」と確認され、「今あえて撤去する理由はなく、何らかの形で保存活用を」と提起していましたが、市教育委員会は「高知市独自で保存活用するのは難しい」とのことだったそうです。



この記事を読みながら、昨年お会いして、「ダークツーリズム」について、紹介頂いた追手門学院大学の井出明准教授のお話を思い出しました。

井出先生は、NHKの番組「視点・論点」で、「戦争や災害といった悲しい記憶を社会が承継、受け継いでいくためには、どのような方法があるのか。本やメディアで知識を受け継ぐことに加え、実際に現場を訪れて悲劇の記憶を体感する『ダークツーリズム』という考え方を紹介する。ダークツーリズムは、20世紀の終わりごろにイギリスの研究者が提唱した新しい観光の概念で、単なるレジャー・娯楽とは一線を画し、戦争や災害といった悲劇の現場を訪れる旅のあり方です。この新しい旅の考え方は、今では監獄や病院などの隔離施設として使われていた場所や、かつて稼働していた産業遺産にも広がっている。」と、国内外の事例を紹介されています。

そして、「悲劇の現場で思索を深めたいという考え方には理解を示しても、ダークという言葉、とりわけ自分の生活圏をダークという言葉で捉えられることに違和感を覚える方もいるかもしれないが、我々の歴史、言いかえればあらゆる現象には光と影の両面があることを意識していただきたい。」と「悲しみや苦難から社会を見るときに、それだけでは描ききれない光の部分への言及が影の部分の反対要素として連続的になされることから、非常に多面的に社会を理解することが可能になる。」と、「ダークツーリズム」の深さについて語られています。

先生のお話を聞かせて頂いて、手にした「ダークツーリズム・ジャパン」第2巻には、「足尾銅山渡良瀬紀行」「軍艦島の光と影」「三井三池炭鉱負の遺産を旅する」「満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所」「長野県阿智村の記憶満蒙開拓平和記念館」「陸軍登戸研究所」「チェルノブイリ・ダークツーリズム」などなど、考えさせられるテーマばかりでした。

そんなことを考えたとき、この「旧日本陸軍の弾薬庫」もそのテーマにもなりうるし、「保存活用はむずかしい」として売却するのは、あまりに残念な気がします。

南国市には、空港の南側の田園地帯に、第二次世界大戦中に使用された戦闘機格納庫「掩体壕」が7基点在しております、反戦への願いを込めて保存されています。前浜公民館に案内看板と駐車場があり、徒歩約1時間で全てをゆっくり巡ることができます。

先日、防災講演会の講師でお招きしていた岡本正弁護士との交流の場で、昨年来高した際に目にした「掩体壕」について、Web上で、「農耕地の中には、かつて飛行機を格納し爆撃から守っていたコンクリート製の巨大な「掩体」の遺構が7つ残っている。これらは、決して忘れてはならない戦争遺構だったのだ。まったく新しい防災建築物である「津波避難タワー」と忘れぬ戦争遺構により、地域の「今」と同時に、「歴史」を知るツアーが実現するのであれば、たいへん興味深い。」と記したことを教えて頂きました。

そのようなことも踏まえて、「旧日本陸軍の弾薬庫」を容易に処分することなく、平和を学ぶ戦争遺構として何とか残せないものかと思います。

